

多摩川における応用地理学研究

—流域開発に伴う多摩川の水環境の史的変遷—

1 9 7 7 年

市 川 新
東 京 大 学 助 教 授

目 次

第1章 本研究の目的

1 - 1 目的	1
1 - 2 定義	2

第2章 江戸時代以前の多摩川

2 - 1 遺跡による記録	3
2 - 2 日本書紀	3
2 - 3 万葉集	5
2 - 4 延喜式	5
2 - 5 吾妻鏡	7
2 - 6 古文書	7
2 - 7 小田原衆所領役帳	8

第3章 多摩川の農業水利

3 - 1 江戸時代以前	12
3 - 2 二ヶ領・六郷用水	18

第4章 玉川上水

4 - 1 その創設	28
4 - 2 玉川上水の管理	29
4 - 3 玉川上水の農業利用	30
4 - 4 玉川上水の水道用水としての使用	33
4 - 5 玉川上水と享保の改革	34

第5章 多摩川と東京水道

5 - 1 東京水道創設以前	48
----------------------	----

5 — 2 東京水道の創設	50
5 — 3 東京水道の拡張	54
5 — 4 近郊水道	57
第6章 川崎市と水利用	
6 — 1 二ヶ領用水の運営	59
6 — 2 川崎市の工業化	63
6 — 3 多摩川右岸農業水利改良事業	65
第7章 小河内ダム計画と水利紛争	
7 — 1 紛争の経過	68
7 — 2 紛争解決	73
7 — 3 解決その後	76
第8章 多摩川の洪水とその対策	
8 — 1 洪水記録	84
8 — 2 砂利採取	88
8 — 3 改修工事および砂利採取の河川工作物に与えた影響	91
8 — 4 砂利採取の禁止	94
8 — 5 壁等の河川工作物とその問題	95
第9章 総括と結びにかえて	
付 — 1 参考文献	99
付 — 2 多摩川年表	123
付 — 3 多摩流域の市町村合併年表	156

第1章 本研究の目的

1-1 目的

河川が人間生活の活力の源泉であったのは、有史以来文明の発達史からうかがわれる。日本においては、稲作を中心とした農耕生活を営なんできたため、人間と河川のかかわりはより密接な関係にあった。

最近とくに戦後、日本社会は、農業国から工業国さらには、情報化社会に変わると、人間と河川の関係も大きく変化してきた。水の利用形態が農業用水から、発電用水、上水道、工業用等の都市用水へ変化したのをはじめ、その循環システムが大きく変化し、河川そのものの変容をもたらしてきた。河川へ水が流入する際には、人間生活の垢ともいべき、汚濁物質が流入し、それにともなって河川水質が変化して生活環境の破壊がおきる。

都市化の河川に及ぼす影響は様々であり、その定性的記述は多いが、実証的、定量的研究はほとんど行なわれていない。

都市を建設、研究するサイドからは、河川は水源ないしは、放流先という一つの施設的なとらえ方しかしていないことが、その理由である。一方、河川を研究・管理する側も発生する現象に対する対策しか考えぬため、河川を一体としてとらえる視点が、欠落していたといえよう。

河川に関する研究、例えば治水、利水、水質に関するものは多くなされているが、それらは河川のもつ一面についての研究である。それらは各々の分野では、専門的にかなり高度の研究であるが、あくまでも河川の一断面を記述するにすぎない。そして、これらの研究を結ぶ「総合的」な研究は、ほとんど行なわれていない。たしかに河川に関する一つ一つの側面を徹底的に研究する事は重要であり、それなくして「総合化」は行なえないが、河川にあらわれている諸現象は、多くの要因がからみ合っており、一つの側面からのみでその現象を完全に記述することが出来ない。例えば、水質を決定するのは、地質、汚濁発生源とその流出機構、流量、自浄作用等の要因があり、どの一つをとっても、その解明は困難であるが、これらが相互に関連しあっている。個々の側面の十分な知識なし評価能力なしでの「総合的」な結論は、独断的な、そして多分誤ったものにならざるをえない。

もう一つの問題点は、在来の科学が数量として表現されるものを中心として発達してきた事があげられる。例えば、BODについては、 5 mg/l と数量化されるが、河川に影響を与えるものは、決してこのように数量化されるものだけではない。堤防をつくり、河道を改修する事の影響は、数量化出来ず、その影響がBODという数量化されるものにどう対応しているかを明らかにする

必要がある。逆のケースもある。汚濁物質が河川に流入する場合、「数」で表現されるが、河川水中で「汚染される」という定性的記述は可能であるが、水質がどうなるかという定量的記述が行ないにくい。

この理由は、前述の多くの要因が関係しているという事実の他に、このような現象が、1対1に対応するハードな関係にあるのではなく、1つのインプットに対して、様々なアウトプットが出現するという「ソフト」な構造になっている事があげられよう。つまり、同じインプットに対して、再現性がない事である。これらのアウトプットは、まったくの偶然ではなく、すべて物理的、化学的、生物学的な条件からきめられるが、その条件をすべて記述ないし予測しないために、アウトプットの予測が行なえず、再現性のあるデータが入手出来ないのが実情である。それが、現象の把握を困難にしている。

本研究はこのように、系として、多摩川流域を対象として、多摩川流域における現象を記述し、それを行なうことにより、現象の原因、さらには機構をあきらかにしようとするものである。

1 - 2 定義

- (1) 対象領域：多摩川流域に限定する。
(2) 解析の対象：都市化に代表される人間活動とそれにより河川にあらわれる人為的影響

影都

第2章 江戸時代以前の多摩川

2-1 遺跡等による記録

江戸時代以前の多摩川流域に関する記録は少なく、その実態は必ずしもあきらかにされていない。しかし最近の考古学研究の発達や、古文書の発見、解読、さらに開発に伴う文化財調査が行なわれるようになり、多くの点があきらかになってきた。昭和40年代に歴史ブームがおこり、各自治体が市史を編纂し、郷土館、史料館を建て、これらの研究成果をとり込み、さらに促進させている。その結果多摩川の歴史は大巾にかきかえられている。しかしながら、研究の進歩は、日進月歩であり、それをすべて取り込み評価をしていくことは困難であり、それが可能なのは、将来になるであろう。例えば、遺跡の分布が発表されているが、① まだ十分に吟味されていなかつたり、その後新たに発掘されたものもあり、完成したものとはいえない。

現在あきらかとなっている点を、より抽象的にいえば、集落の存在場所は湧水や小さな流れのある所で、幼稚な技術で水の利用が可能な所にかぎられていた。多摩川についていえば、本川は荒れ川であり、水の利用には高度の技術を必要とし、周辺台地では地下水水位が深く、水利条件は決してよくはなかった。そのため集落の分布もきわめて限られたものにならざるをえなかつた。

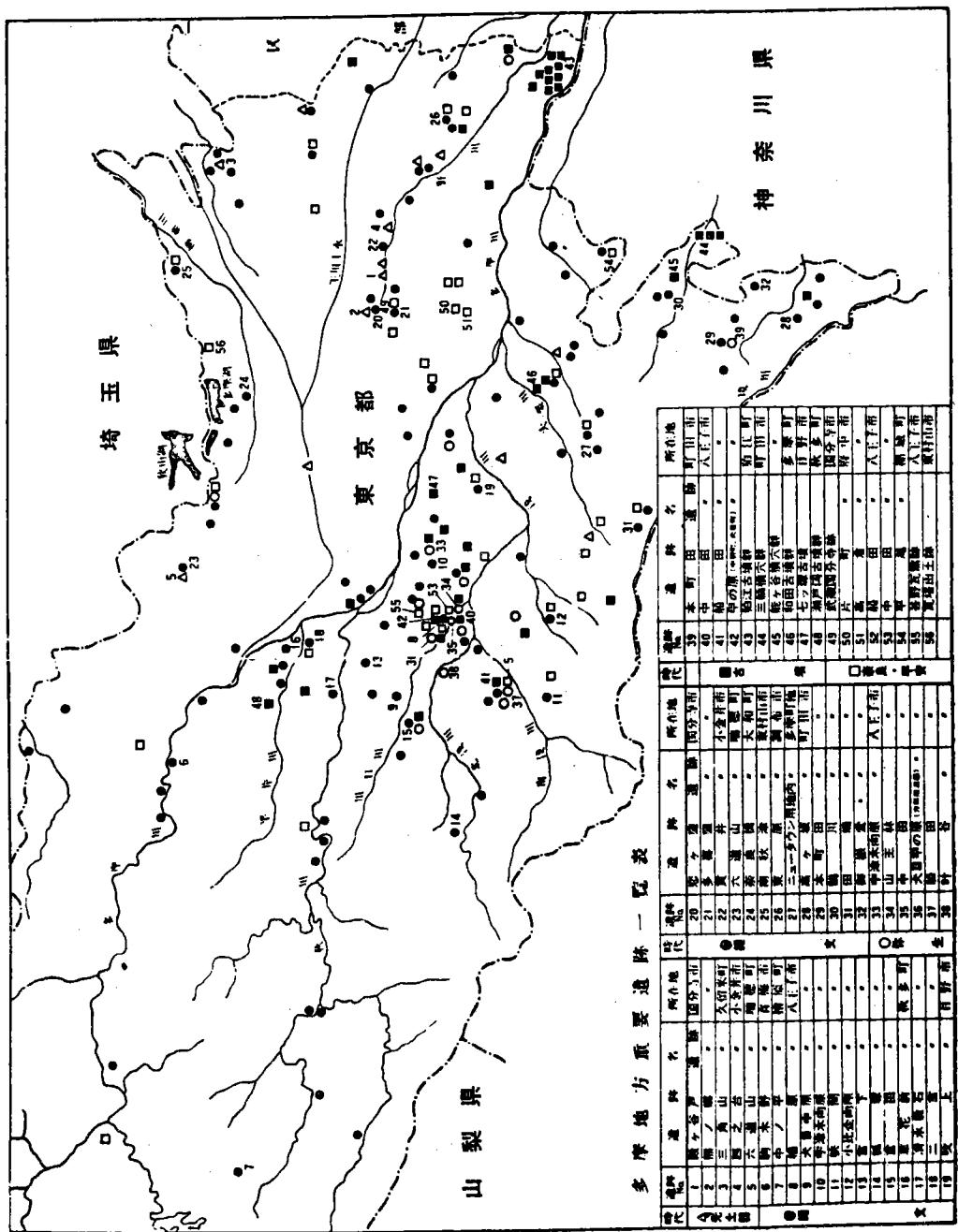
多摩川の左岸の武蔵野台地には河岸段丘が発達し、地表面と地下水水面が交わる所があり、そこが湧水地点となり、集落の発達がみられる。現在の国分寺、小金井、府中にかけて存在する「ハケ」とその低部を流れる野川は流路の近くが、そのような地帯となり、かつては武蔵野の人口の中心地であった。実際野川の源流の一つである「真姿の池」には国分寺が建立されており、水を中心として集落が形成され、その中心として、神社、寺院が建立されたものと思われる。深大寺池も同じ範囲に入る。

ここには、文献①を紹介し、遺跡の分布図を示すにとどめる。

①色川大吉「多摩の5000年」平凡社

2-2 日本書紀

安閑天皇の頃に、武蔵国造笠原直使主が同族の小杵と争そい、大和朝廷の援助をうけて笠原が勝ち、その礼として横渟他3郡を、屯倉として朝廷に献じたと記されている。横渟は、現在の八王子市横山であろうといわれているが、現在迄の所どの地点であるか同定されていない。



原始・古代の主要遺跡分布図

図 1

色川大吉 「多摩の5,000年史」から転写

2-3 万葉集

卷14に「多摩河泊爾左良須立豆久利左良左良爾奈仁曾許能児能己許太可奈之伎」という句がある。(多摩川にさらす手作りさらさらに、なにぞこの子のことだかなしき)この句でみると、多摩川で織物が行なわれていた事があきらかであるが、これがどこで行なわれていたかあきらかでない。現在狛江市和泉の旧六郷用水取入れ地点の近くに、この句を刻んだ石碑が建てられているが、この地点が句に関係するとあきらかになっている訳ではない。

なお、調布という地名は、布を租税ないし貢上物として上納する意味であり、この地名が布の生産に関係があったことを示すものであろう。

2-4 延喜式

律令の施行細則ともいべき延喜式には、いくつかの実務的記載がある。これは905年(延喜5年)に編集されたもので、これをみると当時の日本全体の姿がおぼろげながらわかる。

表-1は、この延喜式に記載されている神社名である。このような神社は「式内社」といわれその当時からすでに中央でも名が通った神社の一覧といふ事が出来る。多摩川の式内社に関する研究①もあり、その地点の確認が行なわれているが、現在すべてがあきらかになつてゐるとはいえない。

①菱沼勇 武藏の古社 有峰書店

表-1 多摩郡の式内社

社 名	現地名(2つ以上あるのは論社)		
阿伎留神社	西多摩郡五日市町		
小野神社	府中市本宿	多摩市一の宮	
布多天神社	調布市布田		
大麻止乃豆乃天神社	稻城市大丸	青梅市御岳	
阿豆佐味天神社	瑞穂町殿ヶ谷		
穴沢天神社	稻城市矢野口		
虎柏神社	調布市佐須		
青渭神社	青梅市沢井	稻城市長沼	調布市深大寺

菱沼勇 武藏の古社より作製

例えば青渭神社は3社の説があり、そのどれが正しいのか、あきらかでないと思われる。これは神社といつても収穫時等の祭礼が中心であって、単に小さな社ないし、石碑、鳥居が立つ程度であり、戦火火災等による焼失、洪水等による流出があり、さらにそれを祀祭していた保護者（集落の有力者）の衰微等により、その場所が不明確になつたものと思われる。さらに集落が分裂（拡大）していくと分社というか遷座する事も記録に残されており、やがてどちらが主であるか不明になつたのかもしれない。

所在があきらかとなつている式内社の多くの祭神は、水、水利施設、収穫物である事が多いといわれている。五日市町の阿伎留神社は現在も大きな神社であり境内の中心部にマイマイズの井戸があり、つい最近まで近在の家で使用されていたといふ事実からみても、神社と水との結びつきは深いと考えられる。それ故、式内社の位置の確認は、それ自体として重要な意味をもつものと考えるが、ここでは、その式内社を中心として集落が存在し、集落の共有財産として水を大事にしていた事と、式内社を中心とした集落はかなり大きいものと推定され、9世紀の多摩川の人口分布ないしは開発の程度を示す一つの指標とみなすこととする。

同じ延喜式に交通、宿駅の事が記載されている。武藏国駅として、店屋、小高、大井、豊島、伝馬駅として、都筑、橘樹、荏原、豊島が示されているが、これらの地名が現在のどこに相当するか、式内社と同様詳らかでない。東海道は大化以前からある街道であるが、昔は国府津から海岸沿いに横須賀の走水迄出て、それから船で房総をわたつたと記録に残されている。

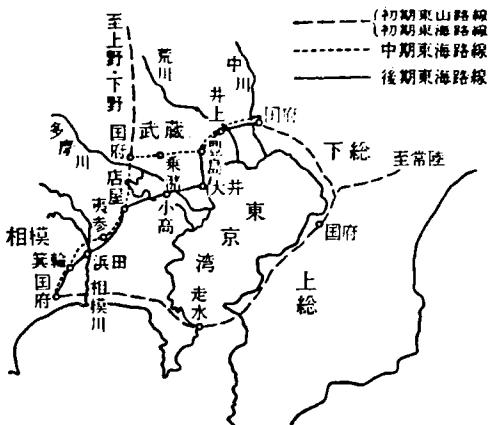
一方、陸路は現在の小田急線に近く、浜田（現厚木といわれる^①）夷参（現座間）店座（不明）を通つて府中に出ると、小高（現在の川崎市小田中ないし末長といわれている^①）を経て、多摩川をわたり、大井に出る道と2つがあつたのではないかといわれている。図一2は川崎市史から転載したものである。

同じ延喜式には、武藏には、石川、由比、小川、立野、檜前、神崎の6つの官牧があつたと記載されているが、これらの位置の同定も行なわれていない。ここにいう牧場は点ではなく面であるので、広大な地域をさすものと考えられる。

平安時代の末期には、「小野牧」という大牧場があつた。これは現在の府中市住吉町附近に存在したもので、八王子の横山党が管理していたといわれ、毎年44頭の馬を朝廷に献上していたといわれる。当時の他の牧にわりあてられていた馬は10～20頭であったから、小野牧がいかに大きかったかを推定する事が出来る。

① 川崎市史（1968）

図－2 交通路の変遷(川崎市史から掲載)



2-5 吾妻鏡

1241年(仁治2年)の項に幕府が多摩川に堰を設けて多摩川の開発を行なうように命じ、一定の成果がなされたとの記事が載っている。しかしながら、この時開発された地区及び施設がどこののか、現在のところあきらかでない。後の記録に示されるように、府中、調布附近の氾濫原が開発されていた記録があるので、その中の一部がこれに相当するものと考えられるが、はつきりした事はいえない。

ただ、この条項の前書にあるように、多摩川流域ないし武藏野台地が未開のままで放置されていた事と開発の必要性が幕府で議論された事実を確認出来る。

2-6 古文書

書籍ではないが、資料のとじこみの表、裏表紙の裏にかかれていた資料で、多摩川の堤防に関して記された最古の書類といわれる文書がある。次頁にその原文を記すが、これは1293～98年(応永年間)のものといわれる。

これは御家人市尾入道に宛てた国府の役人の手紙の草稿と考えられている。内容は多摩川の堤防修理は平均して負担することになっているのに、市尾入道が工事を行なっていないことを訊問しているので、そのような状況を幕府に報告するといつている。この文書の対象は分倍河原であり、この文書から、この附近に水田があり、洪水被害を防ぐために大規模な補修体制が存在していたこと、さらにこのようなシステムで守るべき対象があることを示すものである。対象とし

多摩川の古文書（応永年間）

府内分倍河防事、去四月以前可令修固之由、被仰下候了、而市尾所課分、以定使度々令触申候之処干今無御沙汰候之条、何様事候成、国中平均支配候、限当郷御難渋条存外候、所詮請取役所可被修固候、若又子細候者、承左右可令注進候 欽 恐々謹言

7月16日 左兵衛尉実長 沙彌阿聖

謹上 市尾入道 殿

ている堤防の規模、自然か人為か、その補修に要する費用その他は、この文書からだけでは不明である。

2-7 小田原衆所領役帳

小田原衆所領役帳とは、小田原城主北条氏康がその家臣の所領に対する役高を記載されたものといわれており、関東の地名とそれを支配する御家人名と役高の一覧表である。ここに記された家臣がその地域で記載された役高をもつてゐる事を示すものであつて、その村の全生産高を示すものではない。さらに多摩川流域にかぎつていえば、北条氏照が支配していた八王子（滝山城）関係の御家人名がない事から、この資料のみで関東全域の支配体制、さらには生産規模を類推する事は出来ない。しかしながら、この資料は地名と貫高（これが何をあきらかにしているのかについて議論が多い^①）に関する最古の資料といわれており、江戸以前の関東の様子を知る上での大貴重な手掛りとなっており、多くの研究者に利用されている^①。表-2に多摩川関係の地名と御家人、貫高を示したものである。区分は江戸時代以降の用水区分である。

貫高の大きい村は、大師河原（361貫）下布田（274貫）川崎宿（09貫）品川町（94貫）大森村（90貫）潮田村（67貫）南加瀬村（60貫）未長村（53貫）常久村（67貫）関戸村（55貫）である。これらを考察すると、門前町（大師河原）宿駅（川崎、下布田、品川、関戸等）であり、純農業地域で役高の高い村名は少ない。上記した村名で農村（水田）といえば、常久村程度と思われる。常久村についても、かつては多摩川沿岸に位置していたのが、甲州街道沿いに移動したとの説^②もあり、どこまで純農村といえるか明らかでない。常久村については、次章でさらに述べる事とする。

①杉山博 小田原衆所領役帳（近藤出版）

②高橋源一郎 武藏野歴史地理

表-2 多摩川流域小田原衆所領役帳*

1896貫 571文

二ヶ領用水受益地			894貫	392文	
川崎御宿町	間宮豊前守		69貫	976匁	
大師河原村	行方与次郎	361	24		六郷分も合せる
小田村	小菅摂津守	40	804		
矢向村	太田大膳亮	1	500		
潮田村	太田新六郎	28	854		
	向山	34	117		
上平間村	太田大膳亮	1	800		下平間村と共に
戸手村	石原	8	500		
	岩本右近	15			
鹿島田村	太田新六郎	12	850		
小倉村	太田新六郎	15			
南加瀬村	神尾越中守	60			加世
今井村	谷泉	18	500		
井田村	沼上	10			
刈宿村	太田新六郎	2	500		
木月村	蒲田助五郎	3			
	太田新六郎	25			
上小田中村	太田新六郎	2	200		
宮内村	曾禰外記	20			
上柄子村	千葉	20			
久本村	島津又次郎	14	200		
末長村	島津又次郎	52	750		
渋口村	中田藤次郎	15	180		
新作村	後藤惣次郎	15	637		
長尾村	太田新六郎	21			
宿河原村	太田新六郎	12	500		

二ヶ領用水受益地				
登 戸 村		太田新六郎	1 2 貫 5 0 0 勅	
多摩川右岸			1 2 0 5 0 0	
関 戸 村		松田左馬助	5 0	
		豹徳軒	4 5 0 0	
下作延村		増田	7 0	
六郷用水受益地			4 4 2 0	
堤 方 村		蒲田助五郎	2 7	
安 方 村		有滝田	1 0 9 6 0	
鶴の木村		島津孫四郎	4 6 0	
喜多見村		恒岡弾正忠	2	
品川用水受益地			1 3 3 0 0	
戸 越 村		太田新六郎	1 3 3 0 0	
三田用水受益地			1 5 9 8 3 5	
品 川 町		島津孫四郎	1 6 6 3 0	
		葛西	7 7 3 5 0	
白 金 村		太田新六郎	2 0	
三 田 村		島津弥七郎	4 8 4 0	
		太田新六郎	5 7 0 0	
		中村平次左衛門	1 0 4 0 0	
		本住寺	1 8 4 1 5	
渋 谷 村		太田新六郎	6 5 0 0	
大井蒲田地区			2 0 6 8 0 4	

	新井宿村	梶原日向守	5 1 貫	匁	
	大森村	六郷殿	2 5	2 4	
		渋谷又三郎	6 5	4 0 0	
	蒲田新宿町	円城寺	2 0		
	蓮沼村	鶴田新三郎	2 5	8 3 0	
	雪ヶ谷村	太田新六郎	2	8 5 0	
		新藤下総寺	5		
	原村	太田新次郎	1 1	7 0 0	
<hr/>					
	その他		2 9	6 5 0	
	弦巻村	桑原右京進	8	6 5 0	
	永福寺村	島津孫四郎	2 1		
<hr/>					
	野川及多摩川左岸		9 0	7 0 0	
	宇奈根村		9	5 0 0	
	駒井村	太田新六郎	2	7 0 0	
	常久村	太田大膳亮	6 7		
	深大寺村	太田大膳亮	1 1	5 0 0	
<hr/>					
	甲州街道 その他		3 3 7	3 7 0	
	上高井戸町	大橋	2 0		
	下布田町	中条出羽守	2 7 4	3 0	
	畠ヶ谷村	遠山藤六	1 1		
	角筈村	綾部惣四郎	1 2		
	千駄萱谷村	島津孫四郎	8	6 4 0	
	原宿村	太田新次郎	1 1	7 0 0	

*杉山博編 小田原衆所領役帳 近藤出版社(1969)より作製

第3章 多摩川の農業水利

3-1 江戸時代以前

既に述べたように、多摩川の農業に関する資料が少なく、どのような状態であったか、あきらかでない。現存する農業用水路から消去法により江戸以降建設された施設を除いて、残存するのがそれ以前の施設となる。とはいへ史料的に裏づけられているものがすべてであるとの保証はなく、江戸以前となるときわめてあいまいなものとならざるをえない。とくに用水路の建設が、洪水の度毎に修築を重ねてきたものと考えると、記録に残りにくいし、古い用水が多摩川の旧河道や氾濫原を中心に形成されていったため、二ヶ領用水のような幕府直営の大規模工事と記録の残り方が異なる。

表-3は、多摩川関係分の農業用水の一覧を示したもので、図-3にその位置を示す。図中で用水の受益地は、1881年（明治14年）測量の20,000分の1地図（通常迅速図といわれるもの）から水田と記された部分をハッチで示したものである。水路の位置等が現在のそれと若干異なっているが、用水灌漑可能地域と考えてほぼ間違いない。この受益地は江戸末期のそれとほぼ同じと考えて差支えないものと思われる。

大丸用水は、多摩丘陵のふもとから多摩川の水を取水し、大丸、長沼、矢野口、押立（以上東京都）昔、中野島、上昔生（以上川崎市）の7ヶ村を灌漑しており、江戸時代初期ないし以前に開削されたものであるが、正確な年代は不明である。1690年の元禄時代し水帳に大丸用水が記載されているため、それ以前から、多摩川の旧水路を利用した用水網が出来ていたものと思われる。

府中市周辺の用水も統廃合があり、その変遷をあきらかにするのはむつかしい。現在西府用水組合といわれているのは、それぞれ本宿堰、四谷下堰から取水する本宿用水、四谷村外ニヶ村用水が合併されたものである。後者は、1627年（寛永4年）に建設されたものといわれている。この用水は四谷、中河原、下河原の3ヶ村を灌漑するものであった。本宿用水は、下流にあった四谷上堰と合口化されたものであり、日新町、四谷町附近を灌漑しているが、末端は、三ヶ村用水に連なっている。府中用水は、国立市青柳で自然流下で取水していたが、1951年（昭和26年）に伏流水をポンプ揚水する方式に改修された。この用水は西府用水の東部の南部線、京王線の交わる地帯を中心として灌漑している。日野用水は、古墳時代から農業地帯として開発されていた本川と浅川にはさまれた、八王子市、日野市の一部を灌漑している。かつては、上堰、下堰と2ヶ所で自然流下で取水していたが、洪水や河床低下のため、コンクリート化及び上流に取水口の新設（北平用水）を行ったりしてきたが、十分でなく1962年に現在の日野用水堰が完成した。

表-3 多摩川本川関係農業用水一覧

用 水 名	取水地名	創 立	堰 の 形 式	受 益 面 積	受益戸数	水利権		
				1931	1960	1972	1973	1975
方砂用水	右 青梅市友田		玉石練石	5.0	5.3	1 0	0 2 0	
羽用水	左 羽村町羽		石積コンクリート	8.6	8.5	5 4	0 4 3 2	
折立用水	右 秋川市草花			4.0		(44)	(0.5)	1 9 6 8 年に取水停止
福生用水				28	5.0	0 6	4	
立川昭島用水	左 昭島市拝島	室町後期	コンクリート堰	185	93.0	44.1	218	0.9 9
北平用水	右 八王子市小宮			16	9	0	0	(0.2) 0
日野用水	右 八王子市平	江戸以前	コンクリート堰	170	65.0	53.6	218	1.7 3
府中用水	左 国立市青柳	江戸初期	機械揚水	307	140.0	92.8	367	1.8 0
本宿用水	左 国立市谷保	元禄?	コンクリート堰	69	53.0	20.3	135	1.1 0
四谷下堰用水	左 府中市四谷		自然流下	80	47.0	34.6	86	0.8 0
三ヶ村用水				312	47.0		117	0.8
大丸用水	右 稲城市大丸	江戸初期	コンクリート堰	380	200.0	123.0	493	2.3 5
二ヶ領用水	左 川崎市	1598	コンクリート堰	2057	1005.6	2010	-	9.3 5
六郷用水	右 猪江市	1598		1150	0	0	0	0

うち農業用水として7.0m³/sec

図-3 多摩川中流域農業用水関係図



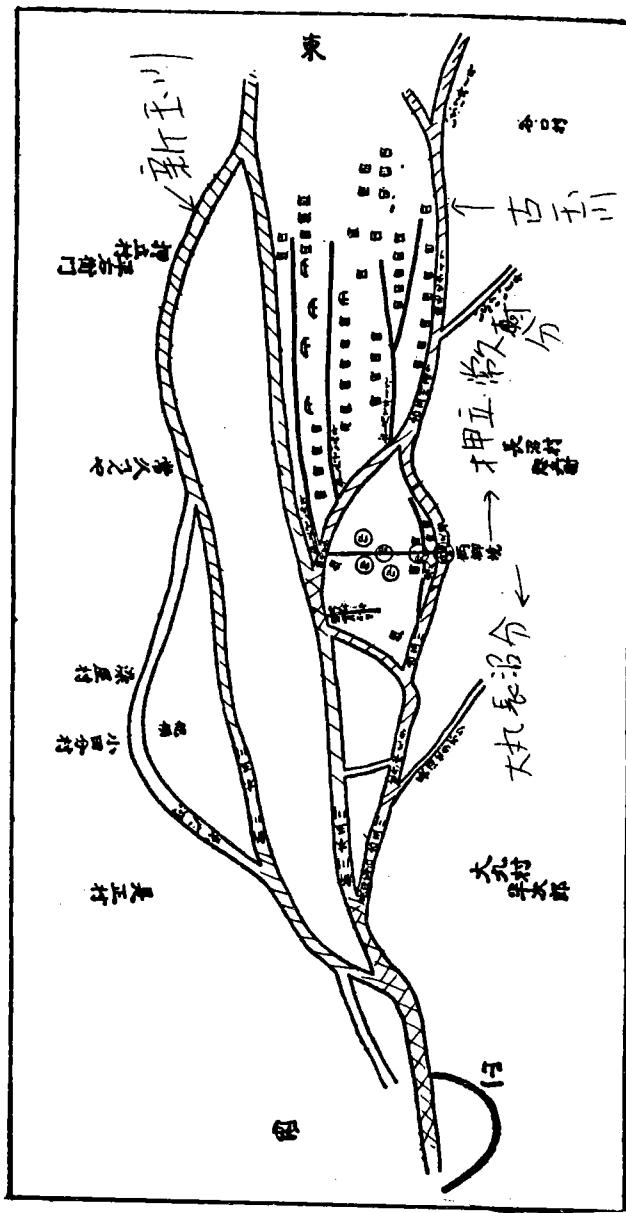
昭和用水は、かつて立川市他9ヶ村組合として、用水供給がなされていたが、1933年（昭和8年）に取水堰を移し新設したのでこのような名前がついている。しかしこの図一3をみると受益地は、旧河道と氾濫原とはほぼ同じ範囲となっており、この用水システムが自然発的に生まれ改修が重ねられて今日の姿となったものということが出来る。取水方法、取水地点、集水路が時代と共に変化している一つの例である。

同じような事が、日野用水についてもいえる。浅川と多摩川にはさまれた地域が、日野用水の受益地となり、水路が入り乱れて流れている事が古い地図から読みとれる。

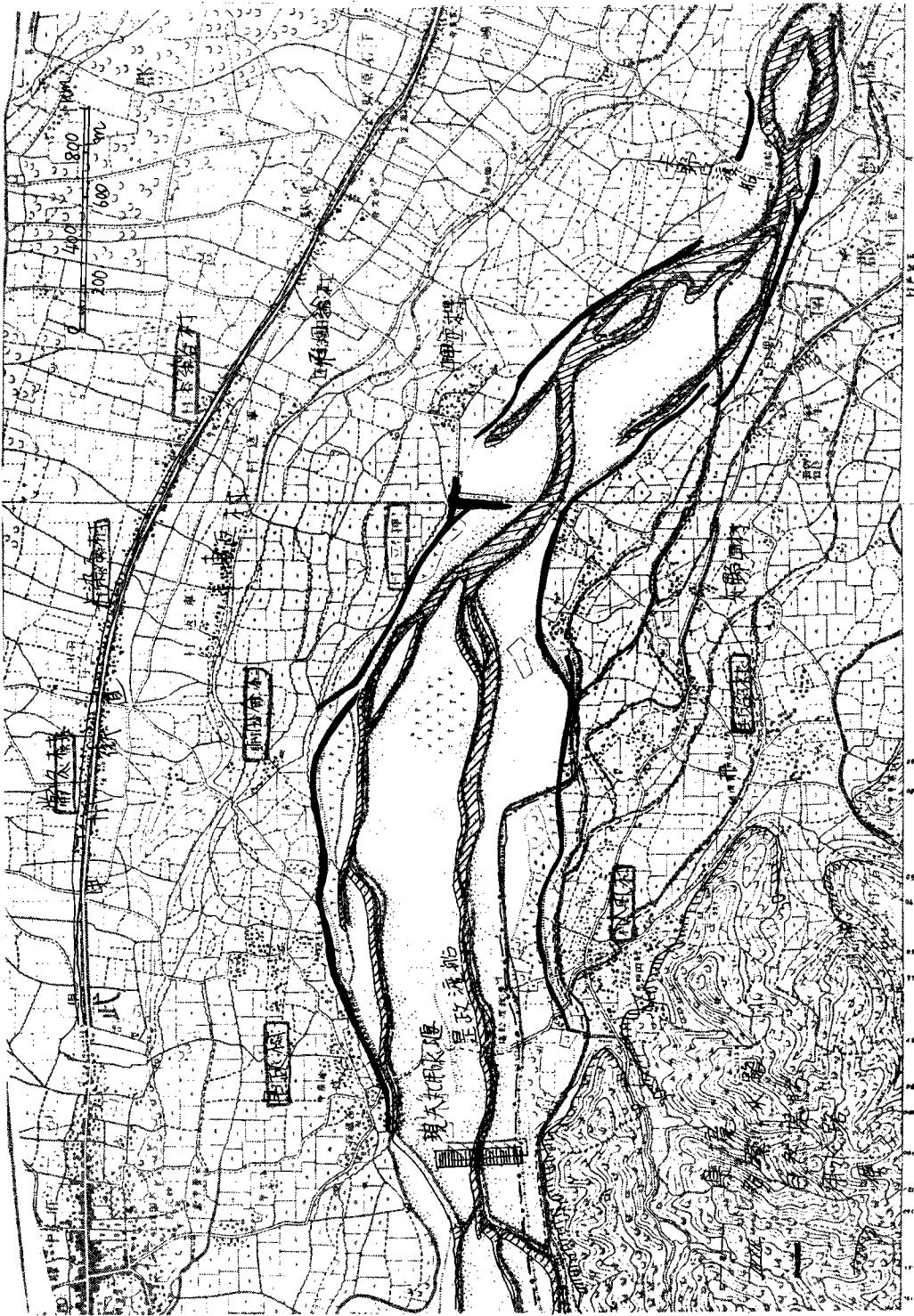
このような状態のため、洪水により、本川流路が移動したり、取水地点を変更したりして、対岸部落や下流域に影響を与え紛争となつた事が記録に残されている。その一つの形態は、年貢の割付の際に「川欠」と記されている場合である。この場合は、洪水により、流逝し収穫が減少したため年貢を免除ないし、削除する事を示している。第2は、用地争いである。現在でも多摩川の地名をみていくと左右両岸に同名の所がある。二子、押立、宇奈根等がその例である。これは本来地続きだった所が洪水により、部落が河川により分断されたために出来た現象と思われる。この大きな例として、菱沼は先に述べた式内社の一つ小野宮が左右両岸にあるのは、多摩川の河道の移動によるものであると述べている。その一例として図一4に、押立常久村（左岸）と大丸、長沼村（右岸）の境界紛争に対する裁定図を示す。これは1660年（万治3年）の洪水で、本川（図で古玉川と記されている）が北側に移り、（新川本玉川と記されている）新川の南側押立常久村の田畠と民家が5軒残り、四村で争いとなつたものである。そこで、図面中の両郷境と記されている所に一本墨入れを行ない、東側でかつ古玉川の北側で新玉川の南側を押立常久村分とし、西側を大丸、長沼分とするというものであり、図中の境界線上に六つの印があり、関係者の了解を示すものである。

図一5は、迅速図を示したものである。県境（○—○—○）と水路（）及び地名、寺院名が記されているので図一4との対比が可能である。図一4で、墨で直線化した所がどこか、あきらかでないが、水路と県境とが重なっている所が（矢野口村とかかれている所の北側）が、図一4の古玉川に相当するのではないかと思われる。この水路網全体が大丸用水となっており、図でわかるように、自然ないし改修された水路が氾濫原ないし旧河道を網の目のように走っており、灌漑が行なわれてきた事を示すものである。ここに示された東京府の南多摩郡と北多摩郡の境が歴史的にみると、1660年の洪水によることがあきらかとなつた。

図-4 多摩川の境界変更の裁定 1660年(万治3年)



武蔵野歴史地理より転載



图—5

もう一つの例として、河道の変遷の例による左右両岸の堰の移動とそれに伴う例を記す。1838年(天保9年)に洪水があり、その秋から本流が右岸に移り、府中用水の取水が難儀した。そこで、堰を上流に移すこととしたが右岸日野宿との間に争いが発生した。そこで、当時の勘定奉行遠山左衛門尉が、その調停に入り、日野市石田村地先、立川市柴崎村の地点に移すこととした。このとき府中から日野へ15両が支払われたと記録されているが、1856年(安政3年)にも助水申請のために100両支払われている^①。この費用は秘密の事だから口外しないようにとの注意がなされ、本宿村の基金から支払われている。

以上ここでは、わずかな例を示したにすぎないが、当時の農業用水は、今日考えるような完全な施設でなく、河川の変動に伴う自然発生的なものであり、洪水の度毎に修理を重ねてきたものという事が出来よう。

なお、府中市常久村には、府中市最古の検地帳が残されている^①。これは1590年(天正18年)のいわゆる天正検地といわれるものであり、徳川入府前の記録と考えられる。これによると田面積は10町7反であるが、そのうち5町7反が不作田となっている。不作田とは、洪水等の被害の発生するおそれのある田という意味と考えられる。すなわち全水田の約55%が洪水の危険地帯、氾濫原であった事を示すものであろう。

なお、常久は、迅速図によれば甲州街道に沿った集落であるが、移転前の場所は、現在の北多摩一号処理場から競艇場付近であり、後述の多摩川上流改修工事において、氾濫原として強制収用された所である。

①府中市 府中の用水(393)1976,

3-2 二ヶ領用水・六郷用水

徳川家康が入府し、幕府による政治が行なわれ政治的安定期を迎えると、多摩川流域の開発が急速に進められるようになった。その当時の生産高(今日の言葉でいうGDP)を上げる方法は、新田の開発による米の生産を上げる事であったため、多摩川における新規開発も水田開発を中心となつた。既に述べたように、利用しやすい所は開発が行なわれておつたので、新規開発の対象は、水のない地域や排水のよくない所に用排水施設を建設する事であった。多摩川のような大河川の場合に、用排水施設を建設する事は大事業となり、これを行うためには、①土木技術の裏づけ、②財政的裏づけ、③政治的裏づけ、行政システムが完備、している事が必要である。①については、戦国から江戸初期にかけて各地で築城、河川改修の実績がつまれた事や、西洋文明や和算に代表される数学が使用可能となった事が、土木技術の裏づけが可能となった事を示すものであろう。

②の財政と③の政治は相互に関連しあっている。とくに大規模な用水事業においては、人力に頼る所が大きく、労働力の徵集権と、それに対する対価（給金）の支払い能力が工事の成否を決定するものであった。新田開発事業は、家康による全国統一と、その財政的基盤整備の必要にせまられていたという時代の背景にあってはじめて可能となったのである。

1592年（慶長2年）小泉次太夫が、二ヶ領、六郷両用水の開発に着手した。彼の身分、意図その他について様々な考えが出されているが、私見では幕府の命をうけて開発に着手し行政的権限を付与するために、代官に任じられたものと考える。その理由は、完成後、小泉家の子孫が用水の管理にあたる事もなく、さらに用水全体の統轄も行なっていない事から推定するものである。この点後述の玉川上水については、玉川兄弟が完成後の維持管理に当ったのと大きな差を示すものである。

幕府が、小泉に命じたのは、新田開発を通じてその経済基盤を確立する事にあるが、とくに天領の基盤整備が主要な目的であったと考えられる。

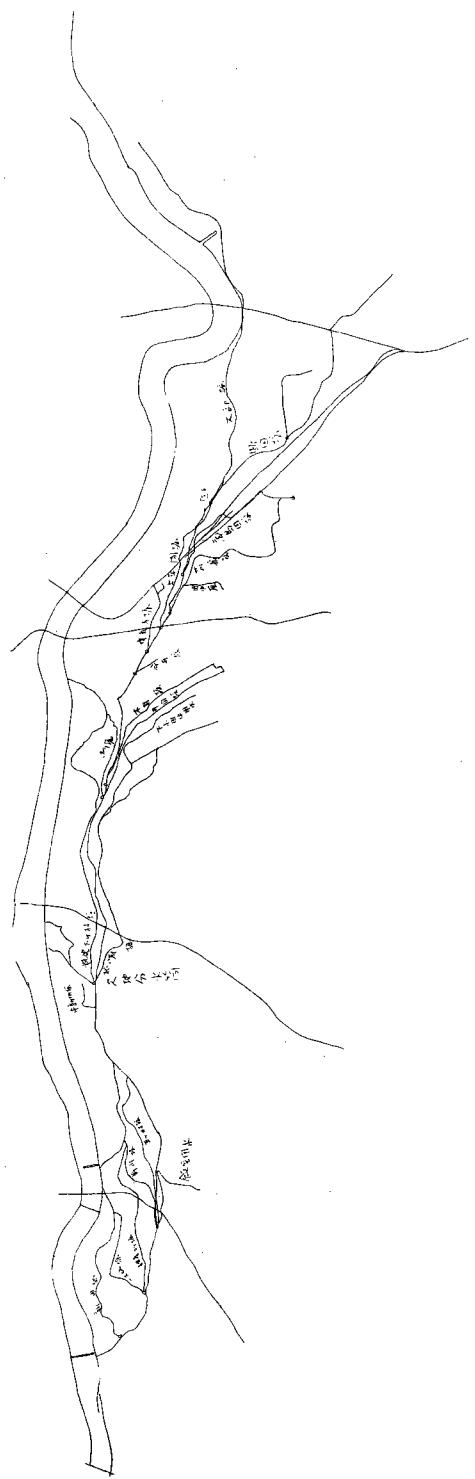
1592年に着工された用水は、18年をかけて完成した。記録①によれば、工事は左右両岸平行して行なわれた事、工事がはかどらなくて小泉は様々な工夫をなしたといわれる。これは、玉川上水もすべて新規の掘削であるが、半年程で完成したのとは大きな差がある。この事から推測するに、二ヶ領、六郷両用水の工事は、水田迄の枝線の施工迄行つたためと思われる。現在の農業用水事業においても、国営事業としての幹線整備と、土地改良区等による圃場整備と両者が一つになってはじめて事業が完成するのである。完成直後の記録でも、二ヶ領 1876 ha、六郷 1500 ha の水田が完成した事となっており、この工事が幹線だけの事業でない事がわかる。

両用水は、多摩川の中流部に取水源をおき、旧河道、河川水路を改修して幹線が形成されたものである。このような例は多い。江戸初期に完成した神田上水もその一つである。神田上水の場合には井の頭池から神田川を通って現在の文京区関口台町、水道橋をへて日本橋迄流下するものである。しかし、この水道ないし水路は、かなりの部分が在来水路であり、これを一部拡張したり、支流を分離統合し、流量の増大と安定化をはかったものである。二ヶ領用水の場合も右岸の氾濫原にあった旧河道を整備したものと思われる。図-6は、地質調査所で発行した水理地図と、二ヶ領用水路を合わせたものである。これによると、旧河道と思われる砂礫層の南端に二ヶ領用水路が通っている事がわかる。

一方六郷用水は、狛江市地先で取水し、水路を開設し、現在の狛江市役所付近で旧野川を合流し、野川の補給をして下流に流れ、世田谷区、大田区を通り鶴の木迄流れ、そこで二分し、一方

①山田蔵太郎

図-6 二ヶ領用水分布図



は久ヶ原徳持村方向から呑川をこえて、大森駅付近まで流れている。もう一方は矢口、安方、道塚村をへて、現東海道線の北側でいくつかの細流にわかれ、六郷領の水田をうるおしている。灌漑地区は、世田谷領14、六郷領35ヶ村で1802年(享和2年)の六郷領の石高は11,742石となっている。

表-4は、六郷用水関係分の一部の石高の変遷を示したものである。これによると、1644年(正保元年)の時代に定められた検地高がほとんど変化していない。この事は正保期に既に開発が行なわれてしまい、その後新規開発が行なわれなかつた事を示す。すなわち、六郷用水の開通がこれらの地域の開発を完了させた事を意味している。正保の田高と畠高の比をみても85%～90%が田高となっている事からみると、六郷用水がこの地域の開発に寄与したものがいかに大きいかを示すものである。

もう一つの特徴は、両用水が多摩川に還流していない事である。通常取水された農業用水は、悪水路を通って本川にもどる例が多い。多摩川でも、日野用水に日野悪水、西府用水に対し是政悪水等が対応している例であるが、両用水は他水系ないし、東京湾に流出している。二ヶ領用水の場合、久地地点で西南に分岐しているが、これは灌漑しおわった後、矢上川から鶴見川となって海に注いでいる。鶴見川河口の堆積物が多摩川のそれと同じである事から鶴見川の河口が多摩川の氾濫原の一つという説①がある事と考え合わせると、この分水路も旧河道の一つなのかもしれない。

六郷用水の場合も先に述べたように、東に分岐した用水は呑川を過ぎ、大森に至り海に注いでいる。

なお、二ヶ領用水の場合、平間浄水場より下流は、町田堀、大師堀となって、河口近く迄延びているが、その部分の水利条件はかなり劣悪だったと推定される。明治時代になって普通水利組合が設立されたが、その際稻田村他12ヶ町村普通水利組合が設立されたが4町村普通水利組合と二つに分かれ、その分担金の比率さらには段別負課金にも大きな差がつけられていた②。この事は下流の水利条件が劣悪で、二ヶ領用水の残水を受けていたにすぎない事とその水では水田が十分に維持出来ず生産量が低かったことを示すものである。

二ヶ領用水は、五反田川、平瀬川の支流を交差しており、これらの支川も補給水として使用されていたと思うが、それでも水量的にはかなり不足していたとみえる。その第一の理由は、1628年(寛永6年)すなわち建設後19年にして用水不足が発生し、取水口の追加を行なっている。この時建設されたのが今日の宿河原取水堰である。第2の理由は、1724年(享保9年)に二ヶ領

①貝塚爽平 東京の自然史

②山田蔵太郎 二ヶ領用水事蹟

表—4 大郷用水受益地石高変遷表(1部)

	武蔵田園簿①(1644正保元年)				元禄郷帳②		天保郷帳③		享和2年石高④		明治初年⑤	
	総石高A	田高B	畠高C	田高比BA	郡帳	戸	石C	石D	D/C	旧高/旧領		
道 塚	1 8 1	1 4 5	3 6	8 0.1	2 1 1	3 7	2 1 1	2 1 2	1.0 0	2 1 1		
小 林	2 7 1	2 3 0	4 1	8 4.9	2 7 0	2 7	2 7 0	2 7 3	1.0 0	2 7 1		
安 方	2 2 3	1 8 7	3 6	8 3.9	2 2 2	2 6	2 2 2	2 2 3	1.0 0	2 2 8		
矢 口	3 4 4	2 9 1	5 3	8 4.6	4 1 6	7 5	4 3 6	4 1 7	0.9 6	4 3 6		
堤 方	4 4 6	3 8 3	6 3	8 5.9	4 2 5	5 3	4 2 5	4 2 5	1.0 0	4 2 5		
徳 持	4 3 4	3 8 7	4 7	8 9.2	5 2 3	5 1	3 4 1	3 4 2	1.0 0	3 4 1		
峯	7 2 1	4 0 3	3 1 8	5 5.9	8 3 4	1 3 8	8 3 5	8 3 6	1.0 0	8 3 8		
鶴 の 木	2 6 3	1 1 2	1 5 1	4 2.6	3 3 4	4 9	3 3 5	3 3 4	1.0 0	3 3 5		

① 東京市史稿

②③ 東大資料編さん所

④ 狩江市史料集 4

⑥ 木村健

用水を全長32kmにわたって2mの嵩上げ工事が行なわれた事である。この工事は田中兵庫（丘隅）によって行なわれたものである。このとき田中兵庫は、普請御用掛となつており、二ヶ領用水のみならず、酒匂川、相模川の治水利用を担当していた。彼は、二ヶ領用水の運営方法の規範ともなるべき「作法書」を定め、それ以後の水争いの調停の基礎をつくった功労者の一人である。この考え方は、村々、田毎に水持等を考慮して堰杭をもうけ、不足する場合には、申し出て全体としての調和をとる事を旨としたもので、今日のような定量的なものでなく、定性的な用水管理の規範である。にもかかわらず水不足、水争いが頻発したものと思われる。1821年（文政4年）の溝の口騒動は大きなもので、各種の記録に残されている。これは、この年の水不足の際、溝の口村名主七右衛門が、二ヶ領用水の分水制限を強行し、久地村分水樋を閉鎖したため、下流の川崎領が極端な水不足となり、争いが発生したものである①。その後、1852年（嘉永5年）にも同様な事件②が発生している。争いの地点は、いずれも久地分水樋である。この地点は、用水が5方向に分かれるという用水管理のむつかしい所である。後年1910年（明治43年）にコンクリート製の円筒分水が建設され、用水管理がスムーズに行なわれるようになり今日に至り使用されている。

表-5は、表-4と同じく、二ヶ領用水60ヶ村の石高変遷表である。出典も同じであるが、これによると正保期から石高はほとんど変化しておらず、二ヶ領用水により開発可能地が開発された事を示していると思われる。

なお、これによる反当石高は1.30石であり、全国的にみると少し小さ目の値となっている。流域の上流、下流と比較すると下流部が1.0～1.1石と上流部のそれより若干低い値となっている。この理由は、先に述べたように下流部が残水が供給され、水が不安定なことによると考えられる。

①石井光太郎 溝の口村用水騒動録

②川崎市史

表-5 ニヶ領用水受益地の変遷

町名 (明治22年)	日町村名	正保武藏田園簿				1712年ニヶ領録		1830年当時		天保郷郡帳		明治初年旧高領	
		総石高	田方	畠方	石高	田面積ha	反収	當量	農家数	農家当り面積	郷郡帳石	戸	
稻田村	戸村	612	410	147	885	66.9	1.32	225	2.97	884	940	247	929
	登菅中宿堰	457	350	107	243	5.7	4.58			243	1227	270	1234
	野島河原村	196			509	32.6	1.57	136	2.39		288	60	288
					131	5.5	2.38	35	1.57		276	79	546
	計	1265	760	254	1768	110.7	1.60	396	2.80	1127	2869	689	3133
生田村	生田村	五反田村			20	1.3	1.67	112		571	625	130	629
		上菅生村	1154	914	240	5.6	1.61	145		795	1071	153	1072
	計	1154	914	240	20	6.9	1.62	257	2.68	1366	1696	283	1701
向ヶ丘村	菅生村	334	186	143						333	526	124	
	長尾村	473	305	168	336	12.6	2.67			531	545	113	536
	計	807	491	311	336	12.6	2.65			864	1071	237	536
橋村	千年村	393	340	53	300	28.8	1.05	48	5.98	393	393	47	463
	清沢村	164	120	44	160	13.6	1.18	33	4.12	164	164	34	214
	岩川村												
新作村	292	103	296		25.7	1.15	54	4.76	393	224	24	410	
母口村	300	80	200		19.2	1.05	74	2.58	379	393	422	43	446
子長村	418	90	400		27.6	1.45	71	3.87	508	508	67	586	
未久村	190	39						58		329	375	46	376
明村	56	45	11		50	8.2	0.62	10		72	72	9	72

	計	2123	1705	420	1406	1231	114	348	424	2238	2551	318	2567
高津村	溝の口	村	755	527	228	706	416	171	94	2184	714	90	714
久坂二子	本戸	村	438	397	41	340		39	869		437	36	436
久北	地見訪	村	293	257	36	331	300	110	57	526	331	57	331
	河原	村	393	276	117	445	279	160	82	340	445	72	445
	計		149	80	69	364	131	280	91	143	374	91	374
中原村	小杉上宮	村	610	503	107	697	473	145	123	384	704	706	123
	丸子内田	村	603	502	101	763	494	155	111	444	753	787	111
	下新城	村	443	344	99	563	325	174	36	900	559	563	563
	計		823	650	173	550	453	121	107	423	844	413	51
住吉村	木月刈今井北	村	708	522	186	727	563	136	82	650	746	558	74
	宿坪市井賀	村	200	165	35	242	392	62	40	980	300	276	38
	計		3387	2686	701	3542	2667	133	499	535	3906	4127	557
													3954

町 (明治22年)	名 旧町村名	正保武藏田園簿			1712年二 夕餉用水稻錄		同 反 收 量	當 農 家 數	1830年當時新編 武藏風土記稿	元 糧 天保鄉郡帳			明治初 年旧領 戶
		總石高	田方	畠方	石高	田面積ha				農家當 り面積	鄉郡帳	石	戶
日 吉 村	南 加瀬 村	656	391	265	600	49.5	1.21	110	4.50	700	700	110	707
	鹿 島 田 村	500	391	109	500	30.0	1.67	57	5.25	508	500	75	524
	小 倉 村	778	585	193	779	66.1	1.18	108	6.11	778	682	93	778
	計	1934	1367	567	1879	145.5	1.29	275	5.29	1986	1882	278	2009
御 幸 村	塙 越 村	235	198	37	235	26.8	0.88	40	6.70	234	234	33	234
	古 川 村	79	67	12	79	7.7	1.04	14	5.43	79	79	13	79
	戸 手 村	409	309	100	409	37.3	1.10	56	6.64	409	409	56	409
下 平 丸 村	小 戸 村	173	126	47	175	14.4	1.22	68	2.10	175	175	68	175
	中 向 間 村	157	121	36	157	14.2	1.08	36	4.03	157	157	27	157
	上 平 丸 村	402	335	67	428	39.3	1.12	84	4.55	402	432	86	432
中 川 原 村	中 丸 子 村	373	261	112	299	1.20	64	3.89	3.84	382	382	60	390
	南 川 原 村	479	362	117	646	51.1	1.26	90	5.68	644	649	104	649
	計	2304	1779	525	2428	214.6	1.13	452	4.75	2484	2517	447	2525
町 田 村	市 場 村	682	584	98	723	69.9	1.04	43	16.23	722	724	125	727
	昔 沢 村	195	174	21	211	23.6	0.89	27	8.74	210	210	25	211
	潮 矢 向 村	500	289	211	784	70.8	1.11	247	2.86	500	793	249	879
	江 ヌ 嶺 村	493	319	174	492	44.9	1.10	82	5.48	492	543	90	540
	計	2045	1459	586	2385	222.5	1.07	427	5.21	2098	2444	516	2531

田 島 村	渡 田 村	766	627	139	784	623	129	130	478	797	845	124	845
	島 村	477	384	94	612	392	156	144	272	591	654	143	684
大 中 小 下	大 中 小 新	242	190	52	248	200	140	38	526	247	248	40	248
	島 田 村	672	573	99	731	675	108	123	548	750	809	143	775
	新 田 村	104	96	8	122	143	086	31	458	122	122	30	122
	計	2262	1869	393	2548	2030	126	466	436	2507	5185	480	2674
大師河原村	大師河原村	605	411	194	740	413	179	256	161	734	745	260	762
稻 荷	新 田	906	783	123	1504	1321	114	308	429	1450	1530	350	1525
川 中 池	島 村	163	112	51	213	119	104	56	211	219	219	61	219
	上 新 田							14			55	21	44
	計	1674	1304	370	2167	1852	117	620	299	2403	2549	692	2550
川 崎 町	新 信 町	305	270	35	1299	1064	122	151	705	373	1321	598	376
	砂 子 町	416	360	56						415			436
	小 土 岡 町	342	255	87						306			307
	久 根 嵐 町	168	115	53						199			201
	堀 内 村	275	189	86	322	236	141	43	547	341	348	77	348
	計	1164	934	230	1631	1299	126	194	670	1634	1669	675	1668

① 東京史稿 ② ニヶ領用水 ③ 新編武蔵風土記稿 ④,⑤ 東大史料編さん所
 ⑥ 木村 磬(近藤出版)

第4章 玉川上水

4-1 その創設

家康は入府以来、江戸の水道確保のために神田上水の整備を行なう等、努力をかたむけてきたが、人口の増加と神田上水の水量が十分に確保されない事、さらに市街化が拡大する事により、配水区域が大きくなり、必要給水量が増加したため新規水源の開発を行なわざるをえなかつた。当時は井戸掘削の技術も十分でなく、かつ東京の地下水位が低く、一部での塩分混入もあり、地下水の使用に限度があり、「水道」に頼らざるをえなかつた。東京の場合、井戸におのの名前がつけられており、その歴史が記載^①されているが、その数は少ない。実際には崖やその直下のような地表面と地下水面の交差する所に多かつた。目黒不動の湧水はその代表的な例である。

幕府が水源として、何故多摩川をえらんだのかの理由はあきらかでない。東京（江戸）からみれば隅田川を選択するのが近く、かつ水量も豊富にえられたと思われるが、そのような試みは、有史以来示されていない。

表面にあらわれた史料でのみいえば、玉川兄弟が発案して玉川上水が出来た事になっているが、実際には幕府が企画して、それを玉川兄弟に行なわせたと考える方が妥当と思われる。もし玉川兄弟の個人的事業なら、導水路建設に多大な費用がかかり予算を超過したのに對して、玉川兄弟が負担しきれなかつたと思われる。各種の文書をみると、この時、玉川兄弟は最終的に幕府が面倒をみてくれる事を確信していたと考えられ、實際にも、玉川兄弟が用水管理を担当する事により、この期待が実現している。

玉川上水が、川越藩の松平伊豆守の案といわれ、その具体化の技術者として、安松金右衛門があげられている。この関係について多くの考え方がなされているが、幕府と川越藩がもつもたれつの関係で行なわれたと考えた方が妥当なものと思われる。幕府の計画に対し、松平伊豆守が政治的に支援し、安松の技術的指導の參加をさせ、それに対して川越藩へ余水の分水（野火止用水）を許可したものと考える。野火止用水は、現在の八日市中島町から分水され、黒目川と柳瀬川にはさまれた台地上を流れ、埼玉県新座市迄流れている。野火止村から新河岸川にかけての流域を灌漑し、最終的に新河岸川に流入するものである。これにより、野火止村付近の台地の開発が急速に行なわれるようになつた。用水が台地上を流れたため、地下に滲透したり、多くの問題点があつたと思われるが、現在でも平林寺（野火止村）の池の水として利用されている。

①東京市史稿 上水編

4-2 玉川上水の管理

玉川上水の管理がどのようにして行なわれたか必ずしもあきらかでない。「上水記」がその間の事情を物語る貴重な資料であるが、事実の羅列に終り、系統だった管理の姿を伝えるものではない。さらに事実が適当に選択されており、この資料から玉川上水の管理の全体像とみる事は危険である。

なお、その後の資料、例えば、東京市史稿、東京都水道史、日本の上水等もこの上水記を拠り所としており、それ以上の記述は少ない。

玉川上水の開削後5年の1659年(万治2年)に水銀336両が徴収されたと上水記に記されている。その内訳は武家305両、町方31両となっている。これは玉川上水の維持費として、掃除修復費として徴収されたものである。その徴収方法は、上水を利用する屋敷に対して表-6のような割合で負担させたものである。これによると1万石の大名屋敷では、米4斗分の水道料金(全収入に対し40 ppmに相当)に相当する。現在の家庭の水道料金を200(円/月)と考えると米5升6合に相当するので、これに相当するのはほぼ2万石の屋敷の水道料金に相当し、この当時の水銀はかなり割安なものであったと思われる。

この水銀は、維持管理費であるが、洪水で取水堰や水路が流出すると当然費用がかさみ、その分を徴収せざるを得なかつた。上水記によると、この費用を幕府の御用金から一時借用して、後から水銀徴収して補充するシステムをとったが、御用金の支出が大きくなり、財政問題をひきおこした。このため、業者が10年契約の形で予算をたて御用金の補填を計画し実行したが、実際には計画通りいかず失敗したと記されている。

一方水路が流れる各村は、幕府より持場を与えられて、その区間の清掃修復を義務づけられていた。このような措置にもかかわらず、多大な赤字を出していたのが実情であろう。

なお、明治初年には、用水管理費を利用者からとり、24,402円で維持管理が行なわれたとの記録①が残されている。

後述するように、玉川上水は、享保以降農業用水に使用されていて、農業用水からの使用料徴収も行なわれたが、上水記によると合計10両と米34石となっており、全経費ないし徴収額に対する比率はきわめてわずかである。

①東京都水道史

表-6 1659年の上水負担金

	石 高	百 石 当 り	米の価に換算*
武 家	100石～10万石	銀 2分2厘	4 合
	10万～30万石	銀 1分5厘3毛	3.8合
	30万～50万石	銀 1分2厘	2.2合
	50万石以上	銀 8厘6毛6糸	1.6合
町 方	小間1間につき	銭 11文	3.6合

*米価は、地方史研究協議会編 地方史研究必携(岩波全書)P.157の万治2年の1石
54文7分5厘を使用。

4-3 玉川上水の農業利用

玉川上水の開削された武蔵野台地は、周辺に河川がなく、かつ河岸段丘が発達しており、その結果地下水位が高く、その当時の井戸掘削技術では、大規模な開発は行なえなかつた。先に述べた吾妻鏡にみる通り、武蔵野大地は未開であり、その他地方書や地方史の文書にもそれと同じような記事が残されている。すなわち、湧水を中心とした自然発生的な集落をのぞけば、武蔵野台地は無人地帯といつて差支えなかつた。

このような地域に対していくつかの開発の試みがなされている。江戸時代に成功したもつとも古い開発の例は、青梅新町である。これは現在の新青梅街道に面した集落である。(現在「吉野家」として東京都文化財に指定されている。)この開発を行なった吉野織部助が「仁君開村記」という開発記録を残しているため、多くの研究者^①によってその開発の実態があきらかにされている。ここでは、木村の研究を水を中心にして紹介してみる事とする。

吉野織部助は、後北条氏系の家臣(武士)であったが、敗戦により浪人し、下師岡に居住していたものであり、1610年(慶長10年)に青梅新町の開発を幕府に願い出て許可されたものである。この地域は水の便が悪いため開発の許可と同時に井戸掘削の人夫の徴集権をも願い出て許可をうけている。織部助は、井戸の掘削のみならず、井戸を中心とした支配体制の確立を目指したものとみえ、新町内に4本の井戸の掘削を行ない「もし百姓不将これ有らば、水汲せ申さざる事第一の仕置に致すべく候」としたのである。しかしこのような水支配の体制では入村者も少

①例えば、木村礎 矢嶋仁吉 伊藤好一

なく、かつこのような圧制に対して入居者が反対し、やがてこのような支配体制がくずれてしまう。現在吉野家の裏手にある「まいまいの井戸」は開拓当初のものと推定されているが、記録上はつきりしない。この井戸は、現在かけており使用出来ないが、一度も使用されなかつたのかあきらかでない。この井戸が幕府の許可をえて掘削されたものか、上述のように開拓当初使用されていたのが使用形態がかわったために放置されたのか、今の所あきらかでない。ただ、上述のように井戸による支配を行なうには、かなりの規模の井戸が必要であり、それらしきものは、このまいまいの井戸以外にはみられない。又、井戸周辺の杉の木の位置からすると、井戸を保護するために植樹されたものと考えられる。このようにみると、この井戸は、開拓当初にはかなり重要な位置をしめていたのではないかと考えられる。

青梅新町の開発の成功の一つの契機は「市」の開催権をもった事と思われる。地理的に青梅、五日市街道の要所でもあり、付近に集落がない事から交通の要所となり純農村というより、商業都市的な色彩が大きいものと思われる。この事は、新町の地目に下畠と下々畠が多い事からもいえる①。

青梅新町の開発が1610年により、1614年（慶長19年）に各村に入村者の募集を行つたが集まらず、新町が形成するのにかなりの年月がかかったものと思われる。正保期の武藏田園簿の付属図といわれる正保改定図には、開発後30年以上経過しているのにもかかわらず「今寺村の内」とあって一人前の扱いはうけていない。元禄絵図^②には青梅新町として記載されている事から、この頃には新田の規模がかたまつたと考えられよう。

砂川村は、その開発時期が慶長の期か、寛永の期か定かでないが、江戸時代初期から近在の本村から出作しながら少しづつ開発が行なわれたと考えられる。ここには残掘川があり、現在の五日市街道との交差点付近（現在の地名でいう砂川三番）付近を中心にして開発が行なわれたと推定されている。^① 残掘川という河川の流れは、箱根ヶ池の湧水を水源にしたものであるが、當時どの程度流れていたか不明である。武藏野台地の河川に残掘川、空堀川、不入斗川等の名がつけられたものがある。これは渴水期、すなわち旱天の続く頃には流量がなくなり、渴水となるような川につけられるものである事から残掘川もそのような一つか、それに近いものと推定される。もし、残掘川（別名砂の川）の流量が豊富で飲料水が十分にえられたとしたら、この地域の開発のみならず流域全体（流路沿いに）集落の発展をみたと考えられるのが妥当であるが、そのような根跡はない。正保の武藏田園簿にも砂川村（新田）の記載がなく、その当時迄一部の出作による

① 木村他編 新田村落

② 新編武藏風土記稿に掲載されたものから

開発が行なわれたが、集落は形成されていなかつたものと思われる。

集落の形成がみられるのは、1627年（寛永4年）といわれる。砂川村にある流泉寺は、1650年（慶安3年）に建立^①されたといわれる。（神社寺社総覧によれば1654年（承応3年）となっている）いずれにせよ1650年頃迄には、寺院が必要なほど人家が集まっていた事があきらかである。

1654年（承応3年）玉川上水の開削が行なわれ、1657年（明暦3年）に砂川分水が許可され、五日市街道に平行して分水がひかれ、それを中心として街村が発達した。玉川上水の分水は、その創設当初はきわめて限られており、通水後多くの所で分水願と分水による開発計画が出されたが、不許可の方針がとられ、これが解禁となるのは1722年（享保7年）の徳川吉宗の時代である。創設時に許可になったのは前述の野火止用水の他は細川上水のように、有力大名への分水が多く農村地帯のものとしては、砂川、小川分水のみである。何故これら二つだけが許可されたのか、現在の所あきらかにされていない。考えられる理由をいくつか次にあげてみるが直接の動機は不明である。

- ① 武藏台地で唯一ともいえる集落であり、そこを通過するため。
- ② 玉川上水の余水吐として残堀川が使用されており、砂川地点が重要な位置をしめていること。
- ③ 玉川上水開削工事に砂川村の貢献（例えば労働力）があり、開削が円滑に行なわれた事。

以上について、推定の範囲を出ないが、これらの要因が重って砂川分水が行なわれたものと思われる。資料^①によると砂川村の年貢割付面積は、1669年（寛文9年）の11,887畝から1688年（元禄2年）には34,201畝と2.9倍となっている。この事は、砂川分水により開発可能地（水が制限因子となっていたため）が大巾に増加した事によるものと考えられる。

もう一つの開発は、岸村の小川九郎兵衛によって行なわれた小川村である。場所は玉川上水と野火止用水にはさまれた所であり、開発の目的は青梅と田無の間の無人地帯に宿駅を設けるために開発されたもので、1656年（明暦2年）に行なわれたものである。小川村については、小平町誌他多くの文献で考察されているので、それを参照しながら開発のあとをおつてみる事とする。開発の行なわれたのは、玉川上水の開削直後であり、1657年には小川分水が許可され、五日市街道に平行に集落が出来それに直角に屋敷地、畠、林と約15町程の短冊型にしきられた土地が分配されている。現在でも存在する小川寺のあたりが集落の中心と考えられる。

この開発は、1683年（天和3年）頃にはほぼ完了し、全体で394町の開発が行なわれた。

①木村他編「新田村落」

用水源として小川分水が用いられたが、その約80%は下下畠であり、条件としては必ずしも良好とはいえない。このときの戸数は145戸あり、平均して2.65町歩であった。これは新町村や砂川村のそれよりも大きな値となっている。小川村は、宿馬として発達したとしても現在の所宿場跡がなく、馬を常備しておく中継所であったと考えられ、飲料水（呑水）源としての小川分水がなければ、この地での開発は考えられなかつたと思われる。そのように考えると、小川村は玉川上水による武藏野開発の最初のものという事が出来よう。

それ以外の分水として、鳥山用水、国分寺用水、田無用水、小金井用水等がある。

4-4 玉川上水の水道用水としての使用

玉川上水は、江戸の上水水源として開発されたもので、羽村取水堰から四谷大木戸迄約40km送られ、四谷からいくつかの水路にわかつて都心部に給水されていた。

給水区域外の江戸にも上水道水源としての要求が高く、玉川上水から分水されていた。その一つは、細川屋敷、白山御殿といふ大名や徳川家の屋敷への給水を目的とするものと、青山上水（1660年万治3年）、品川用水（1663年寛文3年）、戸越上水（1663年寛文3年）、千川上水（1696年元禄9年）等特定地域への上水道の布設が行なわれていた。

1722年（享保7年）青山、三田、千川の3用水と中川から分水されていた龜有上水の4上水が廃止された。水道用水として重要な施設が利用出来なくなる事は重大な事であり、その理由が明確でなければならない。東京市史稿によると室鳩巣が「水道は火事の原因」という常識外の意見を出したためと説明している。たしかに明暦の大火をはじめとする大火が江戸の町に頻発したが、これと水道とは関係ない事は自明であり、その当時もどこまで信じられたかはわからない。この上水の廃止が享保の改革による新田開発と期を同じくしている事から、玉川上水の田用水への転換利用のための伏線とも考えられる。なぜなら、時の幕府が本当に上水道が火事原因と考えたのなら、神田、玉川両上水の方がはるかに大規模であり、影響力が大きい筈であるが、これらに対しては何の措置も講じていないからである。

この分水停止に伴ないどのような事態が発生したのかあきらかでない。ただ千川上水の管理者から、千川上水の再興願いが出されたが、再興は1779年（安永8年）であり、廃止から50年以上経った後である。1786年（天明6年）に再び千川上水が廃止されたが灌漑のみ許可されており、その頃の玉川上水の姿を示している上水記（1793年寛政3年）にも千川上水が示されている事から、廃止といえども完全な廃止でなかつたものと推測される。

なお、1670年（寛文10年）には、玉川上水の拵巾と水路に桜の植樹が行なわれているが、これは修復の意味が強かったと思われるが、四谷大木戸への流下量の減少に対するものとも考え

られる。しかし明治になって、オランダ人技師の行なった流量測定によると、羽村取水量 1 1.9 m^3/sec に対して、四谷大木戸到達量 1.0 3 m^3/sec であった。^① この改修が行なわれたのは、後述の新田開発の前であり、分水量が少なかったと考えると、四谷大木戸到達量は明治初年より大きいと考えられる。それにもかかわらず、水不足が発生するとは考えられず、出水その他による被害の修復が行なわれたものと考えられる。

4-5 玉川上水と享保の改革

1722年(享保7年)時の将軍吉宗は、経済政策の一つとして新田開発奨励の高札を日本橋に出した。翌年江戸町奉行から武藏野台地周辺諸村に対して、芝地の開発をすすめ、村高相応に割渡して新田開発を行なうよう通達が発せられた。すなわち、それ迄入会地として芝銭をおさめていた、村落、百姓仲間、個人に対して幕府に申請する事により、新田開発が可能となつたものである。しかしながら新田の開発を行なうには、飲料水の確保さらには農業用水が提供されなければならぬ。その当時を考えるに、既に述べたように用水供給可能な所はすべて開発され、集落が出来ており、未開発の所は水事情の悪い所にかぎられていたといって差支えない。それ故一般的に新田開発をすすめるという事は、農業用水事業を推進する事と同義でなければならない。この事は現在でも変りない。

この事を武藏野台地に適用すると、新規に用水を設置するか、在来の用水を農業用(主目的は飲料水としても)に使用を認めるかいずれかであり、実際には玉川上水の農村の飲料水として使用する事を認めた事に他ならない。

表-7に玉川上水の分水口と新田名を示した。一般に武藏野新田とは、享保以降に開発されたものをさす。それ迄新田とよばれていたものは、これらと区別するために、それ以降本村とよばれるようになる。前述の砂川新田、小川新田は、それぞれ砂川村、小川村となり、それぞれに新たに砂川新田、小川新田が村受新田として開発された。

①東京都 第2水道拡張事業誌前編

表-7 玉川上水受益地

上谷保新田 享保 元文元 上谷保村の開発→戸倉新田の持添
柴崎新田 →中藤新田の持添

分水名 (現在)	分水名 (当時)	樋口場所	許可 (設置年)	流路長	受益町村名	正保武藏田園			天保郷部帳 石	戸	明治 石
						総石高	田	畠			
拝島用水	熊川村	1740	30町	拝島村	221	58	163	772	821	159	833
				計	221	58	163	772	821	159	833
殿ヶ谷分水	熊川村	1720	1里20町	殿ヶ谷村新田 官沢新田 中里新田 砂川新田				225	72	16	225
				計					151	32	152
柴崎分水	上河原村	1737	1里半	柴崎村 茅窪新田	33	10	13	875	1119	241	1100
				計	33	10	13	875	1216	268	1197
砂川分水	砂川村	1657	1里	砂川村				574	2016	338	2016
				計				574	2016	338	2016
野火止用水	小川川村	1654	4里	野火止村 西堀沢菅原村				583	553	110	553
				計				164	165	40	165

分水名 (現在)	分水名 (当時)	樋口場所	許可 (設置年)	流路長	受益町村名	正保武藏田園簿			天石	保戸	明治
						総石高	田方	畠方			
野火止用水					館引宗浜官	718	348	370	1044	1098	241
					又岡崎戸	460	150	310	543	500	55
					計	200	91	109	419	上219下225	1639
平兵衛新田	砂川新田	1732	1里半		平兵衛新田				227	43	260
					榎野戸					34	133
					中野戸					58	472
					倉砂川前						
					計						
中藤新田	砂川新田	1729			中藤新田					105	23
					計					105	23
小川村	小川村	1657	2里		小川村	430	367	63	670	676	59
					小川新田					218	1366
					残水					91	
					計	430	367	63	670	1348	309
											1336

野中新田分水	小川新田	1724 里	野中新田 櫻戸倉新田					360	57	247
				計				263	47	
鈴木新田分水	小川新田	1734 里	鈴木新田 野中新田 (与左衛門組) 貫井新田					623	104	247
			小金井新田					466	58	1142
			計					466	58	1142
国分寺分水	小川新田	2里	国分寺村 貫井村 恋窓村	126 60 34	22 14 1	104 46 33		414	65	468
			計	220	37	183		462	72	462
大沼田新田分水	小川新田	1704 里	大沼田新田					284	54	284
			計					1160	191	1214
								320	45	320
野中新田分水	小川新田	2里半	鈴木新田 野中新田 (善左衛門組)					747	111	774
			計					306	45	
田無分水	小川新田	1696 里半	田無村	596	0	596	1150	1484	264	1486
			計					1422	206	774

分水名 (現在)	分水名 (当時)	樋口場所	許可 (設置年)	流路長	受益町村名	正保武藏田園簿				元禄	天石	保戸	明治
						総石高	田方	畠方	煙方				
田無村分水					(上保谷)	568	0	568	1339	1339	257	1329	
					(上石神井)	457	102	355	1163	1160	157	1358	
					(下石神井)	375	111	264	1369	1359	153	1160	
					(閑)	134	17	117	527	531	92	531	
					(田中)	213	56	157	539	539	68	539	
					(下土支田)	624	61	563	1337	578	108	578	
					(上練馬)	1143	219	924	2646	2626	375	2646	
					(下練馬)	1226	293	933	2646	2627	425	2645	
					計	5330	859	4477	12716	11246	1899	12272	
					鈴木村分水 小川新町	1734	1里	錦木村					
分水	関野新田	巡り田新田	1734	1里半	関野新田								
						計							
分水	鈴木新田	新田前	279		新田谷								
													434

				田 無 新 田				517	309	59	743
下小金井 新田分水	實 井 新 町	1704	5町	下小金井新田							
				計							
下小金井 分水	下小金井村	1707	18町	上 小 金 井 村	172	54	118	229	265	46	265
				下 小 金 井 村				569	578	142	
				下 小 金 井 新 田				299	31		878
				計							
梶野新田 分水	下小金井村	1734	2里	梶 野 新 田	172	54	118	798	1142	219	1143
				保 谷 新 田					196	39	196
				南 関 野 新 田							
				境 新 田							
				井 口 新 田							
				崎 新 田							
				仙 川 村							
				計						196	39
千川用水	上保谷村	1696 (上水) 1722 (田)	6里	巢 鴨 村	130	76	54	126	105	204	128
				滝 野 川 村	152	58	94	239	457	131	460
				金 井 建 村	120	63	53	133	153	42	154
				丸 村	58	33	25	71	131	39	131

	品川用水	境	村	1663	7里半	大井	村	計			497	123	497
						蛇窪	村	村	1125	486	639	1634	1563
						上	蛇窪	村	102	39	63	185	185
						下	蛇窪	村	132	42	90	277	273
						越	谷	村	224	38	186	925	753
						居	木	村	168	82	86	257	367
						一	木	村	181	103	78	230	231
						五	日	村					40
						南	品	村					231
						北	品	村	892	410	482	498	94
						上	北	川					98
						下	上	川	114	28	86	410	98
						金	仙	川	170	91	79	445	21
							仙	子	223	106	116	448	98
								計	3331	1425	1905	4510	5455
	牟礼分水	牟礼	村	1745	20町	牟礼	村	計			2589	5834	
									294	40	254	296	500
	烏山分水	上高井戸村	1659	1里半	鳥山	村	村	計			1078	160	1077
					粕谷	村	村		275	106	193	1036	1036
					廻り沢	村	村		55	12	43	246	246
													54
													246

分水名 (現在)	分水名 (当時)	樋口場所	許可 (設置年)	路長	受益町村名	正保武藏田園簿				天石	保戸	明治
						総石高	田方	畠	煙方			
	烏山用水				舟橋村	89	37	52	136	65	140	
					経堂在家村	85	46	39	305	72	305	
					世田谷林村	417	151	266	469	273	475	
					若太子堂村	123	69	54	138	131	42	187
					三八幡宿村	58	31	27	38	63	38	
					八幡山原村	14	5	9	70	50	30	90
					松代田村	3	0	3	2	2	18	3
						75	32	43		347	98	347
					計	1194	489	729	2525	3390	1000	3526
	上北沢用水	上高井戸村	1658	1里半	北上沢村	92	60	32	430	432	81	432
					赤堤村	160	79	81	233	230	51	230
					(世田谷村)				469	469	273	475
					松原村	75	32	43	327	347	98	347
					代田村				533	503	97	533
					計	327	171	156	1992	1981	600	2017
	下高井戸分水	下高井戸村	1775	5町	下高井戸村	157	83	74	861	861	174	861
					計	157	83	74	861	861	174	861

	幡ヶ谷分水	幡ヶ谷村	6町	幡ヶ谷村	計	100	63	37	181	241	132	264	
	三田用水	下北沢村	2里半	代田村	75	32	43	533	503	97	533		
				上目黒村	733	215	518	1125	1038	187	1251		
				中目黒村	{ 425	221	204	316	158	86	245		
				上大崎村				319	227	42	312		
				下大川村				410	445	920	452		
				品田村	312	162	150	267	103	13	245		
				金里村	320	129	191	450	123	130	343		
				白今谷村	55	0	55	378	118	44	331		
				下淡谷村 (野崎村)				108	110	21	110		
				中淡谷村				166	281	150	194		
				下目黒村				199	180	110	194		
								187	252	97	253		
						計	1920	759	1161	4777	3782	1920	5071
	原宿分水	千駄谷村	1724	原宿村	262	111	151	267	85	95	70		
				穩田村	94	24	70	97	69	32	92		
				上淡谷村	689	453	235	114	108	43	190		

分水名 (現在)	分水名 (当時)	樋口場所	許可 (設置年)	流路長	受益町村名	正保武藏田園簿				元禄	天石	保戸	明治
						総石高	田方	畠	方				
					上 豊 沢 村	404	185	219	32	350	25	15	29
					千 駄 谷 村	1449	773	675	860	340	240	55	464
					計								

①東京史稿 ②、③東大史料編さん所 ④近藤出版社

新編武蔵風土記稿によると、新田数は多摩郡40村、新座郡4、入間郡19、高麗郡19、計82新田となっている。このうち玉川上水から分水をうけた新田は35新田である。新田の名称等にも異動があつたりして、正確な数を出す事は困難であり、あまり意味がない。表-8に玉川上水の分水とそれに対応する受益新田名と、新編武蔵風土記稿に記載されている新田名の対照を示す。これによると両者に共通なもの、すなわち新田が一つの村落として確立したもの28、風土記稿に記載されていて分水名にないもの4、多分これは玉川上水からの直接分水して供給されたものでなく、古村ないし新田の残水を受けているものと推定される。例えば、本多、恋ヶ窪新田は、それぞれ国分寺、恋ヶ窪村の持添新田であり、地理的にも国分寺村分水の流末に位置している事からも推定される。次の分類は、玉川上水の分水対象となつていて、風土記稿にないもので3新田ある。これは新田としての行政組織として認知されていないもので、古村の影響がつよいか、出作農業が行なわれていて集落として形成されていない場合と思われる。

表-8 玉川上水関係新田

1. 武蔵風土記稿と玉川上水分水新田の共通なもの(28)

井口	家数 21 *	田無	家数 22
境	17	大沼田	39
野崎	13	小川	89
梶野	37	中藤	15
関前	25	榎戸	32
関野	34	平兵衛	23
是政	2	戸倉	21
下小金井	20	内藤	6
貫井	25	砂川前	19
鈴木	123	砂川	27
廻り田		芋窪	19
野中(六左衛門)	46	宮沢	15
野中(善左衛門)	58	殿ヶ谷	24
野中(手右衛門)	52	中里	28

2. 風土記稿にあり、地名が明確でないもの(4)

中藤持添 上谷保(玉川上水関係文書で谷保) 本多(22) 恋ヶ窪(24)

3. 玉川上水にみられて風土記稿にないもの(3)

大岱 小金井 南関野

表-9には、二ヶ領、六郷用水と同じく、江戸時代の各期の郷郡帳から石高を転載した。新田の多くは当然の事ながら、天保以降に石高が示されているにすぎない。この事からも玉川上水が未開の地の開発にいかに貢献したかがあきらかであろう。

上水記によると、玉川上水の分水口は33ヶ所となっているが、表-9に示した用水は29分水で、これに戸田因幡守分水、青山上水等を加えても31分水である。玉川上水の分水口も合口化されたり、分離されたりしていて、その時期により分水数が異なっている。とくに明治になって玉川上水に通船を許可するために水路を拡張し、大巾な合口化（附表）を行なったため、江戸時代にどのような形態だったかを示す事が不可能となった。

表-9 玉川上水の分水の石高変遷

分水名	利用人口 人	石高変遷				戸数⑤
		1644①	1700②	1840③	1872④	
押島	926	221	772	821	833	159
殿ヶ谷	349	—	—	448	377	75
柴崎	1693	33	875	1216	1197	268
砂川		—	574	2016	2016	338
野火止		1378	2953	3037		638
平兵衛新田	> 727	—	—			99
中藤新田				105	59	23
小川	1801	430	670	1348	1366	309
野中新田				623	247	104
鈴木新田				466	1142	58
国分寺		220		1160	1214	191
大沼田新田	> 1293			320	320	45
野中新田				1422	774	206
田無*	1878	596	1150	1484	1486	264
鈴木						
関野新田	718		517	309	743	59

分水名	利用人口 人	石高変遷				戸数⑤
		1644①	1700②	1840③	1872④	
下小金井新田	>1079					
下小金井		172	798	1142	1143	219
梶野新田	654			196	540	39
千川	*	1685	2481	3854	3964	1255
境	140			497	497	123
品川		3331	4510	5455	5834	2589
牟礼		294	296	500	516	132
鳥山		1194	2525	3390	3526	1000
上北沢		327	1992	1981	2017	600
下高井戸		157	861	861	861	174
幡ヶ谷		100	181	241	264	132
三田		1920	4777	3782	5071	1920
原宿		1449	860	340	845	240

① 武蔵田園簿 ② 元禄郷郡帳(東大史料編纂所) ③ 天保郷郡帳(")

④ 石高取調帳(木村編) ⑤ ③と同じ、但し未記入の所は武蔵風土記稿

⑥ 東京史稿による。呑水用として利用されているものについて1870年現在

付表 1870年(明治3年)の分水合口

在来通り分水	南側 拝島、品川、牟礼、三田、原沢
	北側 幡ヶ谷、下高井戸、幡ヶ谷
合口化	1(南) 柴崎、南野中新田、砂川、中藤・平兵衛新田、国分寺、 小金井新田、梶野新田、境
	2(北) 野火止、小川、大沼田、野中、田無、鈴木新田、関野新田、 千川、

第5章 多摩川と東京水道

5-1 東京水道創設前

江戸時代には、玉川上水が江戸市民の水源として利用されており、新政府となつても急激にかかる事はなかつた。しかし、今迄の幕府の強権的支配体制がくずれ、玉川上水の管理主体が政府（民部省）東京府、東京市と変る事により管理体制が整わぬうちに数々の問題をひきおこしていった。

その一つは、玉川上水の舟運利用の申し出を許可した事である。青梅市を中心とした産業として、絹製品や青梅材といわれる建築用資材、石灰石等の輸送が在来は多摩川を筏で下り、現在の調布堰から下流にかけた地点で陸揚げされ、陸路輸送されていたのを玉川上水を通って、直接東京の中央部に輸送出来れば、その効用ははかりしれないものがある。新政府は1870年（明治3年）舟運利用を許可し、舟運に便なるように上水の拡幅と分水口の合口化を行なつた。物事にはすべて互いに反する現象をひきおこすもので、この舟運利用は沿岸農民や商人に多大な利益をもたらしたが、同時に水質汚濁をひきおこし、浄水技術を伴なわぬ玉川上水は、たち所に壊滅的打撃をうけた。そこで1872年（明治5年）ついに舟運を禁止して在来にもどした。この事件が多摩川の水質問題の最初のものといえる。この事件のためか、日本初めての水質試験が1874年（明治7年）に行なわれている。その試験結果を表-10に示しておく。

表-10 玉川上水水質^① 1874年（明治7年）

上水		上水下流	
炭酸ソーダ	0.10738g/10ℓ	食塩	0.07356g/10ℓ
炭酸カリ	0.00176g/10ℓ	塩化カリ	0.01144g/10ℓ
炭酸石灰	0.23750g/10ℓ	炭酸石灰	0.11700g/10ℓ
炭酸亜酸化鉄	0.00493g/10ℓ	炭酸苦土	0.00470g/10ℓ
計	0.35237g/10ℓ	硅酸	0.00932g/10ℓ
		酸化鉄	0.00360g/10ℓ
		りん酸	0.00520g/10ℓ
		バンド	0.00750g/10ℓ
		硝酸	0.04600g/10ℓ
		有機物	0.00080g/10ℓ
		計	0.46300g/10ℓ

① 東京市史稿

もう一つの事例は、羽村取水堰の上流部である。江戸時代は将軍の飲料水という事で、水源管理が厳重に行なわれており、「お留め山」といわれて、許可なくして入山及び伐採が禁止されていたが、明治となりその禁政が緩和されるにつれ、水源林での開墾が行なわれるようになった。その方法は、焼き畑農業といい、森林を人工的に焼きその灰分を主な肥料源として、農業を行なうものであるが、有機物の投入も行なわないため、2～3年で地力が衰える。それ故、対象地点を年々移動せざるをえず、そのため山林の荒廃は急速度で行なわれる。その結果土砂の流出が発生し、羽村で取水される玉川上水にも悪影響を与えていた。そのため東京では、農商務省に調査を依頼し、水源管理の方法を模索した。1878年（明治11年）に行なわれた山村裕久の調査はその一つである。この事件から、水源林の整備が水道事業にとって重要な事が認識され、現在みるような水源林システムが作られるようになった。

江戸時代末期から、江戸（東京）でも工業化が行なわれてきて、その水源手当が必要となった。東京の場合工業の立地場所が隅田川から王子方面にかけて行なわれていたため、多摩川の水を利用する工業化は、かなり後にならないとおきていない。王子村に建設された反射炉は1865年（慶應元年）であり、その水源は千川上水から分水をうける形で行なわれた。多摩川の工業用水化の第一歩というべきであろう。その後、千川上水の末端では製紙工場（現十条製紙）印刷工場（現大蔵省印刷局）に供給された。

しかしながら、多摩川左岸の海岸地帯をふくめた地域の開発が行なわれなかつたため、多摩川に対する新規需要は発生しなかつた。

玉川上水に対する最大の問題は、東京の近代水道をどのようにするかにあつた。幕末に締結された日米和親条約により、横浜、長崎、函館等の開港地に近代水道の建設が義務づけられ、横浜については1871年（明治4年）に建設に着手された。東京についても、近代式水道（その定義は定かでないが、通常、浄水及び消毒を行なう水道システムといわれる）の建設の検討が行なわれた。これは1874年（明治7年）オランダ人技師、ファンドールンの「東京水道改良意見書」として出されたものがそれである。彼は東京の近代水道の必要性をとき、その具体案として玉川上水を原水として浄水場を設けて給水するという、今日の東京水道の原型ともいべき案を提出した。これを受け東京府は東京水道改良委員会を設け、ファンドールン案の検討を行なつたが、その案を採用せず、当時の玉川上水の改良案を採用したのにとどまる。すなわち、当時設置されていた上水井（玉川上水が流入して貯溜される井戸で、その当時東京市内に6170井存在していたという記録が残されている）に現在でいう済過器を設置し、水質の改善をはかる事とした。この済過器は木製で高さ約1.5mで砂及び砂利をつめたもので、その装置の寸法が定めら

れた。しかしながら、この済過器がどの程度普及したのか記録がなく、不明である。

この済過器は、済過膜の閉塞をおこしたり、済床それ自体が病原菌の巣となる事が指摘され、普及しなかったものと思われる。

1886年（明治19年）には東京でもコレラの大流行が発生した。江戸時代迄は、日本においてはコレラの流行は認められていないが、開国ないし明治になって西から流行しはじめ、東京での第一回の大発生という事になる。これに対しては済過器方式は無力というより、逆の作用をもたらす事が指摘されるに及び、東京における水道計画が火急のものとして、浮び上がってきた。

この年岩崎弥太郎は東京市水道会社設立願いを提出した。彼は1880年（明治13年）に千川水道株式会社を設立し、大規模に水道経営に乗り出す決心をしたのである。彼の案は英国人バルトンの設計による玉川上水を中心とするものである。東京市及び政府は水道事業を私営事業とするか、国ないし地方自治体が実施すべきかという問題をも含めて、この案を中心として検討を行なった。結論のみのべると、政府は1890年（明治23年）水道条例を公布し、水道は公営とすべき事をうたい、それに基づき、東京市による、パーマー案に近い東京水道計画を認可した。

この水道は、日本人技術による水道を目指したものとしても画期的な事である。当時は水道技術者がいなかつたので、当時欧洲に留学中だった東大助教授中島銳治に水道施設の研究を行なわせ、帰朝後は東京市の技師長を兼務させて、東京水道の建設を行なわせた。これが大学における衛生工学の初まりでもある。

5-2 東京水道の創設

東京の近代水道は水源を玉川上水とし、現在の新宿副都心に淀橋浄水場を設け、浄水を行なって給水するもので、計画はバルトンの提案した案を修整したものである。計画給水地域は、当時の市街で現在の渋谷、新宿は除外されている。計画人口150万人、計画給水量は $16.2\text{万m}^3/\text{日}$ であった。

1898年（明治31年）東京水道は完成し通水をはじめ、それと同時に玉川上水の使用が禁止された。ちなみに神田上水が禁止されたのはそれから3年後の1901年である。

水道の創設と共に、東京水道が力を入れたのは、水道の普及であった。すなわち、玉川上水及び井戸の使用を禁止し、水道使用に切り換えるために多くの努力を傾けた。その結果からか、東京水道は着実にのび、1909年（明治42年）には拡張計画をたてざるをえなくなつた。

もう一つは先に述べた水源地帯の整備である。そのため1901年（明治34年）には、日原川流域を保安林にしたものを皮切りに帝室御料林であった、小菅村、丹波山村の山地の譲渡をう

けた。又 1906 年(明治 39 年)には当時の東京市長尾崎行雄は、水源視察として萩原山迄巡回を行なっている。1910 年(明治 43 年)からは、水源林経営に着手し荒無地に植林を行ない、現在の水源林の基礎が固められた。図-7 に水源林の現況を示す。羽村堰上流 486 km² のうち、東京都の水源林は 44.2 % の 215.8 km² を占めている。水源林面積のうち、約 150 km² が天然林で 59 km² が人工林となっている。材木の蓄積は天然林 1930 万 m³、人工林 56 万 m³(いずれも 1966 年)といわれている。天然林の場合、広葉樹が約 82 % であるが、人工林はほとんどが針葉樹林となっている。従来は、森林経営に重きがおかれた経営方針をとっていたが、最近は天然林保護を主体とした経営方針にかわってきている。水源林の効用が如何なるものであるか、その定量化は困難であるが、小河内ダムの埋没土砂量が日本のダムの平均を大巾に下廻っている事が水源林の最大の効用と思われる。これに関して、定量的な研究は行なわれていないが、嶋氏の試算を紹介する。これによる林地が、多いために年間全体で約 7 万 m³ の流出と推定されている。この量は小河内ダムでの 1957 年から 1966 年にかけての平均流出量とほぼ同じオーダーである。さらに後述するように多摩川の計画高水は 1910 年の大洪水に対して策定されたのであるが、今日でもそれ以上の洪水は発生していない。日本のどの河川でも計画高水は都市化に伴ない増加しているのと際立った例外となっている。これは上流部が水源林で、かつ年を追って整備されているために降水の表面流出がおさえられているためと思われる。いずれにせよ、有形、無形の効果があり、現在の多摩川を考える上で無視出来ない貴重な財産である。

水源林は戦時中経済局の管理下におかれ、大規模な伐採が行なわれたが、戦後再び水道局の管理下におかれ整備が行なわれている。水源林の維持管理と水源林経営の問題、人工植林と自然林(極世相)との考え方の問題等、今日でも検討すべき点は多いが、土地が水道局のものであり、将来とも多摩川の守り神として貢献する事は間違いない所である。

付表 小河内ダム上流部の土砂流出量の推定

	林 地			崩 壊 地			そ の 他		計
	面 積 ha	流 出 原 单 位 m ³ /ha	流 出 量 m ³ /年	面 積 ha	流 出 原 单 位 m ³ /ha	流 出 量 m ³ /年	流 出 量 m ³ /年	流 出 量 m ³ /年	
古生層	19,632	1.0	19,600	26	120	3,200	18,300	41,100	
花崗岩	3822	1.5	5700	51	360	18,600	6,300	30,600	

図-7 東京の水源林

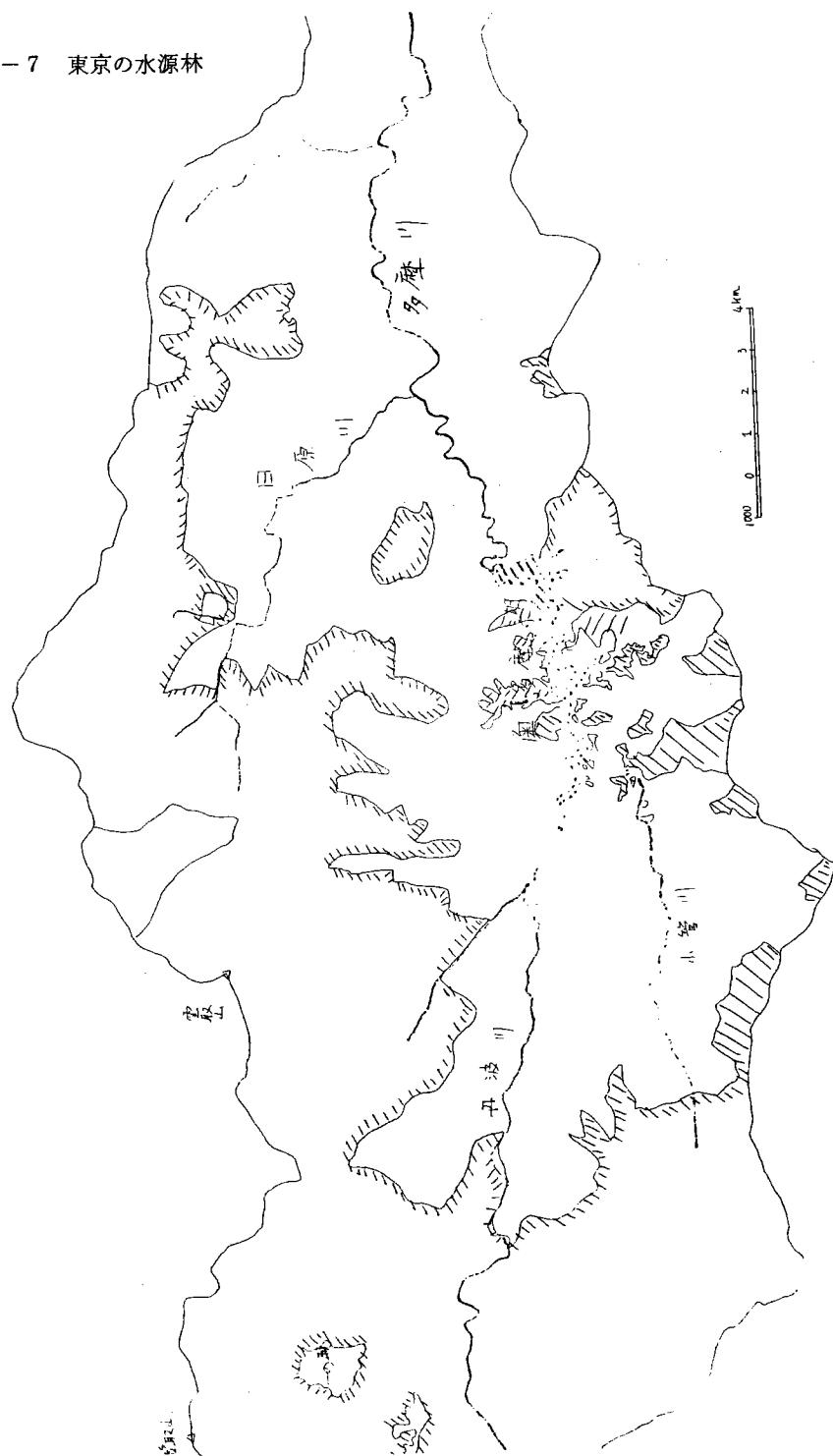


表-11 羽村上流水源林面積(km^2)

	合 計	山 林	都水源林	同比率%
山 梨 県	2 1 0 . 3 8	2 0 5 . 8 8	1 3 8 . 2 7	6 5 . 7
東 京 都	2 7 7 . 2 8	2 5 5 . 0 4	7 7 . 5 0	2 8 . 0
計	4 8 7 . 6 6	4 6 0 . 9 2	2 1 5 . 7 7	4 4 . 2

5-3 東京水道の拡張

表-12に東京水道の伸びを示す。東京の水道の伸びは全国一であり、1909年(明治42年)には既に第一期拡張計画が立てられた。これは前述の中島教授の設計で計画人口300万人、計画給水量37.8万 m^3 /日の施設にするもので、施設としては、羽村取水所をコンクリート化し取水能力を高め、武蔵野台地の中央に村山、山口貯水を建設し浄水施設として、境浄水場の建設を行うものである。

羽村の取水堰はこの計画にもとづき、1922年(大正11年)現在の堰に改築された。当時は河川法が成立1897年(明治30年)した直後で、法体系も整備されていなかった時代で、この堰の改築が後で論争の種子となった。この堰の改築により最大取水可能量は22,261 m^3/sec となつた。

山口、村山貯水池は、日本ではめずらしい流域外の貯水池で、村山(上2,983万 m^3 、下1,184万 m^3)、山口(1,953万 m^3)の容量をもち、それぞれ1925年(大正14年)1927年(昭和2年)1934年(昭和9年)に完成した。

境浄水場は、緩速渦過法による浄水場で、1924年(大正13年)に一部通水を行ない現在に至っている。

これら新規施設への送水、導水管渠の工事も当然行なわれ、その多くは現在でも使用されている。

このような拡張計画が行なわれているが、水需要の伸びは急ピッチである事と、水道事業の場合、計画決定から完成迄に予期せぬ時間がかかる事から、1930年(昭和5年)東京市は第二期水道計画を策定した。これは計画目標年次を1955年(昭和30年)におき、そのときの旧市域(山手線の内側と考えてそれ程大きな間違いはない)の飽和人口を300人/ha、近郊を150人/haとし、外郊(現在の杉並、世田谷、練馬等)を75人/haとして計画をたてた。

表-12 上水道の普及状況

	給水人口	最大給水量(m^3 /日)	平均給水量
1899	83,212		10,998
1900	246,274		20,121
1901	317,760		52,674
1902	772,351		70,772
1903	799,519		79,733
1904	876,994		90,096
1905	925,578		101,999
1906	1,016,464		112,021
1907	1,108,845	179,826	132,095
1908	1,191,413	205,228	136,629
1909	1,254,401	225,863	148,277
1910	1,323,096	220,897	166,742
1911	1,383,518	240,899	169,500
1912	1,440,155	234,802	163,302

(1) 東京都水道史

すなわち、

中心部 1,000人／万坪×270万坪=270,000(人)

近郊 500人／万坪×420万坪=210,000

として計48万人に対し、一人一日中心部320ℓ、近郊200ℓとして合計、将来需要量90.6万 m^3 /日としている。計画取水量としては、これにロス15%を見込んで104.2万 m^3 /日としている。

これを供給するために、羽村からのみ取水するものとして、1925年冬から1927年迄の608日間を最大渇水期として、この時に必要とする貯水容量を12,640万 m^3 と算定し、山口、村山貯水池の容量3,000万 m^3 を控除して、新規必要貯水量を9,640万 m^3 とした。

この第二期拡張計画に際しては、東京市は多摩川以外に利根川、富士川、霞ヶ浦等の計画をたて、それぞれ関係県と接觸をはじめたが、各県とも東京に分水するという態度でなく、東京の水源開発を先ず行えという考え方で、それを行なわずして他県に分水を申し出るのは筋が違うとい

う意見であり、東京市としては、多摩川の開発を行なわざるをえなくなつた。

そこで小河内ダム計画案が練られた。この時の計画規模は、先に述べた必要水量の2倍という日本で最初の大規模計画であった。何故このような大ダムが計画されたか、いろいろいわれているが、以下の理由であると思われる。

- ① 東京の水源を徹底的に利用する事
- ② 水道はとかく十分すぎる余裕をとる必要がある。
(例えば津市上水道もそのような例としてあげられる事が出来よう)
- ③ 大規模ダムに対する技術者の夢

実際には、これらの要因がからみあっていて、これ以外にもいくつかの理由があると思われるが、最終的に計画と出てくる場合には、③の理由が大きかったものと考えられる。たしかに物理的に必要な容量が前に述べた計算で出てくるし、その当時としては、多摩川以外にそれを実現出来る場所がなかったのは事実であるが、当時技術的に確立されていなかった大ダムを、とくに安全率(余裕)を2倍として設計して計画する事は、技術者にそのような計画を実現したいという強い意志がなければ不可能である。この頃世界的にみると大ダム建設のぼっ興期であり、1933年(昭和8年)ストックホルムで第一回の大ダム会議がひらかれ、日本からも村山貯水池の土えん堤について報告がなされている。報告は後に小河内ダム計画の中心となった東京市水道局の小野基樹氏であり、この会議に出席して世界のダム技術をみて、大ダム建設の可能性を確信して帰国したのである①。

一方日本においても、満州、台湾等の外地において水力開発が促進され、高さ72.8mの趙戦江ダムが、1929年(昭和4年)に完成をみており、その後も次々に計画されており、内外ともに大ダム建設の時代に入ったのである。小野氏自身技術者としての夢を表面に強く押し出していないが、自伝ともいべき著をみると、技術者として最高水準の仕事をする事に情熱をかたむけ、そのあらわれとして小河内ダムがあつた事が読みとれる。

なお、当時の内務省内部にも小野案を強力に支持する技術官僚がいた事が、多くの証言であきらかくなっている。

実際の小河内ダムの建設は後述のように様々な経過をへて、東京市議会で計画が承認された。1932年(昭和7年)から25年後に完成したのである。ダムの高さ149.0m、有効貯水量1.8億万トンという大ダムで、水道専用としては勿論日本最大である。しかしながら(といふべきか)1956年(昭和31年)小河内ダム完成の前年、高さ150mの佐久間ダムが計画後わ

①小野基樹 「水到渠成」

ずか3年で、土木技術の総力をあげた結集と近代土木技術（機械化施工ともいべきか）を背景に完成し、世間の注目をあびたため、小河内ダムの技術的評価は極度に低められていた。とはいえる、その技術水準ないし土木史上決して、過小に評価すべきものではない。

小河内ダムの評価を誤らせた最大の理由は、1963～64年にかけての東京の水不足を発生させた事にあるが、これは後述するように、小河内ダムの設計ミスではなく、逆に多摩川の長期異常渴水を小河内ダムによる貯水量により軽減してきたが、最後ついに力つきてしまったという方が妥当なのである。

5-4 近郊水道

東京の都心部を給水する近代水道が建設されたが、周辺部は水道の恩恵が与えられていなかつた。昭和初期でも渋谷周辺も郡部で代々幡村といわれていたため、近代水道の給水区域に含まれなかつた。それ故、1932年（昭和7年）に計画された第二拡張計画も都心部と近郊と二つに分けて計画されたのである、とはいえたぐくに現在の23区に相当する所は人口の集中をみ、水道需要も高くなつた。そこで各町村毎ないしいくつかの町村が共同で水道計画がたてられた。

図-8、表-13に主な近郊水道を示す。

これをみてわかるように、代々幡、井荻の水道が地下水を利用しているのを除くと、現在の区部はすべて多摩川を水源として計画がたてられている事がわかる。砧下、砧上、玉川の各浄水場は現在でも使用されている。注目すべきは、成城学園水道で、近代的都市計画作業の行なわれた市街には水源がなく、多摩川に水源を求めざるをえなかつた事である。その後日本水道が成城学園よりも広い範囲にわたって給水を行なうようになったが、この水源は多摩川そのものではなく、六郷用水から分水をうけて、原水処理場として狛江市（現在は水道局の資材置場となっている）がえらばれ浄水して給水されていた。六郷用水は、市街化が行なわれており、灌漑用水の需要は少なくなつてきており、日本水道の停止の1945年（昭和20年）以後は、六郷用水そのものも取水を停止し今日に到っている。すなわち、ここにも農業用水から都市用水への転換が行なわれたが、各用水間に権利意識がなく、戦後自然消滅してしまっている。対岸の二ヶ領用水が、農業用水を都市用水へ転換を行なってきたのに反し、東京市及び工業側は水利権保持のために何も行なっていない。とくに水利権の消滅した1945年は、日本水道を東京市が買収した年であり、都市用水としての水利権（転用の許可が与えられるかどうかの危険性があるが）をもつ東京市がなんの措置をとっていないのは不思議である。勿論、六郷用水として取水を増強すれば、下流の砧上浄水場での取水に影響を与える事をおそれ、問題にしなかつたものと思われる。

これらの近郊水道の給水区域の多くは、1932年（昭和7年）の東京市の合併にともない東

図-8 1932年(昭和7年)引継ならびに買収直前の配水系統図



東京都水道史より転載

京市となった。そこで東京市としてもこれらの水道の合併及び買収を行なった。最終的な統合が行なわれたのは、1945年(昭和20年)であるが、ほとんどが昭和10年代に合併、買収が終了した。これは現在の市町村水道を東京都水道に統合していっているのと、スケールの差は異なるが理念としては同じである。

この合併を多摩川からみると、各町村に与えられていた水利権が、東京都水道局に一元化された事を意味する。これは川崎市がもつ二ヶ領用水の上下流を東京都がおさえた事になり、以後の水利紛争に多大な影響を与えた。

表-13 東京の近郊水道

水道名	通水開始年	計画人口	計画給水量m ³ /日	東京市への合併	水源	浄水場
玉川水道	1918(大正7年)	500,000	104,350	1935	多摩川	玉川、調布
渋谷村	1923(大正12年)	150,000	28,000	1932	多摩川	砧下
氷川村	1924(大正13年)	350	—	—	—	—
五日市	1925(大正14年)	1,850	—	—	—	—
成城学園水道	1925(〃)	—	—	1945	—	—
荒玉水道	1928(昭和3年)	500,000	83,479	1932	多摩川	砧上
青梅	1928(〃)	1,200	1,330	—	日向和田(伏流水)	—
八王子	1929(昭和4年)	60,000	6,700	—	浅川(伏流水)	元本郷
矢口	1930(昭和5年)	25,000	2,783	1937	—	—
代々幡	1931(昭和6年)	77,000	10,780	1932	—	—
日本	1932(昭和7年)	100,000	14,000	1945	六郷用水	—
井荻	1932(〃)	30,000	3,339	1932	地下水	—
東村山陸軍	1942(昭和17年)	—	—	—	—	—

第6章 川崎市の水道

6-1 二ヶ領用水の運営

既に述べてきたように、江戸時代初期に開削された二ヶ領用水は、若干水不足をおこし水争いをおこしながらも、右岸下流部の水田へ灌漑をつづけ、約2,000町歩に灌漑をつづけてきた。しかし図でみてわかるように二ヶ領用水は受益地が幹線に平行して細く、幹線水路は20km以上となっている。この事は用水の維持管理に多大の経費を要する事を意味している。江戸時代には、幕府の援助があり、そのため農民の負担はかなり軽減されていたといわれる。しかしながら用水費の軽減の代償のような形で、川崎宿の伝馬整備・清掃の義務をおわされていましたといわれる。同じようなケースが品川用水①でも行なわれており、受益村は品川宿への奉仕が義務づけられていた。

このようなシステムが明治時代となると費用負担が全額受益農民となり、年々その額が増加していました。二ヶ領用水側としては、その経費を負担するようなスポンサーの出現を待ち望んでいたし、それ以上に積極的に誘致するように心がけていた。

一方、開港と同時に水道施設を義務づけられた横浜市は水源調査に乗り出した。既に述べたように、江戸時代末期では、水の存在する所がほとんどすべて開発されており、逆に開発の進んでいない所は、水源難である事を意味していた。開港まで一寒村にすぎなかつた横浜はその例にもれず、水源のない所で他所から導入するより方法がなかった。その場合水源としては、多摩川か相模川しかなかつたが、二ヶ領用水の惣代（執行部）添田治義が二ヶ領用水を水源とする横浜水道案を作成し、自から横浜水道の発願人の一人となって、横浜水道会社を設立した。

計画は、二ヶ領用水町田堀の余水を鹿島田地先（現三菱重工業横浜工場内）から、横浜市高島町に至る導水管を設置して送るものである。この導管が木樋であった事から木樋水道とよばれる。この取水に対して横浜市は、二ヶ領用水の経費の50%を負担する事になっていた。分水は1871年（明治4年）にはじまり、1886年（明治19年）に廃止された。

この計画案が二ヶ領用水内部で十分議論されて出てきたものとは思えない。華山謙②の研究によれば、上流の農業用水使用者は在来と同じ条件で灌漑用水を使用し、とくに取水導水施設の整備が行なわれた形跡はない。そのため灌漑期とくに夏の渴水期には、鹿島田地点の余水がなくなり、横浜市は水不足となり、しばしば添田氏にその窮状を訴えざるをえなかつた。

①品川用水沿革史

②多摩川の水利 ー史的展開ー

しかし、窮状を訴えられた添田にしても、有力な解決案もなく、かなり苦労をした事が文書に残されている。

横浜市は、この導水管の整備を行ない水道の安定供給をはかる案も検討されたが、水源の不安定な事から再度水源調査を行ない、英人技師バーマーの技術指導により相模川（実際には、その支川道志川）から導入する事により、多摩川を放棄する事となった。相模川を水源とする近代水道が完成するのは、1887年（明治20年）である。

木樋水道が工事の杜撰さから廃止されたとされているが、その事も事実であろうが、水源が安定していない事と水量が十分なかつた事が、横浜市の望む水量が確保出来ず放棄した最大の理由と考えられる。華山の紹介する添田家の文書にも二ヶ領用水と横浜市の間に立った添田知義が、それを解決する積極的な案を示しえず（例えば、取水地点を上流にするとか、取水施設を増強する）放棄もやむなしと判断した事も木樋水道廃止の大きな理由であろう。

なお、1986年（明治19年）の迅速図（20,000分の1）には二ヶ領用水全体が横浜水道と記されている。

この木樋水道は、わずか16年で廃止されたが、この分水は多摩川にとって次の点で注目すべき現象である。第一は、横浜という水利の便のない新興都市が、水源として多摩川に注目した事である。そして不完全ながらも、一部の利用が可能であった事である。これはその後川崎市が、これと同じ考え方で二ヶ領用水の分水をせまるが、横浜がその最初といえる。第二点は、二ヶ領用水内部において将来の財政負担の軽減化をはからざるをえない情勢が少しづつではあるが、出てきた事である。この当時はそれを意識したものは、ほんの一部にすぎず用水全体の問題として認識されていなかったが、その後洪水に対する修復費より長期的な農業用水整備事業の経費の負担から二ヶ領用水内部がゆれしていく最初のあらわれという事が出来る。表-13に二ヶ領用水の経費の変遷を示す。この表は多くの資料を集めて作製したものであり統一がとれていない。①では、川崎市の資料と華山氏の資料である。前者は管理、会議、事業費が示されている。事業の内容は、ほぼ用水路関係だけであり、頭首工関連のものは含まれていない。後者は、事業費のみであり、頭首工と水路にわけて示されている。水路Dについては、川崎市の事業費Bとほぼ同じと考えられる。それ故総額は、Fで示されるものとなろう。昭和初期10年間の平均は46,160円となり、2,000haの灌漑とすると1ha当たり23円となる。②はその収入源を示したものであるが、灌漑面積当たりの賦課金である組合費は、18,000円前後であり、先の全経費46,000円の39%にしかすぎない。それ故不足分を、県、寄付金、用水使用料にたよらざるをえない。このような状態は、明治初期から1935年頃迄個々の年の差はあっても、ほとんどかわらなかつたと思われる。

表-1 3-1 稲毛・川崎水利組合・事業費変遷

	管理費	会議費	事業費	その他	計A	内濠工事B		頭首工事		計E	総計(A+C+F)	灌漑面積haG
						上河原	宿河原	計C	用水路D			
大正	7	649	35	6,530	866	8,079		0	6			2,706
	8	650	179	6,831	458	8,118						2,691
	9	820	220	12,802	103	13,945						2,680
	10	757	347	12,041	1,463	14,608	14,669					2,679
	11	1,263	497	12,928	2,192	16,880	14,062					2,642
	12	1,361	335	15,498	1,601	18,777	14,486					2,633
	13	1,509	137	25,719	2,409	33,874	25,204	17,232	11,320	28,553	36,306	64,859
	14	1,567	194	17,672	8,945	28,578	24,172	10,412	6,567	16,979	30,603	47,642
昭和	15	1,321	170	19,341	4,662	25,494	26,868	10,699	7,591	18,290	28,254	46,544
	2	1,810	92	15,113	5,713	22,728	23,195	8,369	5,994	14,363	25,015	39,378
	3	2,903	118	15,728	6,215	25,024	24,731	6,563	8,091	14,654	27,580	42,234
	4	2,632	181	24,843	6,180	33,796	22,776	9,492	14,467	23,959	24,241	48,200
	5	2,234	347	18,203	4,751	25,535	2,571	7,099	5,340	12,439	32,378	44,817
	6	2,019	302	16,355	765	19,441	27,039	8,337	6,872	15,209	28,314	43,523
	7	1,914	458	16,873	2,965	21,710	26,497	6,850	9,102	15,958	27,287	43,245
	8	3,340	501	30,539	1,060	35,440	29,262	15,590	13,929	29,519	30,157	59,676

表-1 3-2 二ヶ領用水組合決算額 <二ヶ領用水事續>

	1938			1939			1940			1941			四年平均
	二ヶ領	川崎鶴見	計	二ヶ領	川崎鶴見	計	二ヶ領	川崎鶴見	計	二ヶ領	川崎鶴見	計	
収入	18,401	347	18,748	17,634	508	18,142	15,437	253	15,690	17,589	212	17,701	17,570
組合費	8,467	3,113	11,580	2,112	3,611	5,723	4,446	4,022	8,468	3,124	3,033	6,157	7,982
用水使用料	16,325	0	16,325	41,991	0	41,991	39,686	0	39,686	0	0	0	24,501
寄付金	20,896	0	20,896	34,136	0	34,136	0	0	0	0	0	0	13,758
渠補助	財産売却	0	14,030	14,030	113	0	113	3,604	5	3,609	0	0	4,438
補助金	500	0	500	500	0	500	500	0	500	250	0	250	438
雜	30,804	18,938	49,742	5,544	5,806	11,354	1,113	4,476	5,589	349	1,173	1,522	17,059
前年度繰越	2,317	1,119	3,436	4,976	6,879	11,855	2	3,620	3,622	565	4,611	5,176	6,022
借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,000	14,000	3,500
計	97,712	37,549	125,251	107,008	16,805	123,813	64,790	12,377	77,167	55,478	23,631	79,109	101,335
支出	管理費	4,782	1,570	6,352	4,967	1,532	6,499	5,748	2,066	7,814	3,406	1,096	4,502
會議費	553	169	722	304	104	408	457	147	604	596	187	783	629
給料	880	377	1,257	758	416	1,174	1,193	212	1,405	514	170	684	1,130
用水路費	39,365	26,686	66,051	89,282	4,165	93,447	52,191	3,216	55,407	4,609	3,842	8,451	35,839
公債利子	943	0	943	1,240	0	1,240	49	0	49	22	0	22	564
雜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,726	16,726	4,182
繰り越	4,976	6,879	11,855	2	3,620	3,622	565	4,611	45,176	523	1,611	2,134	15,697
計	97,716	37,549	125,265	107,008	16,805	128,813	64,790	12,377	77,167	55,478	23,631	79,109	101,335

6-2 川崎市の工業化

川崎市（町）も東海道の宿駅として発達した都市であったが、幕末迄は付近一帯畠地帶でほとんど開発されていなかった。南部の川崎大師の周辺に門前町が形成されていただけである。この川崎市を工業化しようとしたのは、明治40年代に町長となった石井素助であり、工業立町を基本として大規模な工場誘致と埋立てを行なった。石井町長自から、工場用地買収の先兵となり働いたと記されている①。その結果1906年（明治39年）横浜精糖（現明治精糖）の誘致に成功し、以後東京電気（現東芝）、日本畜音機（現コロンビア）、富士瓦斯紡績、日本钢管の立地が行なわれた。一方鶴見埋立組合が設立され、浅野埋立（現在日本钢管となっている鶴見海岸付近）京浜運河の開削等の工業基盤整備が平行して行なわれた。

工業基盤整備の一つの柱である工業用水については、川崎市の地下水を考えたが、地下水位が低い事と海水の浸透があるため利用する事が出来なかつた。そこで1919年（大正8年）浅野造船は専用水道をもうけ、地下水を導水して工業用水として利用を行なつた。このような一工場単独の取水では効率が悪く、かつ安定した取水が出来ないので、渋沢栄一等が中心となって、1921年（大正10年）に橘樹水道という民間水道案を計画した。これは、現在の鶴見操車場付近で地下水を揚水して海岸に導水するという案で、先の浅野造船のと同じような構想である。

このように工業化とそれに伴う人口の増加がみられはじめた川崎市でも、水道計画がたてられたが、なかなか実を結ばず1921年になってはじめて計画人口23,000人、計画給水量3,320m³/日の川崎水道が完成した。これは今日の川崎水道の母体ともいべきものである。この計画は、生活用水と工場用水をそれぞれ別個に求め、その合計を計画人口でわり、一人一日145ℓと出したものである。この数字は当時としては大きな数字であり、工業用水を念頭においていた事がわかる。この水道は、多摩川の伏流水を取水し戸手淨水場にて淨水して配水するものである。

このように上水道から工業用水の供給をうける方法が完成したが、料金が高い事と水量に制限がある事から、各企業は独自の水源対策を講ぜざるをえなかつた。その一つが前述の橘樹水道案であるが、もう一つは、二ヶ領用水からの直接分水案である。これに対応して二ヶ領水としても1925年（大正14年）に二ヶ領用水料金規程を定め分水需要に対処する事となつた。すなわち分水料金は、年間寸坪当たり8円と定められた。これに基づく分水供給者のリストを表-14に示した。

創設された川崎水道に対して、工業用水を中心とした需要増がおき、1925年（大正14年）には早くも拡張工事が行なわれた。

①山田蔵太郎 川崎市史

表-14 二ヶ領用水から直接取水する事業所 (1939年)

用 水 使 用 者	使 用 水 量(日)	使 用 料 金(年)
二ヶ領用水普通水利組合関係	菅 田 菊 蔵	100石 2.40円
	遠 藤 助 次 郎	100 2.40
	理 研 保 温	1,500 360.00
	国 威 ゴム製薬	300 72.00
	三 貞 織 綿 工 業	330 79.20
	日 本 電 気	10,000 3,600.00
	三 菱 重 工 業	990 356.00
川崎・鶴見普通水利組合関係	東京電灯久根崎変電所	2,000 48.00
	東 京 製 鋼	3,000 720.00
	極 東 現 象 所	500 120.00
	味 の 素 川 崎 工 場	4,200 1,008.00
	明 治 製 糖	3,000 720.00
	セ ロ ハ ン 工 業 所	100 2.40
	自 動 車 鑄 物	100 2.40
	横 浜 ゴ ム	240 2.40

首都圏の水資源開発 P104より転載

これは、多摩川の伏流水を官内地点で取水するもので、計画給水量を $5,020 m^3$ / 日にするものである。それでも需要を満足出来ず、第二期拡張計画(1930年、計画給水量 $16,700 m^3$ / 日)、第三期(1932年、 $50,000 m^3$ / 日)と年々急ピッチで拡張計画が出されてきた。川崎市としては、水源難であり、この水源確保こそが工業立市の成功のカギとすらなってしまった。

川崎水道の当初は多摩川の伏流水を水源としてきたが、このような急ピッチの計画増に対し、伏流水を充てる事にはすぐ限界がきてしまう。そこで表流水の開発を考えても、川崎市には多摩川しか水源がないが、これも東京水道(羽村)、六郷、二ヶ領用水、その他の農業用水、その他で既に開発しつくされており、新規開発の見込みはなかった。川崎市の工業化というのは埋立による新規土地造成を行なっているが、農業地帯の工業化をも目指すものであり、工業化に伴う農地

の減少と、それにより二ヶ領用水の需要が減少するので、これを工業用水化する方策がとられるようになり、昭和になってから、その交渉が前面に出てくる。

1932年（昭和7年）川崎市水道は、二ヶ領用水から $33,670 m^3$ /日の分水供給をうける事に成功した。分水地点は二ヶ領用水の取水地点で、それに対応して生田浄水場が建設された。

なお、このとき分水の見返りとして、二ヶ領用水の経費の半分を川崎市が負担する事となった。この負担率は前述の横浜木樋水道との場合とまったく同じである。

このような川崎市当局の努力にもかかわらず、工業側は用水不足に悩まされた。そこで川崎市に立地した日本鋼管と鶴見埋立（現東亜港湾）他の4社は共同で専用工業用水道の建設を1935年（昭和10年）計画した。この計画も地下水を水源としたもので、日本最初の工業用水道計画である。この計画については多くの研究①②がなされている。川崎市はこの計画案を基として市営工業用水道としてこの計画を実行したが、この経費は上記4社の寄付金によった。何故私営の工業用水道が川崎市営となったのか、多くの研究にもかかわらずあきらかでない。考えられる理由としては、

- ① 私企業が新たに水利権を確保する事が困難である。
- ② 他の企業にも同様な要望があり、市としては統一せざるをえなかつた事。
- ③ 後述の東京市との水利紛争の最中であり、川崎市が一丸となる必要があつた事。

等があげられる。この時計画された工業用水計画給水量は $81,000 m^3$ /日であり、当時の川崎水道（第3拡張が行なわれたとしても $50,000 m^3$ /日）と比較してもきわめて大きな数値である。この計画における二ヶ領用水分水量は $6,900 m^3$ /日であった。

①川崎市水道史

②肥田登（水利科学）

6-3 多摩川右岸農業水利改良事業

既に述べたように多摩川には小規模ながら、農業用水路が発達し水田が整備されていた。一方後述するように1910年（明治43年）を中心とする洪水により、多摩川の河川改修の要望がおき、政府はついに多摩川改修に1919年（大正8年）から着手する事となる。これは計画洪水流量を定め、それを流下させる断面をつくり堤防を新設するものである。それ故在来自然の氾濫及び旧河道の小規模な手直しで形成されていた農業用水路及び灌漑地は大きな影響をうける事となつた。図-9は、自然堤防と新規につくられた堤防との対比図である。これをみてわかるように、在来の農業地帯が大きく変貌する事となる。

このような状況下において、農商務省では多摩川右岸農業水利整備事業を計画し、1927年

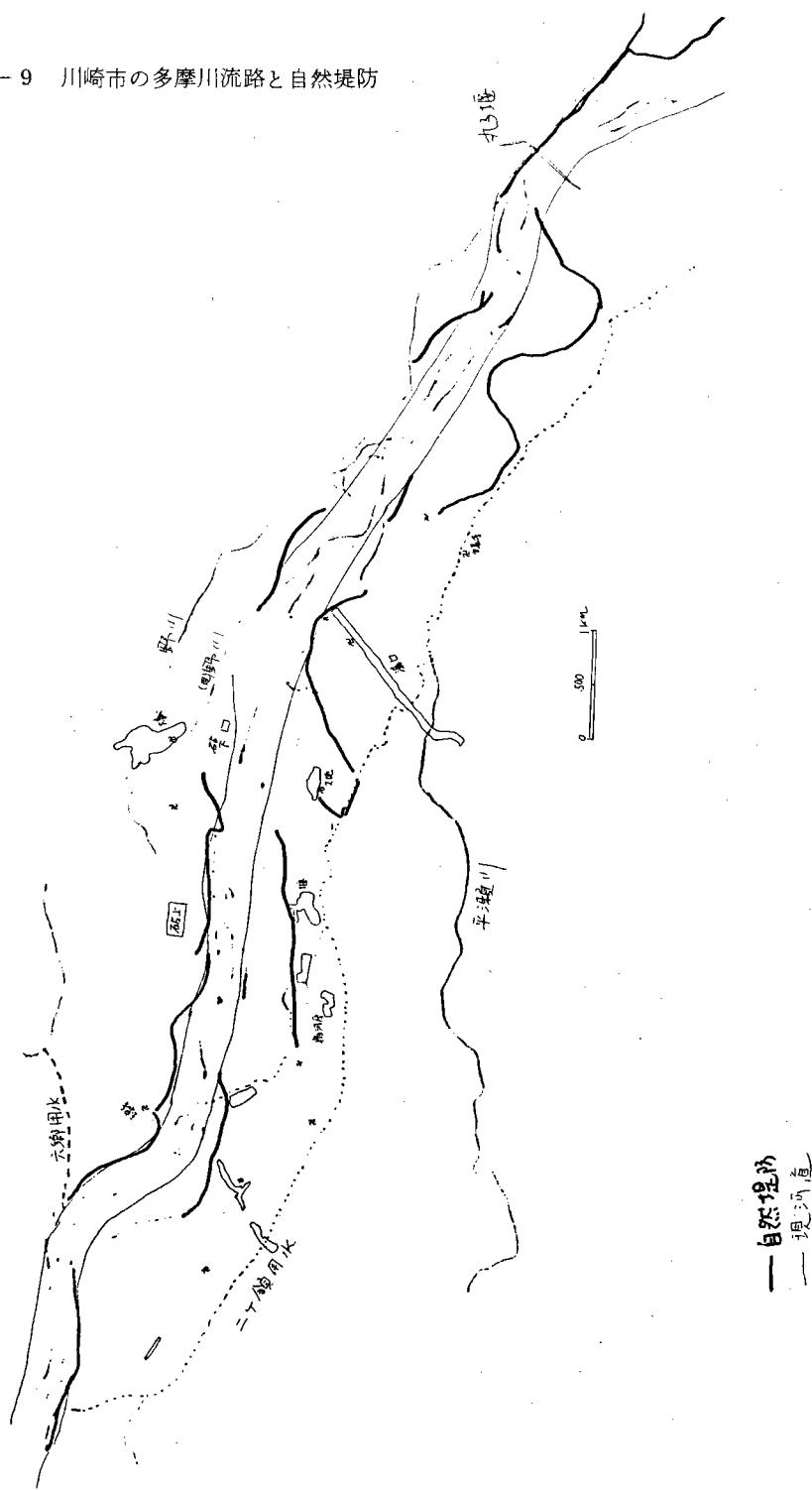
(昭和2年)発表した。国営事業であるから、国費 $\frac{1}{2}$ 、県 $\frac{1}{4}$ その他地元負担というこの計画には、取水堰の整備、用水路の整備、統合、用排水の分離が含まれている。

この中に当然の事ながら、二ヶ領用水も含まれ、堰のコンクリート化(宿河原堰の現施設はこの計画によって作られたものである)、水路の整備の地元負担金として230万円が要求されていた。

この農業用水事業は、二ヶ領用水だけでなく、これと交差する三沢川、平瀬川の改修も行なわれた。いずれも二ヶ領用水との分離が主目的であり、合流地点を移動させて立体交差化と二ヶ領用水の余水吐き施設がもうけられた。この事業で建設されたものは今日でも使用されている。二ヶ領用水についても、宿河原、上河原両堰がコンクリート化された。前者は現在迄使用されているが、後者は1970年(昭和45年)の洪水で流失する迄使用されていた。

後で述べるように、東京水道は小河内ダム建設の補償として230万円を関係農業用水管理者に支払うこととなった。このうち $\frac{2}{3}$ は神奈川県分として、二ヶ領用水の2つの堰のコンクリートの経費で、残りの $\frac{1}{3}$ は東京都分の用水関係分として使用されることとなった。この条項にもとづき、大丸用水、昭和用水、日野用水が、戦後堰のコンクリート化されるときに、その費用の負担を行なっている。これらの堰は、河床の低下と、それに伴う洪水被害と、戦後の食糧増産のためでコンクリート化が行なわれたものである。

図-9 川崎市の多摩川流路と自然堤防



第7章 小河内ダム計画に対する水利紛争

7-1 紛争の経過

以上左右両岸の開発の状況をみてきたが、いずれも多摩川を唯一の水源として、出来るかぎり開発を行なおうとしていたのである。このときに東京市が小河内ダム計画を発表した。河川に構造物を建設する際には、利害関係を有する上下流関係者の同意を必要とする事から、東京市はさわめて事務的に神奈川県に同意を要請する書類を送付した。しかし、簡単に同意がえられず当時の二大水利紛争とよばれる大紛争に発展し、小河内計画は大巾に延期され、多大の影響を与えたのである。ここでは、この紛争に関して残されている資料とそれに基づく推論をまじえて、その問題点を解明していき、それを通じて水資源開発のあり方を考えていきたい。

1933年（昭和8年）東京府知事は、東京市の第2水道拡張案の市議会の議決にされた事をうけて、河川法の定めにより、山梨、神奈川両県知事に小河内ダム計画の照会を行なった。山梨県からは直ちに了承がえられたが、神奈川県は二ヶ領用水組合の了解がえられない事を理由として解答を留保した。

二ヶ領用水が問題としたのは、玉川上水の水利権である。二ヶ領用水といえども江戸時代に建設された玉川上水を否定するわけではないが、第一期拡張事業の際拡張された水利権を容認した憶えはないという点にある。一般に水利権というと、数量化されたものと考えるが、1897年（明治30年）河川法により在来使用していた農業用水は、施設と認めるいわゆる慣行水利権を付与した。この場合は $X m^3/sec$ という定量的なものでなく、「…という施設により取水をする事」を認めたのである。この事を定量的にいようと、その施設の物理的可能な取水量ないし流下量を保証する事を意味する。この考え方からすると川崎市の主張は、江戸時代の玉川上水の容量ないし取水能力は認めるが、大正時代の堰の改良に伴う取水可能量の増大を認めていないという事である。事実この工事に対して、神奈川県が了解を行なった事はない。これを数字的にいふ事は困難であるが、改修前の水利権を川崎市は $9,362 m^3/sec$ という。先に述べた①実測が $11 m^3/sec$ であるから、 $12 m^3/sec$ 程度が施設能力といえそうである。一方改修後の可能流量は800立方尺（ $21.6 m^3/sec$ ）であり、両者の差は大きい。①（東京都水道局 第2拡張事業誌前編）

東京市の主張は、この $21.6 m^3/sec$ を前提とし、小河内ダムは、この水量を確保するためのもので、新規水利権の開発ではないという所にある。それ故下流側に影響を与えるものでないという主張である。

この前提条件について両者の主張が食違っており、両者共その正当性を主張し、様々な証

拠を示すが、互いに納得出来るものではなかった。そこで両者は基本条件の議論は一まずおいて、小河内ダム建設後の実際問題について議論をはじめたが、両者とも前提が異なっており、一方が譲歩と思って提案しても、一方は前提条件の押しつけと受けとり、合意には達しなかった。

○ 1934年1月25日 東京市第1回提案*

小河内貯水池の余裕水量8,765万m³の中より、最渴水時に於いても少なくとも2.0m³/secを羽村堰下流に溢流せしむる事。

*本文は本章付録として一括のせ、その主旨を示した。以下同じ。

小河内ダムの容量は、前述の通り余裕を2倍としているが、この余裕水量を下流に放流し、最低2m³/secが確保出来る事を提案したものである。これに対し神奈川県側は、同年1月30日次のような提案ないし要求を行なっている。

- ① 小河内貯水池竣工に至る迄は、東京市水道取水量毎秒11.952m³以上ならしめざる様、羽村取水口に制限を与ふる如き設備を施すこと。但し洪水時には神奈川県当局者立会の上右制限を撤廃することを得。
- ② 小河内貯水池竣工後は東京水道取入水量を毎秒14.138m³以上ならしめざる様羽村取入口に制限を与う如き設備を施すこと。但し洪水時には神奈川県当局者立会の上右制限を撤廃することを得。
- ③ 小河内貯水池の余裕水量8,765万m³を全部羽村下流の灌漑用水に譲渡すること。

この川崎市の要求は、前年12月に行なわれた二ヶ領用水組合の決議を基にして作られたものであるが、若干異なる。この時の二ヶ領用水組合の議決は次の通りである。

- ① 二ヶ領取水量を9,722m³/secにするよう東京側で工事を行なうこと。
- ② 羽村及び上流の取水堰の改良を行なわないこと。
- ③ 洪水時の補償を行なうこと。

用水組合は、現在の取水量9,722m³/secを確保出来る事を第1の要求項目とし、第3項で洪水被害を上流の責任として被害の補償を要求している。神奈川県の第1回要求は、それを具体化する形で、余裕水量を全量川崎側の取水用に提供する事を要求している。さらに二ヶ領用水の議決の第1項は、先に述べた取水堰の改修の費用を東京側に要求しているのである。この神奈川県の主張のみをみても、当時者である二ヶ領用水組合の意図と、交渉の場で出てくるものとがかなり異なっている。あとで交渉の当時者であった東京水道の小野基樹の表現によれば子供（東京市二ヶ領用水）のけんかに親（川崎ないし神奈川と東京府）の対立となり、まとまる話がまとまらなくなってしまっていた。

すなわち二ヶ領は量的には、現状維持が確保されていて、計画の承認に対する補償金を要求しているが、神奈川県は余裕水量を要求し、二ヶ領での取水をより有利にしようとしているのである。一方東京市は、量的な譲歩を極力おさえて東京市の水源を将来にわたって確保しようとするものであった。

神奈川県は、同年2月第2回提案として次の2案を提出して、東京都にその選択をせまつた。

①案

- (1) 東京市は用水補償として230万円を支払うこと。
- (2) 小河内完成後灌漑期間は羽村堰溢流量を $4.14 m^3/sec$ を下らざること。

②案

- (1) 小河内堰堤竣工に至る迄は羽村よりの導水は $12.5 m^3/sec$ を越えざること。
- (2) 小河内堰堤竣工後は羽村よりの導水は $14.1 m^3/sec$ を越えざること。又灌漑期間中羽村堰溢流水量は $6.6 m^3/sec$ を下らざること。

ここにはじめて用水補償の具体的な数値が出ている。これは二ヶ領用水組合決議の第1項を金額で示したものである。この額が多摩川右岸農業用水事業の地元負担金と一致する事は、注目しておかねばならない。

ここでもう一つの争点である羽村溢流量について述べておく。下流の二ヶ領用水にとって重大な関心事は、羽村での溢水量であり、灌漑期についてかぎっても最終調停案の $2.0 m^3/sec$ をはじめ、 4.0 、 4.14 、 $6.6 (m^3/sec)$ と各種の数字が出てくる。溢流量が小さければ二ヶ領取水地点が常に渇水状態となる事から、小河内ダムの余裕水量を放流して、溢流量を増加するよう神奈川県は要求していた。もう一つの考え方とは、二ヶ領取水地点の流量は、羽村溢流量と残流域(浅川、秋川等)の流量の合計量であることから、羽村地点で流量が大きい事は、残流域の流量も大きい事でありその場合には、羽村からの溢流量が少なくとも、二ヶ領取水地点で十分な流量が確保出来るという考え方である。それ故、羽村地点で洪水量がある場合には溢流量をなくし、全量小河内ダムに貯水しても下流に影響を与えない。中程度の流況の場合には、段階的に溢流を大きくしていき、羽村地点で最渇水時に最大となるように溢水量を制御してやる方が合理的である。但しこの場合、洪水量ないし中水の程度をどのようにするかが問題点となる。

もう一つの問題点は、この溢流水量をカバーするために、どのようにして貯水し、放流するかである。極論は、洪水時の貯留というものもあり、又余裕水量全部を溢流すべきとの考え方もある。

別の考え方として、羽村溢流を在来と同じにするというのがある。論理的には、このような操

作が行なわれれば、下流はなんらの影響をうけない事となる。しかし小河内ダムがあつて、そこで修整されて羽村に流れ、羽村地点の流量に応じて溢量をきめたら、貯留する東京市側が有利となる。

溢流についても、このように多くの問題があり、解決のつかぬ問題である。神奈川の第2回提案の羽村溢流量の条件はどうてい、東京市の容認する所ではなかつた。第2案から第1案をみると羽村溢流量を $6.6 \text{ m}^3/\text{sec}$ から $4.14 \text{ m}^3/\text{sec}$ にする事を認めるが、230万円をその代償として認めよといふ事に他ならない。

これに対する東京の解答ないし提案は(第2回)は、

- 羽村堰における有効溢水量を多摩川流量の増減に応じて、在来よりも減少せしめざる如く階段式に定む。

といふものである。この具体案は羽村流量 $1.4 \text{ m}^3/\text{sec}$ 以下の場合 $2 \text{ m}^3/\text{sec}$ とし、 $1.4 \text{ m}^3/\text{sec}$ 以上 $3.0 \text{ m}^3/\text{sec}$ 迄のときは流量に応じて $3 \sim 6 \text{ m}^3/\text{sec}$ 溢流させるものである。この提案は、東京市としては大巾な譲歩であったが、神奈川県は、その具体化のプロセスがあいまいな事と、中水の限度を $3.0 \text{ m}^3/\text{sec}$ とする事に難点を示し、 $5.0 \text{ m}^3/\text{sec}$ 迄上げることを要求した。

そこで東京市は同年第3回提案として次の案を提出した。

- 小河内貯水池を新設するも多摩川平水時にありては之に貯留せず、在來の自然流量を変ずることなく、羽村取水堰も亦古來の慣行による水量に止むる事なし、即ち羽村堰溢流水量は少しも変化を來さざる如くなし、洪水時の余水のみを貯留することとなす。

この提案は、在來通り溢水させるといふ事である。これは前回提案の一定流量を流すという案がきえて、従来の取水をつづけるといふ事であり、かつ下流に対しても小河内ダム建設による流況改善の恩恵を一さい与えないといふものであるため、とうてい下流の同意がえられるものではなかつた。

一方、二ヶ領用水組合は、問題の早期解決をはかるべく会合をひらき、次のような決議を行なつた。これを要約すると、

- ① 羽村自流 $1.23 \text{ m}^3/\text{sec}$ 以上 $2.60 \text{ m}^3/\text{sec}$ 迄の場合は、その取水量 ($1.23 \text{ m}^3/\text{sec}$) を除き全量放流すること。
- ② 中水量 ($2.6 \sim 4.7 \text{ m}^3/\text{sec}$) の場合、狛江地点の流量を $3.0 \text{ m}^3/\text{sec}$ となるように、羽村で溢流させること。
- ③ 小河内余裕水量の半分 $4,380 \text{ 万 m}^3$ を灌漑用の補給水量として適宜放流すること。

第3項は、東京第1回提案の内容であり、①②項は東京第2回提案とほぼ同じ内容である。こ

これは二ヶ領用水がその必要水量を確保する事の保証を求め、あわせて東京市の取水を認める事をあきらかにしたものである。そういう意味では、この交渉中神奈川県がもっとも譲歩したもので、東京市でもこの案で妥結する動きがあった。しかしこの提案について神奈川県内部で了解がとれず、二ヶ領用水は、この案を撤回せざるをえなかつた。もしこの紛争が二ヶ領用水と、東京水道の当事者どうしの利害の対立だけなら、ここで紛争は解決した筈である。しかし、直接の交渉相手でない、神奈川県が反対したのは、この紛争の直接の利害者が神奈川県である事を示している。神奈川県が何故この紛争に乗り出し何を要求しているのだろうか。その答えは、第4回提案の中に示されている。第4回提案は、

- ① 現在の溢流量は現状通り溢流すること。但し $40 m^3/sec$ 以上の時は貯水しても差支えない。
- ② 二ヶ領用水は工業用その他に使用しているため、非灌漑期間も相当量を溢流すること。

である。この第2項の工業用水、その他への使用を表面に出し、非灌漑期間も十分な水量が取水出来るように羽村で溢流させる事を要求している。すなわち、本紛争の直接の相手は工業用水を必要とする川崎市とそれを支援する神奈川県である事がわかる。これに対して、水量計算で対応した東京市や二ヶ領用水への補償金で解決をはからうとする試みは失敗するのは当然である。

なお、この第1項の現状通り溢水するというのは、年平均（洪水をふくめて）であり、 $9.47 m^3/sec$ ①であり、これでは東京市はどうてい容認出来ない案である。このようなやりとりの中で、交渉は硬直し、妥結をみるに至らなかつた。そこで内務省は、親同志ともいるべき東京都、神奈川県に交渉にあたらせ、1935年（昭和10年）6月から接衝をはじめた。

この交渉で東京都は、次の解決案を示した。

- 小河内ダム完成の際に於ては、最渴水期間の東京市水道に補給する所要量を除きたる残りの半、 $4,300$ 万 m^3 を灌漑用水に充つることを東京市として承認せしむるを得る見込み。

これは、羽村での取水量、溢流水量にふれる事なく、下流の流量を確保（要求に応じて）するため、小河内ダムに水利権を与える事を意味している。これに対して神奈川県は工業用水の確保を前面に押し出して、

- 溢流量を $6.6 m^3/sec$ 以上とする。
- 羽村堰よりの溢流水量の減少は、川崎市の工業都市としての発展を阻害する恐れがあり、その他河川漁業海苔の漁業権を侵害する。

の要求を出している。

①華山謙 多摩川の水利

これらは、すでに東京市、神奈川県の交渉で出つくした議論で、妥結には至らなかった。

7-2 紛争解決

小河内ダム決定が下流の同意がえられずに宙にういた時、最も被害をうけたのは、小河内ダムが建設される予定地の小河内村であった。小河内村では、市会の議決前の1930年（昭和5年）に東京市から意向の打診があった。地元では若干の反対があったが、当時の村長小沢氏の説得により、全村一致の協力体制がひかれた。このため、小河内村は1～2年以内にダム建設が行なわれ、水没することを前提として、家屋の新築修理はおろか、農作業にすら先を見込んで放棄する程であった。そして、ダム建設に伴ない新しい場所に移動せざるをえなかつたが、ダム補償額が明示されないため、移転計画も進まず不安定な状態であった。

ダム建設がおくれれば、この不安な状態にたえきれなくなり、反対運動に転ずるか、東京市への早期妥結の要請とならざるをえなかつた。小沢村長は間に立ち相当の苦労をした事が、いろいろな資料①②に示されている。1935年12月ついに小河内村村民は、東京市に向けて早期妥結の請願をおこすに至り、社会不安と化した。そこで内務省も重い腰をあげ仲裁に入り、1936年（昭和11年）2月、次のような斡旋案をつくり両者に決断をせまつた。

第1案

- 小河内貯水池にて多摩川流量を調節して灌漑期間中即ち5月20日より9月20日に至る迄羽村堰より $3.5 m^3/sec$ を溢流せしめ下流の灌漑に充てること。

第2案

- 小河内貯水池に貯留しうべき期間は灌漑期間中即ち5月20日より9月20日に至る迄は、多摩川の羽村における自然流量が $4.0 m^3/sec$ 以上の場合に限ることとし、しかもその貯水量は上記 $4.0 m^3/sec$ より超過したる水量たるべきこと。

第1案は小河内ダムの余裕水量に対する要求（東京市50%、神奈川100%）の中間をとつたものである。第2案は、東京第3回提案と同じであり、この案を知らされていなかつた東京市の小野基樹は、その著③で「この案をしつていればこの案で妥結したかった」と述べ、最終的な妥結案よりも東京市にとって有利である事を認めている。

この案をもとに、両者が連日のように接衝を行ない2月24日（裁定案が出されてから11日後）に両者が合意し、次のような文書が交換された。最終的な調印は3月2日（計画では2月26

①大宅莊一 中央公論 1936

②石川達三 日陰の村

③小野基樹 水道協会雑誌 1936

日であったが、当日二・二六事件が発生し延期された)に行なわれた。

1. 貯水池完成の後東京市は毎年5月20より9月20日に至る間羽村堰より $2m^3/sec$ を常時溢流せしむるものとす。但し両府県知事の協定により、右溢流水量の全部又は一部を貯溜し、下流の需要に応じ右貯溜水量の限度において、適宜これを溢流せしめることを得。
2. 東京市より両府県関係用水路の改修費等として金230万円を支出せしむるものとす。但し右金額の内3分の2は神奈川県、3分の1は東京府の分とす。
3. 上記各項実施の細目その他本件に付帯する事項は両府県知事に於て協定処理し新たに東京市に対し負担を加えざるものとす。

以上

この最終案と調停案ときわめて大きなへだたりがある。第1項も調停案の第1案より、東京側が有利となつており、今迄の交渉の過程で出されていたもの(東京第1回提案)であり、たとえ内務省の強権下とはいへ、これで妥結するのでは、何のために協議をかねていたのかわからなくなる。第2項は神奈川第2回提案に出てきたものであるが、その後の交渉の経過にはあらわれてこなかつたものである。2つの条件を合わせると調停案第1案の小河内ダム余裕水量77%の要求を230万円の補償金で50%にしたという事も出来る。

「裁定案といふのは、恰も蠟燭の蠟のようなものであつて香も味もないものである。こういうものは、なるだけ神棚にでも奉つてお互にふれぬようにして、もっと風味ある内容をもつた話し合いの下に双方気持よく握手せられん事を望む」と、この紛争の調停者であった内務省広瀬土木局長はいった①というが、その精神は諒とする事が出来るが、字句通りに肯んずる事は出来ない。

このように数日のうちに妥協に到達した理由は、現在謎とされている。すでに述べた通り、この解決案は東京市に有利であり、神奈川県の主張はほとんど通っていない。とくに工業用水の水源として関心を示していた神奈川県の主張はどこにも入っていないというべきである。

その理由として華山謙②は内務省の強権力と判断している。当時の知事は官選であり、紛争初期の神奈川県知事は妥結時点で東京府知事となっている事実(当人のみについていえば一人で交渉の両方の当事者となつた)から、内務省の政治工作と断定している。しかし、例え内務省の権限が強くても、それだけで水利紛争が終結した例は少なく、軍や警察の力をかりて解決せざるをえなかつた例が多い。この妥結案のように長年の紛争が平和裡に解決したのは、例外といわざる

①小野基樹 水道協会雑誌 1936

②華山謙 多摩川の水利

をえない。

ここで神奈川県の水事情をもう一度みてみる。横浜市は多摩川を放棄し、相模川に水源を求めていたが、横浜も水道需要の急増に追われ、拡張計画をたてざるをえない状態に追いこまれていた。同じような立場だったのは軍港をもつ横須賀市であった。さらに相模川の中流部の相模原台地の開墾が日程にのぼり、農業用水の需要が大きくなってきた。

神奈川県の主要水源は相模川であるが、横浜市で使用している他は、ほとんど使用されていなかった。丁度アメリカのT.V.A.に刺激されて、日本でも河水統制事業の必要性が、物部長穂・萩原技師①等の内務技師による論壇がはられていたのをうけて、神奈川県の土木技師氏家文弥が、その応用例として相模川統合計画を一人で構想していた②。しかし、この案に対して県の内外をとわず、誰も共鳴するものはねかなかったといわれている。

1935年（昭和10年）土木会議は、河水統制事業を速やかに実現するよう政府に勧告を発した。政府はこれをうけて翌年内閣に河水統制委員会をもうけ、さらにその翌年河水調査協議会が誕生した。

さきに述べた氏家の私案に対して、ほとんど関心が示されていなかったが、1936年の暮、急に相模川河水統制事業が正面に出てきて、暮の一週間で現在の相模湖の計画書を作製せねばならなくなり、神奈川県土木部は、氏家を中心として箱根で合宿して計画案を作製した。この計画案の中に川崎市へ上水および工業用水として $5m^3/sec$ の分水が入っていた。

日本の河水統制事業は、かけ声が大きかつたわりには大した成果があがっていない。その中で相模湖の建設を中心とする多目的ダムの建設は画期的なものである。しかし、今みたように、この計画案は内務省主導というよりか、突然計画が具体化し、神奈川県の手で行なわれたのである。河水統制事業のような日本ではじめて行なわれる事業で、かつその目玉となるような事業の場合は内務省（現在の建設省）の主導化で強力に推進されるのが普通である。しかし、相模湖計画には、内務省の指導はなく、きわめて例外といわざるをえない。

ここに2つの理解出来ない現象が出てきた。小河内ダムに関する紛争の解決と河水途制事業の両方とも、初期の目標とは異なった方向で急速に動いていることである。この両者を結ぶ糸をあきらかにする客観的資料は今の所なにもない。しかし、二つの事件が内務省河川局を中心に動き、川崎市の要望をうけた形で事態が収拾した事をみると、両者が一本の糸で結ばれていたと考えざるをえない。これこそを内務省の政治力といるべきなのであろう。

この案を思いついたのは誰かあきらかでない。両県知事をつとめた横山助成氏のアイディアか

①西川喬

②相模川総合開発事業史

もしれないが、現在の所あきらかにする事は出来ない。そういう意味でいえば二ヶ領紛争の解決は、現在の所謎⁽¹⁾なのである。当時の関係者の証言をえたいと考える。

7-3 解決のその後

1936年(昭和11年)に下流の同意をとりつけた東京市は早速小河内ダム建設にとりかかつた。しかし、戦時下に入り、資材その他が少なくなり建設の速度がおちた。大型ダム建設に必要なバッチャープラントは輸入されたが、1943年には徵用されて台湾のダム建設に使用される事になり、小河内ダムから門司迄送られてしまった。幸いな事にここで終戦を迎え、東京に送りかえされて、戦後の建設の強力な武器となつた。しかし、戦時中1943年にダム建設が中止され、完成は1957年(昭和32年)であり、計画時の目標年次1955年よりもおくれたものになった。東京は戦争中に急激に人口が減少したが、1955年頃から再び上昇のきざしをみせ、それと共に給水量が伸び、小河内ダムは東京水道の救世主的存在となつた。表-14に東京の水道水源の水利権を示す。これによると終戦直後の水利権は、合計110万m³/日でそのうち63%の70万m³/日が多摩川系であった。小河内ダム完成と下流浄水場の水利権のみなおしが行なわれて、1959年(昭和34年)には多摩川系131.8万m³/日となり、この数字は現在迄かわっていない。しかし、利根川の開発が進むにつれ、多摩川系の東京水道における比重は減少し、1959年の72%をピークに、1968年42%、1973年は29%となっている。しかし、水利権の中で比重がおちる事のみで多摩川系の比重を議論すべきでない。その一つは表-14でみてわかるように、小河内ダム計画にもとづく新規水利権は4.25万m³/日(4.92m³/sec)であるが、羽村では最大2.16m³/sec(186万m³/日)の取水が可能である。すなわち、旧来の玉川上水の水利権を1.22m³/secとすると、小河内開発により、羽村での取水量の合計は17.1m³/secの水利権に相当する。しかし、1961年よりはじまつた多摩川の異常渴水の初期には、羽村の取水量は160~170万m³/日とこの水利権を上回って取水されており、東京の水不足の緩和に役立ったのである。しかしながら、この渴水が予想より長くつづいたため、オリンピックを控えた東京水道は給水不能となり、50%給水を行なわざるをえなくなり、小河内ダムも貯水量が200万m³をわり、湖底をさらけ出さざるをえなくなった。この事件は小河内ダム計画の誤りというより、計画を上回る需要の伸びと利根川の水資源開発の遅滯にその原因がある。

この後、降雨と利根川の水利用を可能にした利根導水路の完成により、東京は水不足からまぬがれる事が出来た。しかし、利根川の水源は東京だけのものでなく、農業用水、群馬、埼玉、千葉の都市用水をもっており、その運転管理はきわめてむつかしい。さらに東京水道の水利権には、

表-14 東京水道の水利権の変遷

万m³/日

		1945年	1959年	1968年	1973年
多 摩 川	境	24.0	31.5	31.5	31.5
	淀橋	24.0	24.0	0	0
	東村山		42.5	66.5	66.5
	玉川	10.4	15.3	15.3	15.3
	砧上	8.4	11.5	11.5	11.5
	砧下	2.8	7.0	7.0	7.0
	計	(69.6) (63%)	(131.8) (72%)	(131.8) (42%)	(131.8) (29%)
利 根 川	東村山	0	0	30.0	44.0
	朝霞	0	0	90.0	170.0
	小作	0	0	0	14.0
	金町	40.5	50.0	90.0	90.0
	計	40.5	50.0	210.0	318.0
合 計		110.1	181.8	341.8	449.8

利根河口堰によって生み出されているものがあり、それを利根大堰で（上流）取水している。そのため利根川が渇水となると、この下流の水利権が制限される事により、東京の取水量は大巾に制限される。実際に1972・73年には渇水に見舞われ、東京は給水制限におい込まれた。

一方、多摩川についていえば、羽村より上流は東京都の単独水源である。そのため東京都とすれば小河内ダムで出来るかぎり貯水しておき、非常時の水源としておくことが得策である。そのためには、利根川が豊水の場合、小河内ダムに導水する位の事をしたい。しかし、現実にはそのような水路がないが、東京の水道システムからみて給水管の始点と末端の両方を両水系に結ばせておくことにより、実質的な導水システムを作ることが可能である。すなわち、利根川が豊水の場合は、多摩川の取水をやめその分を小河内ダムに貯水し、利根川の水量が低下した場合に多摩川系から補給すればよい。さらに東京都東村山浄水場は、利根、多摩両系統から導水をうけており、その処理能力110万m³/日を両水系から供給をうける事が可能となっている。すなわち、東村山浄水場をキーにして、2水系のソフトな運転が可能なのである。処理能力からいうと、多摩系の中で羽村取水量は、境、東村山、小作の3浄水場で計150万m³/日処理出来る事になっている。さらに東村山浄水場の処理能力を全量多摩川系の水を利用するすると、それ以上の

水を多摩系で供給する事が可能である。このようにして多摩、利根の2水系の水を小河内（1.8億 m^3 ）、矢木沢（1.8億 m^3 ）、下久保（2.2億 m^3 ）のダムを使用して有機的に運用する事が可能となり給水の安全度が大きくなっている。

このような形をより積極的に行なうために、現在小河内ダムの放流量を大きくし、かつ、取水施設を増強する工事が施工中である。これが実現すると小河内ダムは計画時の水量計算とまったく異なる効用を発揮する事になり、これは建設当初の予想をはるかに上廻る効用となる。

二ヶ領用水は、この紛争で水の確保と取水施設の改修が行なわれる筈であった。しかしながら、物価の上昇と若干の設計変更により、多摩川右岸改良工事の予算は上昇し、新たに二ヶ領用水に46万円の請求がきた。（この算出も国費県費の補助を控除したものである）これは先の230万円に比したら小さいが、その絶対額の負担は二ヶ領用水にとって過重なものであった。

川崎市は、相模川での開発に参加する事が可能になり $5m^3/sec$ の取水権が与えられたが、多摩川での水利権をも確保したいと考え、この二ヶ領用水の負担金を支払う事により、用水の管理権を継承する事となった。1941年（昭和16年）正式に二ヶ領用水の川崎市の移管が行なわれ、長い歴史をもつ二ヶ領用水が終了した。

大正末期から二ヶ領用水の支配を目指していた川崎市は、その後農業用水を工業用水、上水道に転換していった。その最大のものは1963年（昭和38年）の稻田水源の建設である。稻田水源は上河原取水堰の所にあり、工業用水として20万 m^3 /日取水して生田浄水場に送る施設である。取水は上河原堰で埋設された多孔管により取水するのと、旧河道に沿って掘られた井戸により取水するのに分かれる。この時、旧二ヶ領用水受益地に対しては、農業用井戸を掘りそれで代用させ、多摩川本川の水は工水ないし上水に使用する事となっている。しかしながら、川崎市は折角量的に確保出来たが、水質汚濁が進行し、1964年（昭和39年）には、取水停止事件がおこり、川崎市は多摩川の水を上水道とせず、工業用水に用途を限定してしまった。これは東京都の玉川浄水場の取水停止よりも6年前の事である。

表-16に1970年現在の多摩川系水利権を示す。これによると上水用として15万 m^3 /日うち井戸が10万 m^3 /日である。一方、工業用水源として生田地区で25万 m^3 /日で井戸5万 m^3 /日である。残りは稻田水源で上河原堰の前面に設置した多孔管よりポンプで取水しているものである。両者合計40万 m^3 /日となっている。

表-17は最近5ヶ年の取水量を示したものである。これによると上水として多摩川系取水量は7~8万 m^3 /日であり、水利権よりも大巾に下まわっている。一方、工水は生田系22万 m^3 /日で、水利権の90%を取水している。合計すると約30万 m^3 /日であり、水利権より10万 m^3

表-16 川崎市の多摩川系水利権 1970年

上 水	菅 さ く 井	6 井	10万 m^3 /日
	稻 田 水 源	多 孔 管	5
	中野島さく井	8 井	(予 備)
	計	—	1 5
工 水	生田系さく井	6 井	5
	稻 田 水 源	多 孔 管	2 0
	二ヶ領余剰水		2.7
	平間系さく井	2 4 井	8.2
	計		3 5.9
合 計			5 0.9

／日下まわる取水量となっている。これは上水道用として水利権をもっているが、上述のように多摩川を上水道の原水として使用しない事にしたため、上水道取水が抑制されている事による。当初の計画によると、上水で抑制した分を工水として取水する事になっているが、この5年間で川崎市全体の上水－工水の合計取水量が100万 m^3 /日とほとんど変化していない事から、工水の需要が頭打ちないし、減少傾向を示している。

川崎市全体の多摩川の占める比率は全体で30%で、上水のみでいうと14.6%にすぎない。川崎市は二ヶ領用水支配に情熱をかたむけてきたが、それを実現した今日、3.47 m^3/sec を利用するととどまり、二ヶ領用水の水利権の約37%にすぎない。将来地盤対策として生田系、菅系の地下水取水が規制されるようになると、多摩川に対する依存度はさらに小さくなる事が予測される。

表-17 川崎水道取水量の変遷 *

m^3 / 日

	上 水			工 水			合 計		多摩川
	多摩川	相模川	計	多摩川(生田)	相模川	計	合 計	合 計	
1969年	6 0,9 2 4	3 8 5,8 5 3	4 4 6,7 7 8	2 2 7,5 8 2	2 4 9,6 3 5	5 6 3,3 7 7	1,0 1 0,1 5 5	2 8 8,5 0 6	
1970年	7 4,7 8 9	4 0 6,2 6 3	4 8 1,0 5 2	2 3 6,9 8 2	2 4 3,6 0 0	5 6 3,8 2 0	1,0 4 4,8 7 2	3 1 1,7 7 1	
1971年	9 3,4 0 2	4 0 5,0 1 6	4 9 8,4 1 8	2 3 8,7 8 2	2 3 1,0 1 8	5 3 2,3 6 4	1,0 3 0,7 8 2	3 3 2,1 8 4	
1972年	8 5,2 1 5	4 2 8,5 4 2	5 1 3,7 5 8	2 3 8,7 3 8	2 3 1,4 5 3	5 2 8,6 9 5	1,0 4 2,4 5 3	3 2 3,9 5 3	
1973年	7 4,6 9 4	4 3 6,1 6 8	5 1 0,8 6 2	2 2 0,0 4 0	2 2 9,2 6 7	5 1 1,2 2 3	1,0 2 2,0 8 5	2 9 4,7 3 4	

*川崎市統計年表 (年間取水量を日数でわって求めた。)

第7章 付 錄

水利紛争解決のために出された提案（小野基樹・水道雑誌による）

(1) 東京市第1回提案（昭和9年1月25日）

小河内貯水池ノ余裕貯水量 8 7,6 5 0,0 0 0 立方米（約毎秒 4.0 立方米）ノ中ヨリ最渴水時ニ於テモ少ナクトモ毎秒 2.0 立方米ヲ羽村堰下流ニ溢流セシムルコト

斯ノ如クスルトキハ下流ノ水利ニ対シ從来ヨリモ相当ノ好影響ヲ及ボスノ結果ヲ招來ス

(2) 神奈川県第1回提案（昭和9年1月30日）

1. 小河内貯水池竣工ニ至ル迄ハ東京市水道取水量毎秒 1 1.9 5 2 立方米以上ナラシメザル様羽村取入口ニ制限ヲ與フル如キ設備ヲ施スルコト、但シ洪水時ニハ神奈川県當局者立会ノ上右制限ヲ撤廃スルコトヲ得

説明 上記制限取水量ヲ毎秒 1 1.9 5 2 立方米トナシタルハ玉川上水ニ対スル最大所要水量毎秒 4.9 9 5 立方米（参考書 28 頁附表 17）ト現在水道ニ対スル最大所要原水量毎秒 6.9 5 7 立方米（参考書 15 頁、表 7 段目）トヲ合計セルモノヲ以テ目途トセルナリ。

2. 小河内貯水池竣工後ハ東京市水道取入水量ヲ毎秒 1 4.1 3 8 立方米以上ナラシメザル様羽村取入口ニ制限ヲ與フル如キ設備ヲ施スコト、但シ洪水時ニハ神奈川県當局者立会ノ上右制限ヲ撤廃スルコトヲ得

説明 上記制限取水量ヲ毎秒 1 4.1 3 8 立方米トナシタルハ灌漑期間ニ於ケル平均所要水量ヲ目途トシタルモノニシテ即チ玉川上水毎秒 4.0 0 7 立方米、現在水道毎秒 5.8 4 4 立方米、拡張水道毎秒 4.2 8 7 立方米ヲ合計シタルモノナリ、（参考書 32 頁ノ次、第1回表及第2回表中大正 15 年 6 月所要水量）

3. 小河内貯水池ノ余裕水量 8 7,6 5 0,0 0 0 立方米ヲ全部羽村下流ノ灌漑用水ニ譲渡スルコト

説明 小河内貯水池ハ有効貯水量 1 8 4,0 0 0,0 0 0 立方米ヲ有シ其ノ中 9 6,3 5 0,0 0 0 立方米ハ既設村山、山口両貯水池ノ 3 0,0 5 3,0 0 0 立方米ト相俟ツテ計算上ノ渴水調節所要見込量ニシテ残余ノ 8 7,6 5 0,0 0 0 立方米ハ計算以外ノ不慮ノ渴水ソノ他各般ノ場合ニ備フル為メ余裕貯水量トシテ存置スルコトトナリ居レリ

而シテ神奈川県ニ於テハ此ノ余裕貯水量を余剰水量ト見做シ其ノ全部ヲ羽村下流ノ灌漑用水ニ充ツル為メ之ガ譲渡ヲ要求セルナリ

(3) 神奈川県第2回提案（昭和9年2月22日）

1. 東京市ハ用水補償トシテ金 230 万円ヲ支払フコト

1. 小河内堰堤完成後灌漑期間中羽村堰ヲ溢流スペキ水量ハ毎秒 4.14 立方米(150 箇)ヲ下ラザル設備ト為スコト

其ノ 2

1. 小河内堰堤工事竣工ニ至ル迄ハ 450 箇ノ取水ヲ認ムルモ羽村堰ヨリノ導水路ハ 450 箇ヲ
超エザル設備ニ直ニ改造スルコト

1. 小河内堰堤工事竣工後ハ羽村堰ヨリノ導水路ハ 500 箇ノ設備ト為スコトヲ認ムルモ灌漑期
間中ハ羽村堰ヲ溢流スペキ水量ハ毎秒 6.6 立方米(225 箇)ヲ下ラザル設備ト為スコト

(4) 東京市第 2 回提案 (昭和 9 年 3 月 27 日)

羽村堰ニ於ケル有効溢流水量ヲ多摩川流量ノ増減ニ応ジテ在来ヨリモ減少セシメザル如ク階段式
ニ定ム

其ノ如クスルトキハ下流ノ水利ニ対シ不利ナル影響ヲ及ボスコトハ全然ナク概シテ好影響ヲ興フ
ルノ結果ヲ招來ス

(5) 東京市第 3 回提案 (昭和 9 年 4 月 30 日提案)

小河内貯水池ヲ新設スルモ多摩川平水時ニアリテハ之ニ貯溜セズシテ在来ノ自然流量ヲ変ズルコ
トナク羽村取水量モ亦古来ノ慣行ニ依ル水量ニ止ムルコトナシ即チ羽村堰溢流水量ハ少シモ変
化ヲ來サザル如クナシ洪水時ノ余水ノミヲ貯溜スルコトトナス

斯ノ如クスルトキハ平水時ニアリテハ下流ノ水利ニ不利ナル影響ヲ及ボスコトナク洪水ニ際シテ
ハ水害ヲ免レ好影響ヲ與フルノ結果ヲ招來ス

(6) 神奈川県第 3 回提案 (昭和 9 年 11 月 22 日)

昭和 9 年 11 月 22 日二ヶ領用水組合議員総会ニテ決議セル事項

条 件

1. 羽村堰上流多摩川自然流量毎秒 1.23 立方米以上 2.6.0 立方米未満ノ場合ハ羽村堰取水量毎
秒 1.2.3 立方米ヲ除キ残全部ヲ溢流セシムルコト

2. 前記流量毎秒 2.6.0 立方米以上 4.7.0 立方米未満ノ場合ハ羽村堰上流及羽村堰以下狹江村ニ至
ル各多摩川流量比 1 対 0.6.4 トシ下流所要量毎秒 3.0.0 立方米ニ達スル迄ハ溢流セシムルコト

3. 羽村堰下流灌漑用水ニ對スル貯水池ヨリノ補給水量ハ 1 ケ年総量 4,380,000 立方米ト
シ羽村堰ヨリ適宜放流セシムルコト

4. 前各項ノ溢流並ニ放水等ハ總テ神奈川、東京両府県知事ノ管理トスルコト

5. 貯水池築造ニ基キ羽村堰ニ於ケル流水引用量ヲ增加スルコトアラバ當組合ノ意見ヲ徵セラル

ルコト

備考 本決議事項ハ後日神奈川県当局ト意見ノ相違ヲ來シ認容セラルルトコロナラザリシナリ

(7) 神奈川県第4回提案 (昭和9年12月22日)

条 件

1. 多摩川羽村堰現状(現状トハ自大正15年至昭和5年5ヶ年間ノ東京市觀測ニヨル)ニ於ケル溢流水量ハ下流灌漑用水ノ必要水量ニ付現状通り溢流スルコト
但シ自然流量毎秒40立方米以上ノ場合ハ40立方米ヲ越ユル部分ハ貯溜差支ヘナキモノト認ム
2. 本組合ノ水利ハ単ニ灌漑用ニ止ラズ工場用水其ノ他火防、保健、衛生又ハ日用雜用水トシテ利用セラルルモノナレバ非灌漑期間中ト雖モ相当必要量ヲ溢流スルコト
3. 前項ノ溢流ハ東京、神奈川両府県知事ノ管理トスルコト
4. 多摩川羽村堰下流ニ於ケル多摩川ノ溢流水ヲ揚水シ玉川上水ニ補給スル揚水場ノ設備ハ速ニ撤去セラルルコト

(8) 東京府の解決案

小河内堰堤完成ノ暁ニ於テハ最渴水期間ノ東京市水道ニ補給スル所要量ヲ除キタル残リノ半43,000,000立方米ヲ灌漑用水ニ充ツルコトヲ東京市ヲシテ承認セシムルヲ得ル見込ナリ

(9) 内務省裁定案 (昭和11年2月13日)

第1案 小河内貯水池ニテ多摩川流量ヲ調節シテ灌漑期間中即チ5月20日ヨリ9月20日ニ至ル迄羽村堰ヨリ毎秒3.5立方米ヲ溢流セシメ下流ノ灌漑ニ充ツルコト

第2案 小河内貯水池ニ貯溜シ得ベキ期間ハ灌漑期間中即チ5月20日ヨリ9月20日ニ至ル迄ハ多摩川ノ羽村ニ於ケル自然流量ガ毎秒40立方米以上ノ場合ニ限ルコトトシ、シカモソノ貯溜水量ハ上記毎秒40立方米ヨリ超過シタル水量タルベキコト

(10) 妥結案 (昭和11年3月2日)(2月26日妥結予定、二・二六事件で延期)

申 合

東京市ノ起業ニ係ル第二水道拡張ノ為多摩川上流ニ於ケル貯水池築造工事ニ關シ東京及神奈川ノ両府県知事ハ左記事項ノ履行ヲ協定スルモノトス

1. 貯水池完成ノ上東京市ハ毎年5月20日ヨリ9月20日ニ至ル間羽村堰ヨリ毎秒2立方米ヲ常時溢流セシムルモノトス但シ両府県知事ノ協定ニ依リ右溢流水量ノ全部又ハ一部ヲ貯溜シ下流ノ需要ニ応シ右貯溜水量ノ限度ニ於テ適宜之ヲ溢流セシムルコトヲ得
2. 東京市ヨリ両府県關係用水路ノ改修費等トシテ金2,300,000円ヲ支出セシムルモノトス
但シ右金額ノ内3分ノ2ハ神奈川県3分ノ1ハ東京府ノ分トス

第8章 多摩川の洪水とその対策

8-1 洪水記録

江戸時代には河川を一元的に管理するものがないので洪水の記録が明確でない。氾濫原を有する村で被害に応じて記録されているにすぎず、その程度影響の範囲はあきらかでない。洪水記録として纏められているのは、「柏江市災害の記録」、安藤安の「待望丸子橋」、東京都河川部の「東京の中小河川」、東京市史稿災害編等である。東京市史稿は、隅田川を中心であり、多摩川はほとんど記されていない。これは被害者が少なかったためと思われる。

1910年（明治43年）に行なわれた多摩川の平均水害被害額は、19万3千円／年で全国27位の河川となっていた①。これは1896年から1907年の平均であり、この時の全国一は利根川で、被害額は562万円／年であった。この事は多摩川の洪水が少ないというより、被害額が少ない事を意味している。

明治新政府の治水政策は、低水工事と砂防工事が中心であり、高水工事（堤防建設を主体とした治水対策）は各河川に関係する地方自治体が行なえばよいと考えていた。しかし、治水費の負担は各自治体にとってまかないきれるものでなく、沿岸住民は多くの被害に苦しんだ。そこで住民側は高水工事の実施と、それに伴う国営事業への要求をおこし、ついに1897年（明治30年）に河川法が制定され、政府が高水工事を行なう事となり、河川管理と工事の費用の一部なし全部を負担する事となった。この場合全国の河川を一斉に行なう事は出来ず、とりあえず淀川をはじめ主要9河川を第一期対象河川として選び工事を着工した。この中には多摩川はふくまれていない。

1910年（明治43年）に政府は各河川の洪水被害額を算定し、河川ランクを作製した事はすでに述べた。この時の一位は利根川で多摩川は27位であった。この事は多摩川に洪水がなかったというより、多摩川流域の開発がおくれていて、洪水に伴う被害額が小さかった事を示すものである。この調査を基にして、全国65河川を直轄河川として前に述べた9河川をふやして20河川を第一期工事として、1918年完成を目指して工事を始めた。そしてそれ以外の45河川は第一期工事の終了後着手する事となった。多摩川は第二期河川に指定されたため、明治時代には改修計画がたてられていない。

1907年（明治40年）、1910年（明治43年）の二度にわたって多摩川は洪水にみまわれた。とくに1910年の洪水は被害は大きく、右岸は「見渡すかぎり濁水にさらされ、人も

①西川喬 治水長期計画の歴史

家もさながら泥に酔う鮒の如し^①」状態であった。洪水被害面積は13,000haといわれるこの時の洪水流量は、その後の改修計画の計画高水となり、つい最近迄使用されている。その後1913年(大正2年)にも洪水をうけ、右岸一帯の被害は大きかった。多摩川の場合、既に述べたように東京神奈川の飛地が多数あり、そのため行政が一元化しなかつた。そこで1912年(明治45年)この飛地を交換し、右岸を神奈川県(川崎市)左岸を東京都とする府県境界変更に関する法律が施工され、行政の一元化がはかられた。

多摩川右岸はしばしば洪水に悩まされたが、内務省の第一期工事から除外されていたため、御幸村他関係11ヶ村は協議会をもうけ、新堤築造の請願書を県当局に提出した。しかし、国はとり上げず不許可となつた。しかし、翌1914年再び洪水にみまわれたため、関係村民は大挙して県庁に陳情に及んだ。このとき、請願者がアミガサを冠つていつた事から、この事件をアミガサ事件^②という。この直訴そのものは成功しなかつたが、神奈川県内で早期築堤の機運が高められた。

翌1915年神奈川県知事に就任した有吉知事は、上平間から上丸子に至る郡道改修工事を行ないあわせて築堤を行なつた。これは河川法に基づく国の許可をえていないため違法となり、政府は中止命令を出し、有吉知事を謹責処分に付した。しかし、知事をはじめとする関係者の努力により、この郡道が堤防としてみとめられ、工事が再開され同年9月竣工した。関係者はこの堤防の作製に尽力した知事の功績に感謝する形として、この堤を「有吉堤」と名付けた。これが多摩川の改修のはじめである。しかし、全川にわたる改修の要求も強く「多摩川治水期成同盟会」が結成された。

政府としてもこの問題を放置するわけにいかず、予定を早め1919年(大正8年)多摩川改修工事に着手した。これは河口から喜多見地先迄右岸19.3km、左岸19.9kmで計画高水量を $4,170m^3/sec$ と定め、河巾を上流383m、下流545mとし堤防の天端の高さを計画洪水位上1.5mとした。堤防は一部に旧堤を拡築した所もあるが、おおむね新堤を築いた。

この工事のために用地の買収428町(うち田21.3町、畠321町、宅地17町)買収費総額198.5万円(物件補償を加えて257万円)であった。掘削土量は752万 m^3 に及びこのうち269万 m^3 は築堤に使用したが、残りは高水敷地(51万 m^3)民有地(427万 m^3)に処分した。民有地は玉川村他14町村におよび、左岸319町歩、右岸172町歩、計492町歩の土地造成となり、有效地に利用された^③。図-11及び図-12は、河川改修工事に伴う新しい堤防とその縦断面図を示した。工事は1933年(昭和8年)に完成したが、その後上流の改修に着手し、

①山田蔵太郎「二ヶ領用水事績」 ②川崎市史P.250 ③内務省 多摩川改修工事概要

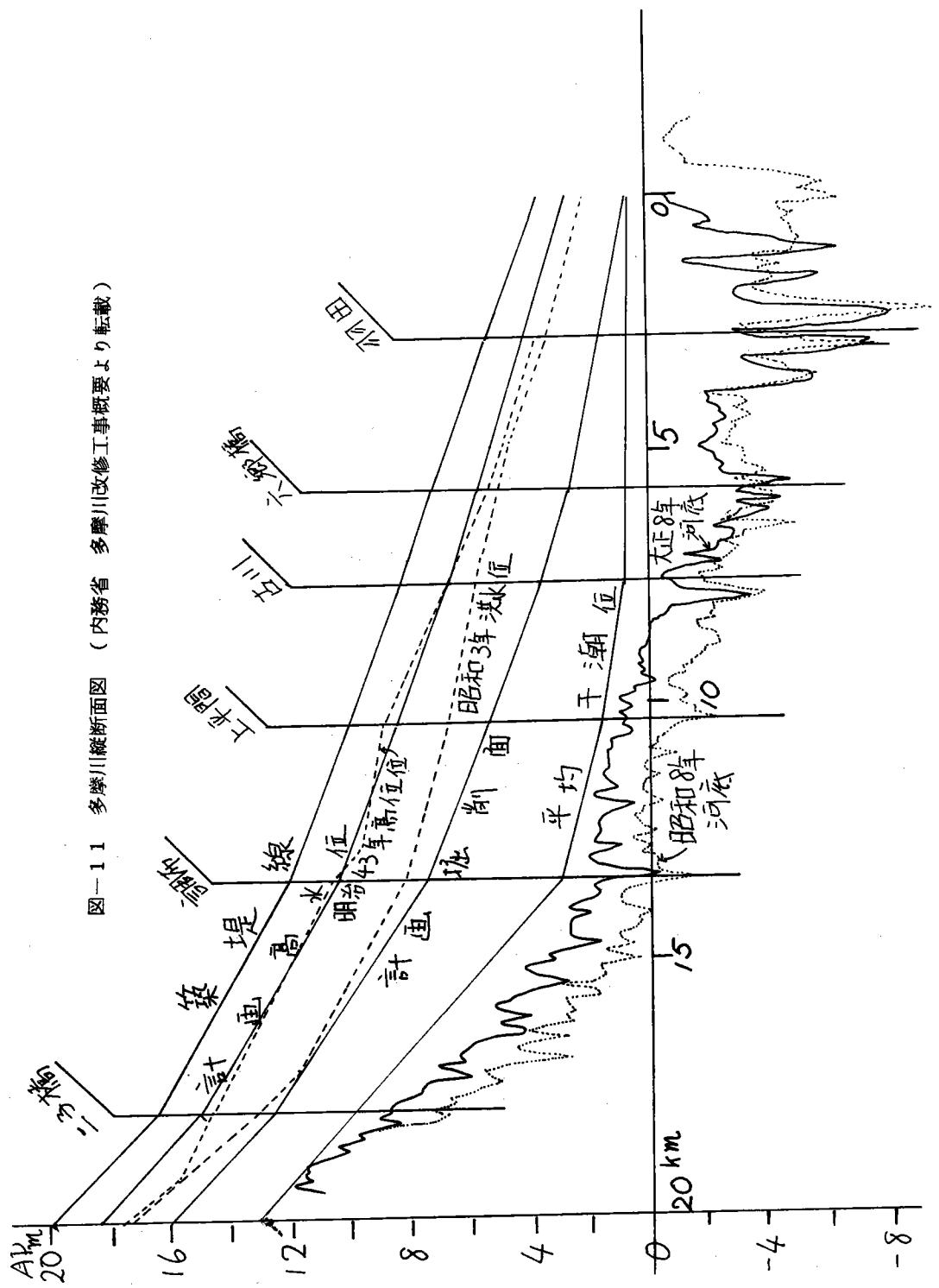
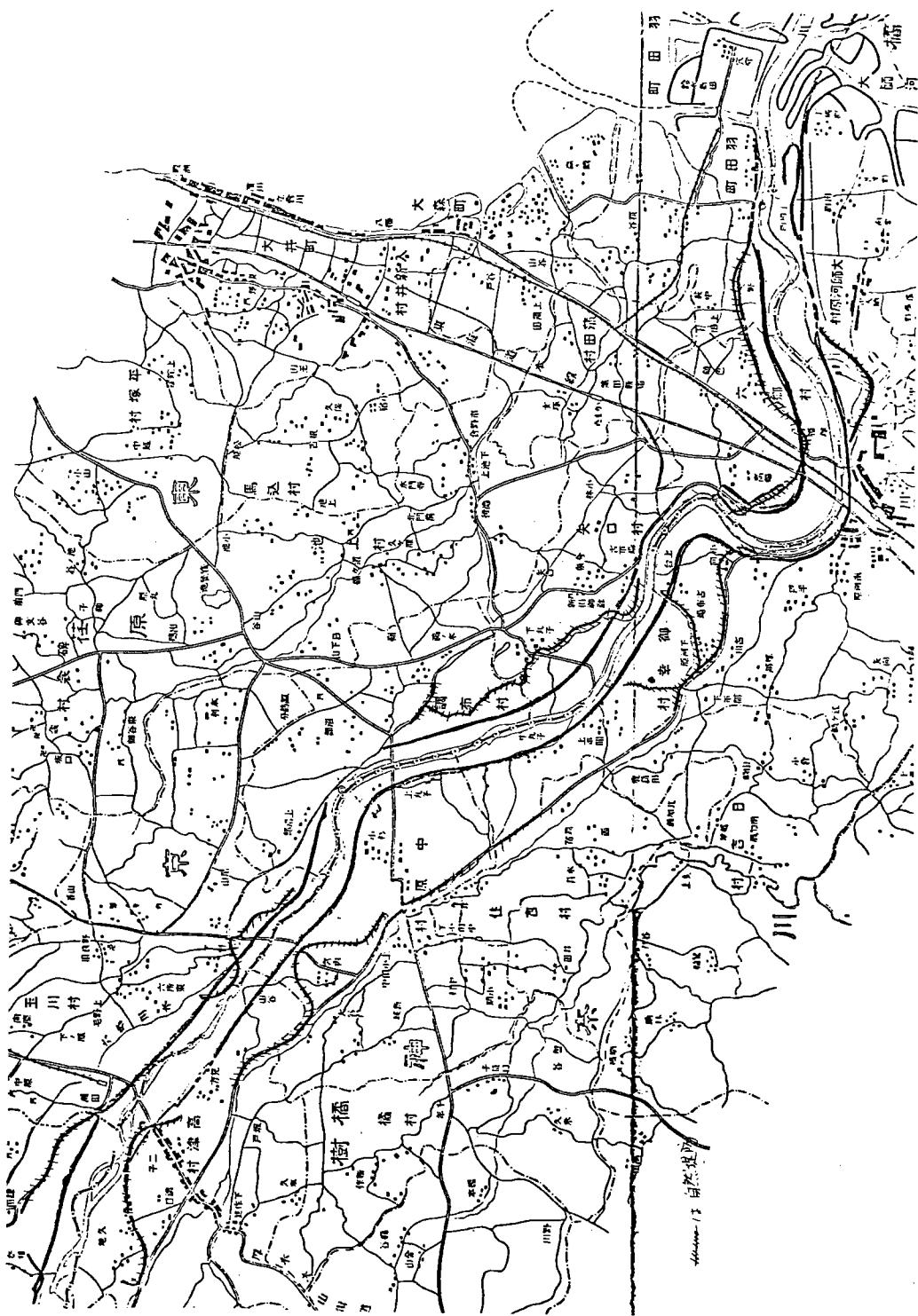


図-12 多摩川改修工事の堤防（内務省 直轄工事概要大正8年より転載）



日野橋の工事がはじめられた。この工事の完成には長年月かかっている。

表-18に戦後の洪水の出水記録を示した。これによると出水量が $4,000 m^3/sec$ をこしたのは、1947年のカスリン台風と1974年の台風16号である。これからみても、1910年に発生した洪水は如何に規模が大きかったかがわかる。このように約60年にわたり、計画洪水流量が維持されてきた最大の理由は前に述べた通り、上流部を水源林として保護しているからである。

現在、浅川、大栗川、残堀川の改修が進み、それぞれの計画洪水流量が増加し近い将来野川の改修も進められると、多摩川の計画洪水量も増加せねばならない。1975年に基本高水のピークを $8,700 m^3/sec$ 、計画高水流量を $6,500 m^3/sec$ （これは200年洪水に相当する）として改修計画を作製中である。

表-18 戦後の出水記録（建設省資料）石原地点

項目 洪水年月日	流域平均二 日雨量(mm)	最高水位 A P + (m)	観測最大流量 (m^3/S)	備 考
1974. 9. 1	315.6	5.86	4,100	台風16号
1971. 8. 31	202.6	4.52	1,800	台風23号
1966. 6. 28	241.3	4.46	2,400	台風6号
1959. 8. 12	299.4	5.48	2,400	台風7号
1958. 9. 25	252.7	5.16	2,200	台風22号
1948. 9. 15	291.5	5.00	2,200	アイオン台風
1947. 9. 14	375.9	6.62	4,100	カスリン台風

8-2 砂利採取

東京は都市化が行なわれ、その建築資材である砂利の需要は年々増加した。とくに関東大震災後の復興計画に際しその需要は急増した。東京の砂利源としては、いろいろあるが多摩川がその対象にえらばれた。砂利採取のネックは運搬手段であるが、今日のようなダンプカーのない時代には、電車による輸送がもっとも効果的であった。砂利運搬のための専用線の建設が進められた。京王線、玉川線、南武線、下河原線等の鉄道は旅客輸送よりも砂利販売が主要な営業活動であった。一方、東京府では直営で砂利採取事業を行ない、拝島地区、砧地区に敷地を設定し、砂利の供給を行なった。直営事業の採取量を表-19に示す。

表-19 東京府直営砂利掘削量⁽¹⁾

1901年	17,244 ^{m3} /年	直営開始
1902〃	15,766〃	
1903〃	16,241〃	
1904〃	12,060〃	
1905〃	11,260〃	
1906〃	11,255〃	
1907〃	10,496〃	電車輸送開始
1908〃	11,314〃	
1909〃	11,892〃	
1910〃	10,559〃	
1911〃	10,442〃	
1912〃	14,062〃	
1913〃	13,626〃	
1914〃	14,440〃	
1915〃	12,755〃	東京砂利鉄道

① 東京市営砂利採掘事業誌

掘削場所

高津村	下野毛	2,375坪
中原村	等々力	7,755〃
玉川村	等々力	13,294〃
高津村		12,425〃
宇奈根村	鎌田村	12,048〃
宮沢村	築地村	103,304〃

① 東京市営砂利採掘事業誌

砂利の採取量がどの程度であったかという資料はほとんどない。資料として信頼出来ると思えるのは上記東京府の直営事業の記録ぐらいであるが、これとても、多摩川砂利採取のほんの一部にすぎず、全貌をあきらかにする事は出来ない。砂利採取が川船やトラックといった零細な業者が行なっているのが多く、その実態はつかみにくい。震災後の多摩川の砂利業に対し「一日で農

家半月分稼ぐ」ともいわれており、多くの人が砂利採取に参加したといわれている。表-20は多摩川に監視所をもうけて、採取量を測定した記録がある①。これは1934年2月から35年1月迄の一ヶ年であるが、河川の流れ方向の採掘量を示している。これによると関戸、登戸周辺の採掘量が多い。これは砂利の運搬の便のよい所である。

表-20 1934年の年間砂利掘削量 (m^3 /年)

丸子橋下流	4 0,7 6 5
丸 子	4,7 6 4
二 子	3 2,5 9 4
二子-登戸	6 0,7 5 3
登戸-調布	9 6,6 1 7
是 政	3 2,0 5 3
関 戸	1 2 9,0 3 9
関戸-日野	2 1,1 2 0
日野上流	4 8,3 2 3
計	4 6 5,8 5 7

平田徳太郎より計算で求めたもの

戦後の記録を表-21に示す。この算定は、建設省京浜工事々務所が採掘を許可した業者の採掘量を示したものである。同じ表に、農林省サイドで調査した採掘量を示した。この出典はどこだかあきらかでないが、建設省のデータとオーダーはあつてある。

これらは記録に残ったものであるが、立川飛行場の建設、米軍の基地に使用されたもの等量的に不明なものが多く、砂利採取の実態はあきらかでない。

オーダー的ていえば、改修工事で年平均75万 m^3 、戦前に45万 m^3 、戦後20～40万 m^3 が掘削されたといえよう。

①平田徳太郎「多摩川水系総合調査における流出量関係報告書」

表-21 砂利採取量 (千m³/年)

年	建設省資料①			農林省資料② 計
	合計	玉石	砂利	
1958	219.9	11.0	208.9	—
1959	483.9	16.1	467.8	440
1960	376.2	12.4	363.8	526
1961	246.3	5.5	240.8	525

① 京浜工事々務所の部内資料

② 農林省農業水利動向調査

8-3 改修工事および砂利採取の河川工作物に与えた影響

以上述べたように、1920年頃から改修工事と砂利採取がさかんに行なわれるようになり、河川工作物等に重大な影響を与えることになった。

その最初の事件は、1933年(昭和8年)6月8日に発生した、玉川水道の塩水混入事件である。6月8日に玉川水道が水道水源として取水(当時は伏流水取水でポンプ揚水をしていた)していた現在の取水地点の塩分濃度が1,500mg/lを超えた。そのため玉川水道は以後2ヶ月間にわたり取水停止をし、東京水道から分水の供給をうけることにより、かろうじて給水を続行出来たのである。表-22と図-13に、その前10ヶ年(ここでは1年おきに示した)の各種の条件を示した。調布堰地点の河床は、1923年のAP 2.715mから、1933年には1.296mと10年間で1.419m低下している。これは前述の改修工事に伴う低水路確保と洪水を疏通する断面を確保するための拡幅工事の掘削によるものと、砂利採取によるものであるが、両者を定量的に区分する事は出来ない。この河床低下は、1933年から1929年にかけて年20cm程度ずつ低下しているが、1931年からは年平均で5cm程度とその低下の割合が低下している。事件直前の2~3年のデータをみて、塩水浸上が河床低下と無関係であると考える①のは問題がある。

もう一つの要因は取水量の増加である。たしかに取水量は1923年の1.7万m³/日から、1933年の7.0万m³/日へと4.1倍増加している。それが地下水を揚水しているため塩水を吸入したのではないかと考えられているが、この地点がAPでプラス、すなわち海面上にあり、地下

①柿沼三郎 水道協会雑誌 1933年

表-22 河床低下の実情と流況の変化

年	調布堰地点 低水位 AP-m	玉川浄水場の6月の 最大配水量 $m^3/\text{日}$	羽村地点流量 m^3/sec	
			6月8日	年超過確率 90%
1923	2.715	17,435	15.39	6.77
1925	2.300	19,124	13.66	4.55
1927	1.855	40,353	12.41	4.08
1929	1.551	59,361	13.26	5.67
1931	1.389	58,875	9.88	7.68
1933	1.296	70,079	5.98	5.91

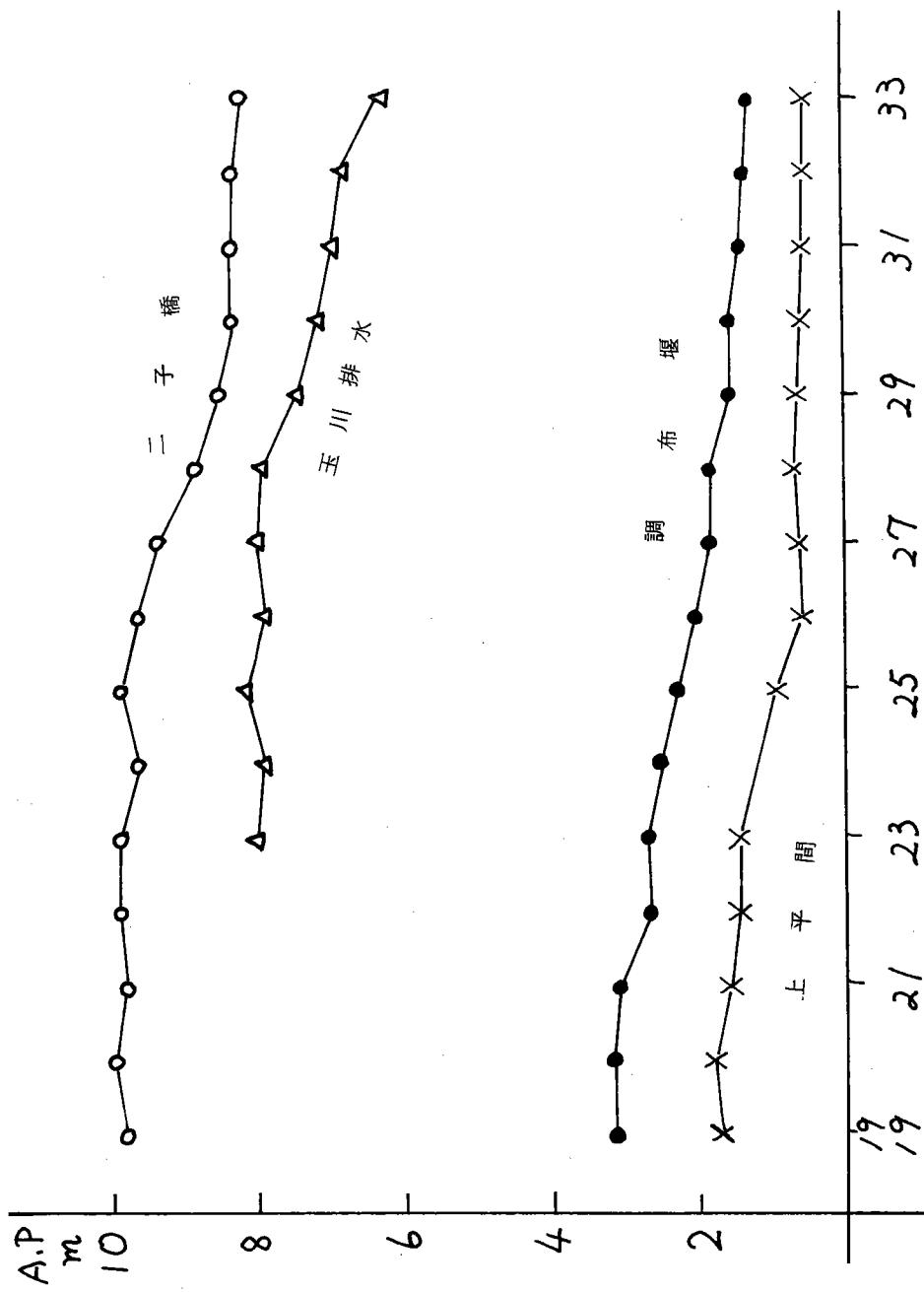
水といえども伏流水である事から、そのように考える事は出来ない。もう一つの反論は、取水停止にともない、湛水水位が上昇すると塩水が後退する筈であるが、約2ヶ月程塩水がほとんど動いていない事から、単なる揚水による吸引でない事がわかる。

調布堰の流量は、あきらかでないが、羽村堰での流量をみてみると、 $5.98 m^3/\text{sec}$ であった。毎年の6月8日の流量（この日がとくに重要でない）を毎年しらべてみると、1933年だけが際立って小さな値となっている。しかし、このような1日の流量だけを考えるのはあまり意味がないので、各年の流量の超過確率 90% 値を計算して、表-20 の最後欄に示した。

これによると6月流量は1933年の超過確率 90% 値に相当する事がわかつた。これは逆の表現をすれば $5.9 m^3/\text{sec}$ 以下の日が 10% 約 36 日ある事を示している。もし水位（流量の単調増加関数で与えられる）の低下のみで、塩水が遡上するとしたら、この年だけで 30 日以上あり、さらに他の年ではそれよりはるかに小さな年（例えば1927年の $4.08 m^3/\text{sec}$ ）もあり、これだけで塩水低下がおきたとは到底いいき事が出来ない。実際これらの要因が重なり合つたのであろうが、塩水遡上がかなり長期化した事からみると河床の低下が最大の原因と思われる。図-11 に示されている平均干潮位とくらべると1933年の低水位 1.2 m は、河口より 8 km の地点の干潮位に相当し、現在この地点が完全に干潮域である事から、塩水化は当然の事と思われる。逆にいって1933年迄塩水化がおきなかつた事の方が不思議で、河床断面の不均等さ等によつたのかもしれない。

そこで玉川水道の取水源を安定化するために、現在の調布堰を防潮堰をかねて建設され、1936年（昭和11年）に完成し、今日に至っている。

図-13 多摩川工事改修中の低水位の変動



砂利採取により被害をうけたのは、鉄道、道路の橋脚である。道路橋については建設がおくれたので、それ程問題とはならなかつたが、鉄道は大きな被害をうけた。中流部の小田急線はその被害の程度が大きかつた。京王線は橋脚整備のため、河川全断面にわたって床固めを行なつて被害の発生をくいとめている。

大きな影響をうけたものに用水堰がある。用水堰の取水方法は自然流下にはじまり、蛇籠・聖牛等のような簡単な施設を取入口の前面におき、水位の上昇をおこさせて取水していた。これでも取水出来ないときは木工沈床をおいている。多摩川の用水堰の歴史はこのくり返してあり、戦後になってコンクリート堰が普及はじめた。しかし、河床の低下により水位が十分とれず、取水地点を変更（上流に移動させる）せざるをえない所がいくつかある。前に示した大丸用水、日野用水はその一例である。

上流に移行する際に合口化が行なわれる例がある。合口により施設を経済的にし、かつ、管理しやすく安定して取水出来るという利点から行なわれるケースが多いが、多摩川では西府用水の四谷上堰と本宿堰の統合の例が唯一である。

河床が低下すると、堰とくにコンクリートのような永久堰の場合、堰自体は強固に出来ているが、下流が流れ下流部がえぐられる場合がある。そのような場合堰が転倒モーメントをうけ崩壊する事がある。1970年洪水の上河原堰、1974年の四谷下堰はその例であり、堰の中央部が流出してしまった。このような被害をさけるため、堰の下流部側に大規模なエプロン（水たき）を建設する例がある。宿河原堰はその代表例である。大丸用水、四谷上堰では小型のエプロンがある。

なお、ここで昭和用水堰について述べておく。この堰は他の堰と異なり、堰の地点を在来のそれより、約300m下流に移動したものである。この堰は東京水道の第一拡張計画に基づく羽村堰のコンクリート化により、十分な取水量がえられなくなったので、秋川の合流点より下流で取水を行なうようにしたものである。

なお、多摩川の本川の堰のコンクリート化は、東京市の小河内ダムの補償と、戦後の食料増産の政策の一環として行なわれたものである。

8-4 砂利採取の禁止

多摩川の河床の砂利採取は、多くの害をもたらしたので、禁止の方向に向つた。1934年（昭和9年）には部分的に砂利採取が禁止されたのがはじまりである。1957年（昭和32年）には、昭和用水堰の上下流で砂利採取が禁止された。

最終的には1964年（昭和39年）に多摩川の調布橋下流で、全面的に砂利採取が禁止された。

翌1965年には、調布橋より上流にも採取禁止区域が拡大され、多摩川全川で禁止された事になりました、現在にいたっている。

しかしながら、首都圏の砂利需要は決しておとろえる事なく逆に増加しており、河川をしめ出された業者は、岡砂利、山砂利を探掘している。場所としては、羽村、瑞穂町の砂利穴や日原川、秋川流域の山地の削り取りが行なわれている。これが新しい水質汚濁問題や流域の破壊につながり問題となっているが、現在の所打開の道はない。なお、氾濫原での岡砂利の採取の歴史は古く、現在の府中市の競艇場は砂利穴だったといわれている。

8-5 壇等の河川工作物の問題点

多摩川においては、大きな河川工事がなく、上流部が森林におおわれ浸食量がおさえられており、土砂流出量がかなりおさえられている。その具体例は、小河内ダムで小河内ダムの堆砂量は建設後20年で30～40万m³といわれており、上述のように過去の多摩川の一年間の採掘量以下にすぎない。さらに本川に数々の壇があり、流速の減衰が行なわれているので、出土砂量がおさえられている。

とはいっても、洪水に伴う壇なし床固めの流出が最近でもくり返し行なわれ、かつ、流路が堤外地ではあるが、不安定に移動することもあり、完全に平衡河川になっているとはいいがたい。

現在多摩川の支川域で大規模な土地造成が行なわれ、それに基づき支川の計画高水が変更され、改修工事が進められている。それに対応するように本川の計画高水も大巾に高められ、それに対する工事が計画されている。多摩川のように堤防ぎりぎりの所まで人家が密集している所では、ものはや堤防の拡幅の余地はなく、いきおい河川断面の拡大、すなわち、低水路および高水敷の掘削しか方法がない。この場合在来の壇にも影響を与え、壇の存廃が大きな問題点となろう。

1974年の洪水の際に宿河原壇が本川の流下の障害となり、本川に直角で壇に平行な流れが発生し、これが堤防に当り、破堤をもたらした。この対策として堤防を強化するのと、壇を除去する事が考えられる。一方河川の流下断面を大きくするためには掘削せざるを得ない。すると壇の水たたきと河床に差が出来て、壇は不安定な構造物になる危険性もあり、かつ壇地点で在来の壇があると、十分な流下断面がとれないおそれがある。そこで壇を撤去する案が出てくる。

現在の壇は、たしかに取水という目的には一部しか使用されていない。しかし、この壇が汚濁物を沈殿させ、河川全体の水質の改善に役立っている。さらに現在の壇地点が人家にはなれ、かつ交通の便がわるいため、訪れる人間の数が少ないため、良好な水鳥の生息地となっている。日野、昭和両用水壇の地点は冬期、渡り鳥の安全地帯で絶好の観察場所にすらなっている。

将来、多摩川の水質を改善しても、水泳は不可能かも知れないが、ボート、釣等の野外リクリエーションの場とする場合に堰はきわめて有効な働きをなすものと思われる。

治水と環境の両面から堰に対するアプローチが異なるのは当然である。しかし、我々はこれに對し、十分解答出来るような答えを用意する必要がある。

もう一つの問題点は、将来流域下水道が完成した時に本川は、処理水のみになってしまふ危険性がある。これが河川としてどのような事態を生むことになるかについても、十分検討する必要がある。

治水と利水は、昔から相矛盾する宿題であったが、将来はこの二つに環境が入り、三つの部門での最適な、多くの人に満足がえられるような解を求めなければならない。

第9章 総括と結びにかえて

以上多摩川の歴史的過程をできるだけ、いろいろな側面からみてきた。とくに一つの行為が多くの点に影響を与えている場合に、その各々の側面から、その行為を見直してきたつもりである。しかし、河川というのは、多面的な性格をもち、わずかな紙面で全体をおおうことは不可能である。

さらに、多摩川の現状、戦後の急激な都市化にはふれる事が出来なかつた。この高度成長期以降の都市化は現在でもやまず、今後どのような方向にいくか、定かにわかっていない。多摩ニュータウンのような大規模開発や、田園都市線、ニュータウン専用の鉄道の建設、武蔵野線の建設等まだこれからも様々なアイディアが出されようとしている。現在表にあらわれている面のみをとらえて、多摩川流域の評価するのあまりに危険があると思い、あえてふれない事とした。現在の都市化についても、かなりの資料が集められ、さらに、各行政体で都市化の数量化の手続き作業が行なわれており、多くの文献にその評価が出されているが、それをどう解決すべきか十分な根拠が出来ていないのが現代にふれなかつた理由である。別に一章をもうけて、論議を重ねる事したい。

又、ここで水質問題にはふれなかつた。多摩川の水質については、著者の研究成果①を参考にしてもらいたく、ここではその重複をさけた。さらに、都市化と水質の関係については1978年発行予定の、とうきゅう環境净化財団の研究報告書に著者が書く事になっているので、示さなかつた。

「河川にせよ、環境にせよ、その水準というのは、それに関係する人々の、それに対する認識の程度に応じて決定される」という大命題が存在するという仮説に立っている。河川を憩いの場で、水遊びが出来、飲料その他に使用する事を、それに関係する人々（数からいえば住民となる）が思えばそのレベルに応じて、それが実現する筈である。又、そのための努力がなされるであろう。

我々は、それに対し、正しい情報が与えられる事が重要だと思う。その情報の中からどれをえらぶかは、関係する人々の総意であって、研究者の願望そのものではない。

研究者にとって、河川は奥深く全体をみる事は不可能である。参考に示した文献は、多摩川に関する多くの情報がえられるが、これだけですべてでもない。それほど奥深いのである。まして、多摩川に関連する人々にとって、それ全部を理解する事は不可能である。我々は、それをわかり易く、そして必要に応じたレベルに合せて、情報の再編成をする必要がある。むつかしい式をつ

①市川新 水道協会雑誌 1976

かつて、それを使っているからという安心感のみで、説得を試みてはならない。

本報告書はそのような意図でまとめたものである。しかし、河川がいろいろな側面をもっており、その意図が完全に成功したとは思えない。これで二度原稿を書きなおし、三度目のものである。前よりはよくなっているという確信はあるが、考えの——思いの——半分もいっていない。

このような機会を与え、研究助成金を提供して下さった「とうきゅう環境財団」と、私の所属する東京大学、都市工学教室の関係者に、この場をかりて厚く御礼申し上げる。これが多摩川に关心をもつ人々にとって少しでも興味をひかれるなら、両者に対しお返しが出来たと思う。

1. 地方誌・史関係

1	東京市史稿	東京市史稿		
2	川崎市・中道等編 川崎市	川崎市史（3巻） 川崎市史（2巻）	1968 1927	
3	山田蔵太郎 林述齋	川崎誌考 新編武藏風土記稿（全8冊）	1929 1808～	雄山閣 有峰書店
4	高橋源一郎 岡野	武藏野歴史地理（全8冊） 橋樹郡史談	1954	
5	木曾	橋樹郡用地理史談	1914	
6	有山	橋樹郡史	1925	
7	高橋	川崎誌	1927	
8	安藤	田島町誌 中原町誌	1933	
9	中道等	池上新田開発史	1974	
10	羽村町	羽村町史	1955	
11	日野市	日野町史	1923	臨川書店（復刷版）
12	南多摩郡	南多摩郡史		
13				
14				
15				
16				

1 7	瑞穂町	瑞穂町史		1 9 7 4
1 8	三鷹市	三鷹市史		1 9 6 9
1 9	三鷹市	同 史料集（4冊）		1 9 6 9 ～ 7 2
2 0	藤原音松	武藏野市史		1 9 4 8
2 1	武藏野市	武藏野市史		1 9 7 0
2 2	武藏野市	同 資料編（2冊）		1 9 6 5 ～ 6 8
2 3	武藏野市	同 史料目録（2冊）		1 9 7 3 ～ 7 4
2 4	奥多摩町	奥多摩郷土小誌		1 9 6 4
2 5	池上幸雄	池上新田開発略史		1 9 4 4
2 6	稻城市	稻城町史		1 9 6 7
2 7	小河内村	小河内村報告書		1 9 4 1
2 8	青梅市	青梅		1 9 6 6
2 9	小平市	郷土 こだいら		1 9 6 7
3 0	小金井市	小金井誌（3冊）（地理・歴史・資料）		1 9 6 8
3 1	小平市	小平町誌		1 9 5 9
3 2	府中市	府中市史（2冊）		
3 3	府中市	府中市近代史資料集（12冊）		
3 4	府中市	府中市の近世民政資料集（2冊）		
3 5	馬橋村	馬橋村史		
3 6	三森	雪柳集		

3 7	植田孟	武藏名勝図絵 多摩の歴史（全7冊）	明文社 大明堂	1 9 6 6 1 9 7 5
3 8	藤岡謙二郎	地形図に歴史を読みむ	時沢社	1 9 5 4
3 9	古島敏雄	日本農業技術史	丸善	1 9 6 4
4 0	日本学士院	明治前日本農業技術史 旧高旧領取調帳（関東）	近藤出版	1 9 6 9
4 1	木村健	小田原衆 所領役帳	近藤出版	1 9 6 9
4 2	杉山進	水道問題と明治26年 三多摩編入始末		
4 3	都政資料館	八王子市史（全3冊）		1 9 6 3
4 4	八王子市	三多摩概観		
4 5	北慶新聞社	調府市百年史		1 9 6 8
4 6	調布市	品川区史		
4 7	品川区	品川町史		1 9 3 2
4 8	品川区	福生町史		1 9 6 0
4 9	福生町	福生村誌稿		1 8 8 8
5 0	福生村	三多摩近代100年史年表	八王子市追分町3	1 9 6 5
5 1	松岡喬一	市町村概観		1 9 3 8
5 2	東京府	多摩町史		
5 3	多摩町	東京案内（2冊）		1 9 0 7
5 4	東京市	東京市町名沿革史		1 9 3 8
5 5	東京市			
5 6	東京市			

5 7	世田谷区	世田谷区史	1951
5 8	世田谷区	世田谷区史料	1958
5 9	世田谷区	新修 世田谷区史	1962
6 0	立川市	立川市史資料集（4冊）	1965
6 1	東京市	小河内筋水池郷土小誌	1938
6 2	西多摩村	西多摩村史	1928
6 3	昭和町	昭和町誌	1949
6 4	坪島町	坪島村誌	1951
6 5		東京府荏原郡誌	1924
6 6		池上町史	1932
6 7		井上謙治 荏原町誌	1932
6 8		柏江市	1976
6 9		柏江市史資料集（1～6）	
6 9		東京都町村合併誌	1957
7 0		池上町史	1932
7 1		大森区史	1939

2. 多摩川水関係

1	山田早苗	玉川沂源日記	慶文社	1970
2	東京市 東京都水道局	東京市史稿（4冊） 東京都水道史		1960
3	佐藤志郎	東京の水道		1973
4	小野基樹	水到渠成		1960
5	東京都水道局	小河内ダム（2冊）		1960
6	東京都水道局	東京都第2水道拡張事業誌		1960
7	東京都水道局	第6回東京市上水道拡張事業報告		1931
8	東京都水道局	川崎市水道史		1926
9	川崎市水道局	川崎市水道史		1966
10	川崎市水道局	稻毛川崎二ヶ領用水事蹟	水道局資料	1929
11	山田蔵太郎	上水記		
12	中原町	上水道小誌		
13	加藤辯	都市が滅ぼした河川	中公新書	
14	横山理子	多摩川を守る		
15	品川用水沿革史			
16	堀越正雄	日本の上水	新人物往来社	
17	中島工博記念会	日本水道史（2冊のうち1部）		
18				

19	日本水道協会	日本水道史（5冊のうち1部）	日本水道協会
20	吉村信吉	地下水	
21	矢島仁吉	武藏野集落	
22	土木学会	日本土木史（明治以前）	土木学会
23	土木学会	日本土木史（大正～昭和40年）（2冊）	土木学会
24	安田正麿	水の経済学	
25	脇山正道	首都圏の水資源開発	東大出版会
26	半谷高久	汚染水質機構	共立出版
27	建設省	広域利水調査報告書	河川協会
28	東京都水道局	淀橋淨水場史	
29	荒玉水道町村役場	荒玉水道誌	
30	池上幸健	池上新田開発略史	
31	東京市水道課	東京市水道小誌	
32	東京市水道課	東京市水道小誌	
33	府中市	府中の用水“武蔵府中養書”（4冊）	1901
34	柏江市	柏江市史料集（4冊）	1976

3. 地誌・その他

1	滝井孝作	文学にみる日本の河川 多摩川	日本週報	1960
2	桜井正信	武藏の古事と古城と泉	有峰書店	
3	桜井正信	滅びゆく武藏野	有峰書店	
4	色川大吉	多摩の2,000年	平凡社	1972
5	菱沼勇	武藏の古社	有峰書店	
6	三吉明十	武藏野の地蔵尊	有峰書店	1972
7	貝塚爽平	東京の自然史	紀伊国屋新書	1964
8	木村礎	近世の新田村	吉川弘文館	
9	木村礎	新田村落	文雅堂研究所	1960
10	松好貞夫	新田開発	有斐閣	1936
11	吉川虎雄	日本地形論	東大出版会	1973
12	青野他編	日本地誌 一東京都一	築地書館	1973
13	関東ローム研究グループ	関東ローム	みすず	1961
14	金関義則	地図つれづれ草	日野市	1977
15	日野市	日野の植物	人間と都市環境 ②大都市周辺部	1975
16	鶴飼・川野編	都市と水資源	鹿島出版会	1977
17	華山謙		鹿島出版会	

4. 行政資料（定期刊行物も含む）

1 9	建設省	流量	閔戸橋 (1 部欠測あり)	日	1 9 6 7
2 0	建設省	日野橋 (1 部欠測あり)	日	1 9 6 7	
2 1	建設省	調布橋 (1 部欠測あり)	日	1 9 6 8	
2 2	建設省	高幡橋 (1 部欠測あり)	日	1 9 7 1	
2 3	建設省	東秋留橋 (1 部欠測あり)	日	1 9 6 8	
2 4	建設省	昭和用水堰下 (1 部欠測あり)	日	1 9 6 9	
2 5	東京都水道局	流量 小河内ダム地点 (熱海地点) (1 部欠測)	日	1 9 1 9	
2 6	東京都水道局	流量 羽村 羽村	日	1 9 3 8	
2 7	東京都水道局	流量 調布堰 調布堰 (PH、濁度、ELC、アルカリ度、NH4)	日	1 9 3 6	
2 8	東京都水道局	水質 調布堰 (過マンガン酸カリ消費量)	日	1 9 5 5	
2 9	東京都水道局	水質 砧本流 (同 上) A B S	日	1 9 6 8	
3 0	東京都水道局	水質 砧本流 (同 上)	年 5 0 ~1 0 0	1 9 3 5	
3 1	東京都水道局	水質 小河内ダム (同 上)	年 3 0 0 前後		
3 2	東京都水道局	水質 小作 (羽村)	年 3 0 0 前後		
3 3	川崎市水道局	水質 A C 原水 (稲田取水)	日		
3 4	川崎市水道局	水質 二ヶ領 (平間)	年 3 0 0 前後		
3 5	東京都水道局	流量 調布堰	時	1 9 6 5	
3 6	東京都水道局	水質 濁度	時	1 9 6 5	
3 7	川崎市水道局	水質 濁度	時	1 9 6 5	
3 8	東京都公害局	水質汚濁防止法規制対象工場 用水量水質試験		1 9 7 0 1 9 7 4	

3 9	東京都公害局	地盤沈下対策規制対象工場	揚水量		1 9 7 4
4 0	川崎市	工場排水調査			1 9 7 0
4 1	川崎市水道局	水質試験年報			1 9 7 4
4 2	東京都水道局	小河内貯水池管理報告			
4 3	東京都	東京都市町村別、町丁別報告書（45年度国調）			1 9 7 0
4 4	建設省京浜工事事務所	河川横断図			1 9 3 2
4 5	東京市	東京市直営砂利採掘事業誌			1 9 9 7 3
4 6	東京都首都整備局	三多摩地域における上水道施設現況調査報告			1 9 6 3
4 7	東京都首都整備局	三多摩地域の水需要分析			1 9 7 1
4 8	東京都公害局	自然環境保全に関する基礎調査報告書〔I. II. III A. B.〕			1 9 7 4

1	東京都首都整備局	東京都の水需要長期想定	1967
2	日本水道協会	東京都水道の使用水量調査	1967
3	日本水道コンサルタント	都内河川の汚濁機構解明に伴う総合調査報告（2冊）	1970
4	関東農政局	多摩川農業水利動向調査報告書	1967
5	華山謙	多摩川の水利・その歴史的展開	1965
6	東京都首都整備局	水のコスト分析（3冊）	1972
7	山本莊毅	首都圏における河川及び地下水の収支に関する 水文学的研究	1969
8	東京都首都整備局	東京都の水需要長期予測について	1964
9	市村真一	東京都水需要増加の推定	1964
10	東京都下水道局	多摩川流域下水道事業計画認可書	1972
11	厚生省・通産省・建設省・ 東京都	東京都地下水利用実態調査報告書	1970
12	川崎市水道局	川崎市工業用水実態調査報告書	1972
13	建設省	多摩川治水経済調査報告書	1970
14	東京都水道局	水源林經營計画	1966
15	建設省	多摩川水系河川水質関係資料	1971
16	経済企画庁	多摩川水域水質基準設定資料（2冊）	1966
17	八王子市	八王子市公共下水道基本調査報告書	1971
18	多摩川流域環境調査委員会	多摩川流域環境調査報告書	1971

1 9	建設省	多摩川の植生 水の循環利用適合性予備調査報告書（2冊）	1 9 7 3
2 0	東京都首都整備局	アーバンクボタ（167）	1 9 7 4
2 1	久保田鉄工	多摩川'75（2冊：同資料）	1 9 7 2
2 2	とうきゅう環境浄化財団	都市河川環境整備計画調査	1 9 7 5
2 3	建設省関東地建	多摩川流域川崎市内工場焼水等調査結果報告	1 9 7 4
2 4	神奈川県	多摩川流域下水道多摩川上流系統予備調査報告書	1 9 6 7
2 5	東京都下水道局	府中市公共下水道事業計画認可書	1 9 6 9
2 6	府中市	多摩川沿岸調査報告書	1 9 7 3
2 7	観光資源保護財団	水域の水質予知と水質制御	1 9 7 5
2 8	松本順一郎編	川原で遊ぶ市民の声	1 9 7 2
2 9	建設省京浜工事事務所	多摩川河川敷利用状況調査	1 9 7 2
3 0	建設省京浜工事事務所	玉川上水路に関する分水の実態調査報告書	1 9 7 2
3 1	東京都水道局	浅川河床材料調査及び平衡河床の検討報告書	1 9 7 5
3 2	建設省京浜工事事務所	東京市水道水源多摩川流域森林調査第一報告書	1 9 0 8
3 3	農商務省林地局	三多摩地域の水需要分析	1 9 7 1
3 4	東京都首都整備局	平田徳太郎 森林保全研究会 多摩川水系森林に関する調査研究	1 9 5 6 1 9 5 4
3 5		多摩川流域自然環境調査報告書（第一次報告）	1 9 7 6
3 6		多摩川砂利採掘取締りに関する研究	1 9 3 5
3 7	とうきゅう環境浄化財団		
3 8	内務省東京土木出張所		

3 9	東京市	東京市管砂利採掘事業誌	1973
4 0	建設省京浜工事事務所	多摩川河床材料調査報告書	
4 1	建設省京浜工事事務所	多摩川上流河床材料調査報告書	
4 2	林巣	近世初期・南武・蕨野の村落と支配	1965
4 3	野間泰二	多摩川右岸相模川及び酒匂川流域水理地質図解説書	1961
4 4	森和雄	関東平野西南部水理地質及び同説明書	1960
4 5	中野尊正	東京周辺の水害危険地帯	地理普及協会
4 6	国土地理院	水害予防対策土地条件調査報告書	1963
4 7	清野信雄	東京地質図巾説明書	1935
4 8	東京市	東京市水道水源林	1918
4 9	建設省京浜工事事務所	多摩川環境調査報告書	1976
5 0	とうきゅう環境浄化財団	多摩川'76 資料編	1976
5 1	東京都	東京都工場名鑑	東京都統計協会
5 2	東京都	東京都三多摩地区都市計画公園緑地墓園等緑地 保全計画調書	1975
5 3	東京都	東京の公園 その90年のあゆみ	1963
5 4	東京都	東京都事業所名鑑	1972
5 5	都市政策研究会	多摩近郊地域基本計画案報告書	東京都首都整備局 1973

6. 地図

1	20,000	1 8 8 8	陸軍陸地測量部迅速図
2	20,000	1 8 9 7 ~ 1 9 0 0	陸軍陸地測量部迅速図 (1 部)
3	10,000	1 9 5 2	地理調査所
4	10,000	1 9 6 1	東京都建設局
5	25,000	1 9 7 3	国土地理院
6	~15,000	1 9 7 2 ~ 5	昭文社
7	航	1 9 4 8	米軍
8	航(カラー)	1 9 7 3	建設省京浜工事事務所
9	航(カラー)	1 9 7 4	建設省京浜工事事務所
10	航	1 9 7 4	市川
11	航	1 9 6 8	写真測量協会
12		2500	川崎市
13		3,000	東京都建設局
14			東京市史稿
15		20,000	東京市史稿
16		1 9 7 4	川崎市
17		1 0 0,000	東京都建設局
18		50,000	朝倉書店
			貞享上水図
			神田玉川上水図
			川崎市全図
			東京都総合管内図
			日本図誌大系 関東

19		1 9 7 4	明治文献	東京市町名沿革史
20		1 9 7 4	明治文献	東京都新田对照町名
21	10,000	1 9 6 3	復興土地住宅協会	東京都都市計画図（三多摩地区）
22	10,000	1 9 6 7	国土開拓協会	東京都都市計画図（三多摩地区）
23	10,000	1 9 7 0	国際地学会	首都都市計画図（神奈川県）
24			東京市史稿付図	貞享上水図
25	2,500	1 9 7 5	建設省京浜工事事務所	多摩川河川改修平面図（3枚）
26	25,000	1 9 6 3	国土地理院	洪水地形分類図
27	25,000	1 9 6 3	国土地理院	地盤高及び水防要図
28	100,000	1 9 6 5	地質調査所	多摩川右岸・相模川及び酒匂川流域水理水質図
29	100,000	1 9 6 2	地質調査所	関東平野・西南部水理地質図1
30		1 9 5 9	東京地盤調査研究会	東京地盤図 技報堂
31	75,000	1 9 3 2	地質調査所	八王子地質図・東京地質図・同解説書
32	25,000	1 9 6 5	国土地理院	土地条件図
33		1 9 7 1	神奈川県企画調査部	神奈川県住宅団地立地図
34		1 9 7 4		東京都住宅団地分布図
35	15,000	1 9 6 2	人文社	小平町史（付）小平町地理図同土地利用図
36			小平町	小川村地割図（元禄頃）
37	100,000	1 9 5 2	東京都	東京都及び近郊地質図
38	25,000	1 9 7 6	東京都	東京都地盤地質図（三多摩）

3 9	2 5,000	1 9 7 0	国土地理院	土地条件図（東京西北部、西南部、八王子、原町田）
4 0	3 00,000	1 9 6 5	関東ローム研究グループ	関東ローム地質図 等原線
4 1	2 5,000	1 9 7 4	東京都	東京都現存植生図
4 2	5 0,000	1 9 7 7	とうきゅう環境浄化財団	多摩川現存植生図
4 3	2 5,000	1 9 7 4	建設省都市局都市計画課	首都50km圏緑地現況図集
4 4	2,500	1 9 7 7	市川	リモートセンシング赤外擬似カラー、パネル（全12枚）
4 5	7 0,000	1 9 7 6	文化庁文化財保護部	全国遺跡地図 1 3 東京都

7. 文 献

番号	著者	題名	出典	年	巻・号
1	吉村信吉	東京付近の地下水の地理学的研究	地理学評論	1937	13-7
2	吉村信吉	昭和13年に起つた武蔵野台地地下水の濁水及び大増水	地理学評論	1939	15-3
3	吉村信吉	東京西郊仙川本村付近の地下水と聚落	地理	1939	2-5
4	吉村信吉	東京市世田谷区松蔭神社付近の地下水	地理	1939	3-2
5	吉村信吉	東京市山手方面の地下水	地理学評論	1940	16-1
6	吉村信吉	東京市西部井荻・天沼地下水堆	地理学評論	1940	16-4
7	岩崎富久	河川砂利採取の水道に及ぼしたる影響例	水道協会誌	1933	-8
8	小川浩	神奈川県下における用水事情について	用水と废水	1961	3-3
9	伊藤剛	利根川の水資源開拓と利用度の将来	用水と废水	1961	3-1
10	市川正巳	流域の水収支について 多摩川流域を例として	地理		10-2
11	三村秀一	東京都下北多摩地区の地下水の調査	水道協会誌	1969	415
12	三村秀一	東京都杉並区の地下水調査	水道協会誌	1967	390
13	大槻寿	東京都上下水道の現状と今後の対策 北多摩広域水道化について	水道協会誌	1962	331
14	小原隆一	東京都における水道広域化	水道協会誌	1968	406
15	寿田晋吾	多摩丘陵西部の地質と地下水	文部省特定研究水文学	1969	3
16	石川与吉他	大栗川流域の地下水について	"	1969	3
17	中原昭宏他	大栗川の水質について	"	1969	3

番号	著者	題名	出典	年	巻・号
1.8	吉村信吉	武藏野台地の地下水概観	水道協会誌	1943	125
1.9	中村弘他	都区内および三多摩地区における井戸水の水質	水道協会誌	1962	456
2.0	山本在毅	日本の地下水(160)多摩川河谷の地下水①	水		
2.1	山本在毅	日本の地下水(161)多摩川河谷の地下水②	水		
2.2	鈴木平三郎他	三鷹市域における地下水の人工汚染とその対策	水道協会誌	1956	265
2.3	梶原二郎	帝都における鑿井の進出状況について	水道協会誌	1938	56
2.4	村高幹博	二ヶ領用水と六郷用水	水道協会誌	1942	105
2.5	笛川実	徳川時代の江戸における上水施設の経営管理について	水道協会誌	1942	108
2.6	村高幹博	玉川上水福生村水路掘替に関する資料	水道協会誌	1936	33
2.7	村高幹博	日神田上水甕錠の遺跡	水道協会誌	1937	44
2.8	小野基樹	見沼代用水と野火留用水の今昔	水道協会誌	1964	357
2.9	村高幹博	日神田上水御茶水甕錠と神田上水道工事	水道協会誌	1941	92
3.0	小野基樹	松尾芭蕉翁と水道橋	水道協会誌	1940	84
3.1	小野基樹	小河内貯水池計画に關し多摩川水利上の係争問題について	水道協会誌	1936	36
3.2	小野基樹	多摩川筋における大貯水池壩堤地点に関する比較研究	水道協会誌	1936	40
3.3	小野基樹	東京市水道拡張計画	水道協会誌	1933	2
3.4	小野基樹	竣工せる山口貯水池	水道協会誌	1934	11
3.5	藤田博愛	小河内貯水池に關連した各種批判に対する試験	水道協会誌	1965	374
3.6	小島貞男	貯水池の湖沼学的研究(山口貯水池)	水道協会誌	1948	165

37	乙幡 恵	小河内貯水池におけるプランクトンの経年変移	水道協会誌	1967	396
38	渋谷 刚正 他	小河内貯水池における水温変化	水道協会誌	1967	388
39	井滝 忠一	山口貯水池におけるマンガンの季節的変化	水道協会誌	1964	362
40	小野 基樹 二	小河内貯水池の2,3の問題の解説	水道協会誌	1962	333
41	藤沼 郁二	降雨と小河内貯水池流入量との関係について	水道協会誌	1962	339
42	栗原 浩	観光開発の貯水池水質に与える影響の予測	水利科学	1971	77
43	栗原 浩	観光開発の負効果と貯水池	水利科学	1970	70
44	谷口 清治	東京都営水道施設70年の歩み	水利科学	1970	70
45	東京湾総合開発協議会	東京湾周辺地区広域導水路計画試案	水道協会誌	1966	384
46	扇田 彦一	東京都水道における送配水管理の現状および問題点と拡張改良事業における計画構想	水道協会誌	1963	346
47	小林 重一	東京水道の問題点	水道協会誌	1937	54
48	藤田 弘直	横浜市水道50年の回顧	水道協会誌	1943	119
49	相模川河水統制事業の計画概要	相模川河水統制事業の計画概要	水道協会誌	1965	373
50	神奈川県企画部	相模川総合開発事業	水道協会誌	1968	401
51	池田 茂	神奈川県管水道における広域化	水道協会誌	1941	95
52	川崎市水道部	工都川崎市上水道拡張計画	水道協会誌	1970	72
53	肥田 登	公営工業用水道の成立過程	都市問題研究	1939	24
54	島村龍蔵	市域形成における水の諸問題	水道協会誌	1935	24
55	加藤伝七	玉川水道の回顧	水道協会誌	1935	24
56	西川 武雄	玉川水道東京市管となる	水道協会誌	1935	24

番号	著者	題名	出典	年	卷・号
5.7	西川武雄	玉川水道買収問題	水道協会誌	1935	21
5.8	東京市役所	玉川水道の統合について	水道協会誌	1934	14
5.9		玉川水道買収問題（資料）	水道協会誌	1934	14
6.0		矢口水道東京市管となる。	水道協会誌	1937	47
6.1	井深功	横浜市水道創設及び第1回拡張工事計画とその批判	水道協会誌	1956	261
6.2	藤田弘直	横浜市の櫛ヶ谷水道買収問題の経過	水道協会誌	1937	49
6.3	遠藤士郎他	多摩ニュータウン水道の計画概要	水道協会誌	1973	464
6.4	平岡忠夫	東京都水道局東村山・朝霞・小作浄水場	水道協会誌	1973	460
6.5	東京都水道局	東京都水道の漏水対策の経過並びに今後の方針	水道協会誌	1963	341
6.6	小林重一	東京都水道における異常漏水とその対策	水道協会誌	1964	361
6.7	小林重一	東京水道の時間給水	水道協会誌	1948	163
6.8	佐藤九郎	東京水道の漏水防止	水道協会誌	1946	142
6.9	伊藤真治	東京都水道の戦災給水装置について	水道協会誌	1947	151
7.0	小林重一	帝都水道配水機構の改革と配水量是正の一考察	水道協会誌	1941	99
7.1	清水幸治郎	東京市給水条例改正の経過とその概要	水道協会誌	1933	24
7.2	金子幸衛	東京都水道の無届使用栓調査について	水道協会誌	1948	164
7.3	小原隆吉	東京都の水需要分析	水道協会誌	1968	403
7.4	市川新	東京周辺における住宅の水道使用量とその傾向	水利科学	1971	81
7.5	佐藤俊朗				

7 6	流域の水文支 研究グループ	大栗川流域における水文観測	文部省特定 研究水文学	1 9 7 0	3
7 7	宮田 正	石神井流域の都市化と水害	水利科学	1 9 7 0	
7 8	堀内正喜	入会慣行の不動性に関する管見	水道協会誌	1 9 4 3	1 1 8
7 9	島 嘉寿雄	水源かん養林評価の問題点	水利科学	1 9 6 9	
8 0		清化園をたずねて	用水と廃水	1 9 6 0	2 - 1 2
8 1	米元晋一	東京改良下水道創設時代の思い出	水道協会誌	1 9 5 7	2 7 7
8 2	笠川 実	徳川時代の江戸における排水施設維持管理について	水道協会誌	1 9 4 1	9 2
8 3	川崎市土木課	工都川崎市下水道事業計画	水道協会誌	1 9 4 1	1 0 1
8 4	古稀中白翁	東京市郊外下水道計画	水道協会誌	1 9 4 9	1 7 9
8 5	古稀中白翁	東京市下水道基本計画	水道協会誌	1 9 4 9	1 7 9
8 6	佐藤九郎	戦後の東京都下水道について	水道協会誌	1 9 4 7	1 5 2
8 7	中島永次	東京都多摩川幹線の施工報告	下水道誌	1 9 6 7	4 - 3 9
8 8	大口太郎	東京都森ヶ崎処理場の工事概要	下水道誌	1 9 6 7	4 - 3 9
8 9	藤森正法 他	多摩ニュータウン下水道計画	道誌	1 9 7 1	8 - 8 4
9 0		東京都管路工事（乞田幹線）	道誌	1 9 7 1	8 - 8 6
9 1	小林 純	灌漑水の水質に関する化学的研究（第一報）	農業試験場報告	1 9 4 3	
9 2	服部安蔵	工場廃水による河水（多摩川）の汚染に対する化学的試験成績報告	日本肥料研究所試験	1 9 4 2	
9 3	酒井 欽 他	東京都内河川の都市廃水による汚染状態について	水道協会誌	1 9 4 8	
9 4	木村健二郎 他	東京都及び横浜市水道水並びに多摩川及び道志川の水質	水道協会誌	1 9 5 0	
9 5	柴田三郎	多摩川の水質保存のための工業廃水の処理に関する意見書	水道協会誌	1 9 4 2	

番号	著者	題名	出典	年	卷・号
9 6	柿沼三郎	玉川水道問題の経過について	水道協会誌	1933	
9 7	草間偉	玉水問題につき需用者並びに技術家としての所感	水道協会誌	1933	
9 8	井上真他	都内河川の水質汚濁の現状と対策	水	1969	
9 9	松本浩一他	多摩川の水質汚濁に関する生物学的研究 (1)	工業用水	1964	
1 0 0	土屋隆夫他	多摩川の総合調査結果について	用水と廃水	1970	
1 0 1	福島哲男	東京都における水質の総量規制の導入について	公害と対策	1974	
1 0 2	田辺孝	神奈川県における水質の総量規制について	公害と対策	1974	
1 0 3	新田正	河川の水質の変動に関する研究	東工大紀要	1960	
1 0 4	東京都	東京都営大丸用水土地改良事業概要書	土木学会誌	1972	
1 0 5		江戸から東京の街をうるおして300年	地球	1926	
1 0 6	芦田人	武蔵野台地における水と聚落との関係	陸水学雑誌	1936	
1 0 7	矢島仁吉	秋留盆地の地下水	陸水学雑誌	1935	
1 0 8	矢島仁吉	武蔵野台地の地下水	東京大学紀要	1973	
1 0 9	山鹿誠次	多摩丘陵の都市化	地理	1965	
1 1 0	竹内常行	玉川上水と武蔵野	地理学評論	1973	
1 1 1	寿円吾	多摩川流域における武蔵野台地の段丘、地形の研究	地理学評論	1974	
1 1 2	内藤博夫	多摩川低地の沖積層と埋没地形	水温の研究	1974	
1 1 3	田官兵衛	東京における無降水継続日数	地理調査所月報	1957	
1 1 4		東京都三多摩地方の土地利用			

115	松村安一	青梅林業地域における林野の利用と所有(近世多摩川深谷龍寿寺村)	地理学評論	1957
116	今村学郎他	武藏野の地質構造	地質学雑誌	1936
117	草光繁	台地村落の形態	地理学評論	1932
118	山崎慎一	武藏野台地の聚落形態	地理学評論	1933
119	松井勇	多摩丘陵における森林、畠地、水田の占有面積の分布状態に関する考察	地理学評論	1935
120	内田実	東京都下の耕地漬廃と農業の変貌	地理	1961
121	宮原俊行	目黒川流域・大崎地区の工場分布とその立地変動	地理学評論	1956
122	古賀牧人	東京都下の耕地転用の実態	都市問題	1964
123	戸戸良雄	多摩川の水質汚濁の現状と対策	用水と廃水	1970
124	小椋和子	し尿による都市河川の汚染	用水と廃水	1970
125	藤井秀夫	東京都における3次処理	下水道誌	12-12
126	塙田正	東京付近における地下水について	下協会	1973
127	松村安一	近世初期武藏野新田開発に関する1.2の問題	地下井戸とポンプ	1956
128	小川一朗	川崎市における工業立地の変動	経済地理学報	3
129	福田理他	武藏野台地の地形と地質	年報	1974
130	矢島仁吉	武藏野小平村における新田聚落の研究	自然科学と博物館	20-1
131	浅井治平	多摩丘陵の地形	地理学評論	1952
132	登志雄能	武藏野台地の街村に関する研究	地理学評論	1942
133	工業用水調査グループ	川崎・横浜両市工業用水源地域調査報告	月報	15-11
134	戻田延男他	東京都城南工業用水源小規模地域調査報告	地質調査所月報	1958
				9-8

番号	著者	題名	出典	年	巻・号
135	藤吉三郎	利水計画の安全度に関する2.3の考察	土木会誌	1971	56-11
136	平賀栄治	神奈川県管轄毛川崎二ヶ領用水取入堰堤の設計	農木業研究	1952	20-1
137	松村安一	多摩川渓谷丹三郎村の山村成立過程	地理学評論	1955	28-12
138	松村安一	近世多摩川渓谷の境村と御林	東京学芸大報告	1956	7
139	松村安一	多摩川渓谷における山村成立過程の一型式	東京学報	1955	6
140	中村後龜智	やまとのは生	大研院大蔵	1957	4-1
141	松村安一	青梅林業における筏	人文地理	1955	7-5
142	石川与吉他	多摩丘陵、大栗川流域の地下水について 第一報	立正大学論集	1968	32
143	石川与吉他	多摩丘陵、大栗川流域の地下水について 第二報	立正大学論集	1970	34
144	蒲生正久	多摩丘陵の都市化	立正大学論集	1974	3
145	増田富士雄	多摩丘陵の地質について	地理学雑誌	1971	77-3
146	寿円晋吾	神田川上流の地形と地下水	地理学評論	1952	25-4
147	荒井治	都市河川における環境と河川敷利用の評価	土木シンポジウム	1974	8
148	村上雅博	流域計画と流域環境のとらえ方	土木シンポジウム	1974	8
149	寿円晋吾	多摩川流域における武藏野台地南部の地質	地学雑誌	1966	75-4
150	今村学郎他	西武藏野の聚落	地球	1936	25-3

多 摩 川 年 表

多摩川

交 通	土 地 利 用	河 川	年 号
	深大寺 影向寺(野川・川崎) 国分寺		733年 天平5年 740年 天平12年 747年 天平19年
	谷保天神		904年 延喜4年 905年 延喜5年
	多摩川開発の指示(吾妻鏡) 多摩川改修に関する文書		1241年 仁治2年 1293年 応永年間
	牟礼村	洪水(伊豆美神社の遷宮)	1550年 天文19年 1573年 天正元年
	常久村検地帳 八王子宿越(現在地に集落)		1590年 天正18年
青梅街道			1597年 慶長2年
大師道			1600年 慶長5年
六郷橋架橋	砂川村		1609年 慶長14年 1609年 慶長14年
六郷橋流出	青梅新町 下新田(川崎)	7月洪水 府中高安寺流出	1610年 慶長15年 1613年 慶長18年 1616年 元和2年 1617年 元和3年
	川崎稻荷新田 砂川村に阿豆佐美神社分祀 三鷹付近に尾張家の鷹場	洪水	1625年 寛永2年 1628年 寛永5年 1631年 寛永8年 1633年 寛永10年
	小川村	8月洪水	1644年 正保1年 1654年 承応3年 1656年 明暦2年
			1657年 明暦3年
	吉祥寺村 下連雀村		1658年 明暦4年 1659年 万治2年
	境村 野川村 上連雀村	川筋変更に伴う村界の裁定	1660年 万治3年

年 表

利 水	水 道	水 質	一 般
			延喜式
	1590年	1457 1559	江戸城(太田道灌) 小田原衆所領役帳
	神田上水		家康入城
二ヶ領用水着手			
日野下堰用水			関ヶ原
六郷用水完成 1500 ha			
二ヶ領用水完成 1876 ha			
二ヶ領用水組合結成			
二ヶ預宿河原取水口完成			
野火留用水に分水	玉川上水完成		武藏田園簿 江戸の大火(振袖)
小川村分水 国分寺分水 砂川村分水	細川屋敷分水		
烏山分水	玉川上水水錢徵収 (336両)		龜有上水
	青山上水		

交 通	土 地 利 用	河 川	年 号
六郷橋架橋	西蓮村 野崎村 関前村 北野村		1662年 寛文 2年 1663年 寛文 3年 1664年 寛文 4年 1670年 寛文 10年
六郷橋流出 渡船(3文/人 2文/駄)	小金井村 上・下IC分村	8月出水 5月六郷橋流出 洪水 作目村7戸流出 7月洪水川崎・六郷橋流出	1671年 寛文 11年 1672年 寛文 12年 1685年 貞享 2年 1688年 貞享 5年
六郷橋架橋			1693年 元禄 6年 1696年 元禄 9年 1699年 元禄 12年
この年以降六郷橋の架橋なし		7月洪水(狛江)	1704年 宝永 1年
			1707年 宝永 4年
川崎宿(六郷渡船権と飯盛女)		久地村 村境紛争	1709年 宝永 6年
			1714年 正徳 4年
	二ヶ領用水灌漑面積 2007ha 深大寺新田 大沢新田	小杉村 村境紛争 8月洪水玉川上水・福生村	1717年 享保 2年 1718年 享保 3年 1720年 享保 5年
	榎戸新田	7月洪水 羽村堰流出	1721年 享保 6年 1722年 享保 7年 1723年 享保 8年
	関前新田 小川新田 野中新田 大沼田新田 本多新田 鈴木新田(30年の説もある)		1724年 享保 9年
	井口新田 廻田新田 戸倉新田	田中兵庫の治水工事 9月洪水 六郷死者多数	1725年 享保 10年 1726年 享保 11年 1727年 享保 12年 1728年 享保 13年 1729年 享保 14年

利水	水道	水质	一般
品川用水 三田用水	戸越上水 玉川上水の拡幅と植樹 上水支配を町年寄に委託		
	上水地図		
府中用水 田無分水	上水支配 道奉行に 千川上水 戸田因幡守分水		内藤新宿
下小金井新田分水 大沼田新田分水 境村分水			
下小金井村分水 小金井村分水			
	白山御殿への給水中止 (千川上水) 上水地図(正徳)		
猪方村用水掘			
	千川・三田青山・龜有の 4上水廃止		享保の改革 新田開発奨励の高札
二ヶ領用水 2m嵩上げ (南河原-医王寺 32km)			
原宿村分水 野中新田分水 中藤新田分水			
田中兵庫 大丸用水修理			見沼代用水

交 通	土 地 利 用	河 川	年 号
	内藤新田 中藤新田(享保年中・不詳) 平兵衛新田(　　〃　)		1729年 享保14年
	大岡越前守による武藏野新 田検地 野中新田3分割(北・通・南)		1730年 享保15年 1731年 元文元年 1732年 元文 2年 1734年 元文 4年
	上谷保新田	洪水 玉川上水決壊	1737年 元文 7年 1738年 元文 8年 1740年 延享 2年
		8月洪水 川崎宿	1742年 寛保 2年
		8月洪水 狛江	1745年 延享 2年 1749年 寛延 2年
	池上新田	洪水 下平間 川次 洪水 狛江	1751年 宝暦 1年 1752年 宝暦 2年 1757年 宝暦 7年
		本川河道移動	1761年 宝暦11年 1768年 明和 5年
		大暴風雨 8月洪水 岩戸村 洪水 狛江	1775年 安永 4年 1779年 安永 8年 1780年 安永 9年
	境新田・関前新田で芋栽培	7月洪水 川辺 6月洪水 猪方 7月洪水 猪方 堤防決壊	1781年 天明元年 1782年 天明 2年 1783年 天明 3年 1786年 天明 6年
		9月洪水 猪方一字奈根間 津波 川崎海岸 洪水 大田区玉川堤	1791年 寛政 3年 1792年 寛政 4年 1793年 寛政 5年 1795年 寛政 7年
		洪水 大田区玉川堤 6月洪水 猪方村 8月洪水 八王子	1801年 享和 1年 1802年 享和 2年 1816年 文化13年
	宮内村 川筋付春論争	5月洪水 築地 柴崎 8月洪水 立川 狛江 洪水 猪方	1822年 文政 5年 1823年 文政 6年 1825年 文政 8年

利水	水道	水質	一般
関野新田分水 平兵衛新田分水 鈴木村分水 梶野新田分水	小金井堰に桜の植樹 玉川上水からの分水 33ヶ所		
柴崎村分水			川崎平右衛門の登用
拝島村分水			関東一円大洪水 山林原野の新開禁止
牟礼村分水			
幡ヶ谷分水			
二ヶ領取水口を変える	上水支配を普請奉行に		
上高井戸分水	千川上水再興		
	千川上水の流路変更 王子村へ 千川上水廃止 灌慨のみ可		
	上水記 記さる		
			新編武藏風土記稿
二ヶ領 溝の口騒動(雪柳集)			武藏名勝図絵(1821)

交 通	土 地 利 用	河 川	年 号
		6月洪水 和泉 猪方 8月洪水 和泉 猪方	1828年 文政11年 1829年 文政12年
		洪水 猪方 6月洪水 猪方 和泉	1832年 天保 3年 1846年 弘化 3年
		2月洪水 8月洪水	1852年 嘉永 5年 1855年 安政 2年 1856年 安政 3年
上平間・丸子・二子・宿河原・矢の口に渡し	茶の植樹(1000株/100石)	7月洪水 下平間 7月8月洪水 羽村	1858年 安政 5年 1859年 安政 6年 1860年 万延元年
		洪水 和泉 9月洪水 和泉 8月洪水 和泉 6月洪水 猪方	1862年 文久 2年 1863年 文久 3年 1864年 元治元年 1865年 慶応元年
玉川上水に舟運許可	三鷹村 日野・柴崎に小学校 長沼・布田に小学校	5月洪水 猪方 9月洪水 和泉	1868年 明治元年 1870年 明治 3年 1871年 明治 4年
玉川上水舟運禁止 東海道線開通 六郷橋(左内橋架橋)	梅花紡績(青梅) 八王子市生糸改会社 (後の生糸検査所) 多摩村(熊川・羽村・川崎五神福生合併)	8月洪水 六郷堤	1872年 明治 5年 1873年 明治 6年 1874年 明治 7年 1875年 明治 8年
六郷橋流出	水源調査(山村裕久) 羽村で養蚕さかんになる 多摩を3郡に分割	9月洪水 一の宮 八幡塚	1876年 明治 9年 1878年 明治11年 1879年 明治12年 1880年 明治13年
六郷橋架橋	柴崎村改め立川村 連光寺御附場		1881年 明治14年 1882年 明治15年 1883年 明治16年
六郷橋流出	稻城村に梨植樹 十ヶ村連合(郷地他)	9月洪水 嶺村 7月洪水多摩村	1884年 明治17年 1885年 明治18年
	橘樹畠蚕糸業組合 国分寺・府中で養蚕さかん 谷保村 川崎沖 海面埋立		1886年 明治19年 1887年 明治20年 1888年 明治21年

利水	水道	水質	一般
二ヶ領 水争い			
	玉川上水 取水不可能		
千川上水→反射炉に分水			
深大寺用水 千川上水からの分水口増加	玉川上水分水口を合口にて 横浜木桶水道(二ヶ領より 分水)	玉川上水の汚濁 (舟運による)	旧高旧領石高取調
千川上水から製紙製糸会社 に分水	東京水道改良意見書 (ファンドールン) 玉川上水用井戸 6170井	玉川上水の水質検査 (文部省)	地租改正
	東京水道改良委員会設置 玉川上水に吹井設置 千川水道(岩崎弥太郎)設立	玉川上水の水質検査 (アトキンス)	
千川上水から大蔵省印刷局 に分水	麻布水道(920戸 189井)		
	横浜木桶水道廃止 東京市水道会社設立願 (バーマー等) 東京水道設計案(バルトン)		東京市区改制

交 通	土 地 利 用	河 川	年 号
中央線(新宿一八王子)開通 武藏境・国分寺・立川・八王子駅開設	横浜レンガ造K.K(御幸) 府中・八王寺・調布…町制 武藏野・小平・西多摩・狹江・神代・稻城・国分寺等…村制		1889年 明治 22年
日野駅開設		8月洪水 矢口 調布嶺	1890年 明治 23年
	三多摩東京府に編入 川崎 長十郎梨植樹 日野…町制 多摩・西府…村制		1891年 明治 24年 1893年 明治 26年
青梅線(立川一青梅)開通 西武線(国分寺一久米川)開通 青梅線(青梅一日向和田)延長	日向和田で石灰石採掘 由井で白砂採鉱	4月洪水 六郷 八幡塚	1894年 明治 27年 1895年 明治 28年 1896年 明治 29年 1897年 明治 30年
高橋(三田村)架橋 京浜急行(六郷橋一大師)開通 吉祥寺駅		羽村 取水堰完成 小下沢で水力発電	1898年 明治 31年 1899年 明治 32年
高尾駅開設 豊田駅開設	日原川流域を保安林に 丹波山・小菅村の御料林を水源林		1901年 明治 34年
京浜急行(品川一東神奈川)開通	拝島村制 尾崎東京市長 水源林視察 横浜精糖(現明治精糖)(川崎)	羽村堰 コンクリート化	1902年 明治 35年 1905年 明治 38年 1906年 明治 39年
玉川電車(渋谷一玉川) (砂利電車)開通	川崎競馬場(後富士紡に) 大師公園(1万坪)(川崎)	8月洪水 矢口 狹江 府中 拝島	1907年 明治 40年
横浜鉄道(八王寺一東神奈川)開通	東京電気(現東芝)(川崎) 多摩川流域森林調査報告書 日本蓄音機(現コロンビア)(川崎) 富士瓦斯紡績(14万坪)(川崎)		1908年 明治 41年 1909年 明治 42年
六郷橋流出 国分寺一下河原線開道	水源地の森林經營をはじめる	8月洪水 狹江 中能島 稻城(現在の計画洪水流量の根拠)	1910年 明治 43年
	大日本電線(川崎) 山梨県林を東京水道の水源林に買収(56.1km ²) 鶴見埋立組合設立 日本鋼管(15万坪)(川崎)		1911年 明治 44年 1912年 明治 45年

利水	水道	水質	一般
			市町村制
品川用水普通組合設立	東京水道認可(バルトン案を中心として)		水道条例 水利組合条例 東大衛生工発足 担当中島銳治
			{ 河川法 東大に衛生 工学講座開設
二ヶ領用水組合設立 大師河原他四ヶ村水利組合設立	東京水道通水 玉川上水使用禁止	淀橋浄水場	赤痢流行 国木田独歩「武蔵野」
	神田上水使用禁止		片倉組進出
大丸用水普通用水組合	千川水道廃止		
二ヶ領 横浜精糖VC分水 拝島村他二ヶ村普通水利組合(昭和用水)	東京水道拡張計画(中島案)		
久地 円筒分水建設			第1次治水計画 (除多摩川)
			第1次水力調査

交 通	土 地 利 用	河 川	年 号
六郷橋流出	中流部の県境変更 駒沢大学 天文台(三峰) 101.7ha 味の素(川崎)	洪水橋樹 アミガサ事件(堤防建設の陳情)	1912年 明治 45年 1913年 大正 2年 1914年 大正 3年
京王線多摩川開通(調布一府中)	浅野塗立 34ha 横川電機(武蔵野)		1915年 大正 4年
是政線開通(武蔵境一是政) 川崎市内道路整備	東京府養蚕試験場(立川) 浅野セメント(川崎) 京浜運河KK設立 八王子市制		1916年 大正 5年
			1917年 大正 6年
			1918年 大正 7年
		多摩川改修工事着工 (河口一二子橋)	1919年 大正 8年
	東京府農事試験場(立川) 中野より移る 41.8ha 東京府畜産試験所(青梅) (43.2ha)	河川内の砂利採取禁止	1920年 大正 9年
川崎運河	農・家畜衛生所(小平) 立川飛行場 566.7ha 京浜急行 土地造成	砧下浄水場水利権 0.5m³/sec	1921年 大正 10年
目蒲線開通(目黒一蒲田)	立川 市制 箱根土地 小平学園地区開発 富士電機(4.8万坪)(川崎) 多摩靈園 129.3ha 羽田コンクリート(調布)	稚鮎放流(石川千代松教授) 立川 昭島 拝島用水堰 上田発電所(秋川)稼動	1923年 大正 12年 1924年 大正 13年
海岸電気軌動(鎌見一大師) 京王線(府中一東八王子) 五日市線(拝島一五日市) 多摩橋 架橋 六郷橋 架橋 二子橋 架橋	川崎 市制 成蹊学園(吉祥寺)	村山上貯水池(2983万m³)	1925年 大正 14年
東横線開通(丸子一神奈川) 臨港線(浜川崎一弁天橋) 日野橋架橋 国立駅開設 武蔵小金井駅開設	立川飛行機(立川) 国立音楽大(国立) 向ヶ丘遊園(7.2万坪) 南渡田埋立(38ha) 白石。大川町埋立 39.5ha	宿河原を中心砂利採取20ha 砧上浄水場水利権 1.13m³/sec	1926年 大正 15年

利水	水道	水質	一般
	中原水道		水道条例改正
二ヶ領から日本鋼管に分水 (3,000m³/日)			
	玉川水道 紿水開始	調布浄水場 八王子市屎尿汲取開始 (業者指定)	第2次水力調査
	浅野造船 専用水道		
宮内で表流水を川崎水道に取水	川崎町水道(2.3万人 3,320 m³/日給水) 橋樹水道案	戸手浄水場 八王子市 じんが処理 の直営化/	
	東京水道 料金制/		
	渋谷町水道給水開始(5万人 2.8万m³/日) 羽村村山線建設	味の素排水のりに被害	関東大震災
	氷川村水道(350人)	玉川上水場拡張 境浄水場1部通水	
二ヶ領→東京製鋼に分水 二ヶ領使用料金規程 (8円/寸坪/年)	五日市水道(1850人) 成城学園水道購買組合 川崎水道拡張(5020m³/日)	砧下浄水場(渋谷)	
二ヶ領→明治精糖に分水 二ヶ領管理者 橋樹部長→ 川崎市長	川崎・田島町 上水道組合	砧上浄水場(荒玉)	江戸川上水 町村組合給水

交 通	土 地 利 用	河 川	年 号
東横線(渋谷一丸子)開通 小田急(新宿一小田原)〃 南武線(川崎一立川) 〃 西武線(高田馬場一東村山)〃 砂利鉄道(福生一下河原)〃 玉電(玉川一溝口) 〃	京浜運河計画承認(臨港々 瀬戸埋立 169ha 京王閣(調布)多摩陵 日本ピクター(川崎) 沖電気(中原)オリエンタルコン クリート(府中) 田島町川崎に合併	村山下貯水池完成 (1184.3万m³)	1927年 昭和 2年
	昭和村3ヶ村合併 成城学園 東京湾埋立(15万坪) 箱根土地貢収さかん3円/坪	洪水	1928年 昭和 3年
多摩湖線	東京競馬場(府中) 昭和桜元(小平) 慶應大学(日吉)(24万m²)		1929年 昭和 4年
西武線(東村山一狹山公園) 三鷹駅 京王線多摩川一調布一府中)	一橋大学(国立) 横河電気(武蔵野) 日本電線(川崎)	二ヶ領取水堰コンクリート化 筏流しおわる	1930年 昭和 5年
五日市線(立川一五日市)開通 八高線(八王子一飯能) 〃 ガス人道橋架橋	東京湾埋立170万坪 羽田飛行場 津田塾大(小平) 昭和肥料(現昭電)(川崎) 三菱石油(川崎) 早山石油(昭石)(川崎)	氷川発電所(多摩川水力)	1931年 昭和 6年
築地の渡廃止2銭/人 5銭/自転車 北平の渡廃止大神一平村間	拓殖大グランド 稻田 町制 日活撮影所(調布) 和光堂(調布)		1932年 昭和 7年
井の頭線(井の頭一渋谷) 開通	中原町 川崎に合併 日本医大(1万坪)	多摩川改修工事 (河口一二子)完成 多摩川上流(二子一日野) 改修着工 昭和用水堰を250m下流 に移す 多摩川花火大会 北平取水仮堰	1933年 昭和 8年
井の頭線(井の頭一吉祥寺) 八高線(飯能一高崎)	愛国石油(現日石)(川崎) 小金井製作所(小金井) 狹山地区 風致地区に指定	二ヶ領水利権を9.35m³/sec で認可 山口貯水池完成(1952.8万 m³) 砂利採取の禁止	1934年 昭和 9年
御岳鉄道開通 丸子橋 架橋 川原橋 〃 調布橋 〃 第2京浜工事開始	調布飛行場(198.7 ha) 府中刑務所 東京農工大(府中) 吉田時計(現オリエント時計)(日野) 富士電機(中原)	残堀川改修(農村救済事業)	1935年 昭和10年

利水	水道	水質	一般
多摩川右岸農業水利改良事業			
青梅水道 日向和田で伏流水取水	荒玉水道通水 青梅市水道1,200人 $1,330m^3/\text{日}$ 中原水道 $4,600 m^3/\text{日}$	二子排水(右181km)	
八王子水道 浅川伏流水を取水	八王子水道6万人 $6,700m^3/\text{日}$	等々力排水(左15.1km) 八王子元本郷浄水場	赴戦江ダム(H=72.8m)
昭和用水 東京水道に分水	川崎水道2拡10万人 $16.7 m^3/\text{日}$ 矢口水道2.5万人 $2,783m^3/\text{日}$		
川崎水道 宮内伏流水を取水	溝の口水道 代々幡水道77万人 $10,780m^3/\text{日}$	小杉排水(右139km) 宮内排水(右155km) 誠高排水(右169km) 玉川排水(左15.6km) 下野毛排水(左16.4km)	
六郷用水→日本水道へ分水 二ヶ領→川崎水道に分水 $33,670m^3/\text{日}$	東京第2水道 市会議決 (小河内案) 川崎水道3拡20万人 $5万m^3/\text{日}$ 日本水道10万人 $14,000m^3/\text{日}$ 1部通水 井荻水道3万人 $3,339m^3/\text{日}$	生田浄水場(川崎)着工	東京市域一拡大
	川崎水道 中原水道と合併	谷川排水(右180km) 上沼部排水(左14.2km) 塩水湖上 玉川浄水場 取水停止	世界大ダム会議
川崎水道 普伏流水を取水	東京水道申込者を浅間温泉に招待	矢の口排水(右27.8km)	
	東京水道 玉川水道買収 $8.8万戸10万m^3/\text{日}$ 川崎工水信札案	宇奈根排水(左201km)	

交 通	土 地 利 用	河 川	年 号
	法政大学(3万m ²)(木月) 三菱化工機(川崎)		1935年 昭和10年
奥多摩橋架橋	昭和飛行機(立川) 東洋製鋼 多摩済生院(小平) 日本電気(川崎) 東京航空計器(川崎木月) 東京電氣(川崎)蛇の目ミ 立川耕地整理組合起工 <small>シンノウキヨウジ</small>	小河内取水紛争解決 丸子防潮堰完成 四谷下壌用水	1936年 昭和11年
関戸橋架橋 池上線開通 目蒲線開通	小金井 町制 京浜運河計画スタート(後中止) 小西六 大桜社(日野) 東京航空計機(狛江) 中島航空機(武藏野) 横河電機(小金井) 日本鋳造(川崎) 日本金属(川崎) 池貝自動車(中原) 小金井ゴルフ場	二ヶ領宿河原用水権管	1937年 昭和12年
	陸軍燃料廠(府中基地) 多摩火工廠(稻城)1980ha 東京自動車(現日野自動車) 日本製鋼(府中) (日野) 日本無線電々(三鷹) 航空化学(光陽写真工業) (武藏野) 東京ガス(立川) 東京重機(調布) いすゞ自動車 元住吉・新丸子住宅地 85万m ²	西府用水改修	1938年 昭和13年
西八王子駅開設 大師橋 架橋	横田基地(陸軍航空審査部) 713.6ha 日本無線(三鷹) 日本光学(溝口) 川崎市域が現状に近くなる 富士瓦斯紡績川崎より撤退		1939年 昭和14年
拝島の渡廃止	第二陸軍造兵廠(日野連光寺) 訓練大学校(小平) 立川 市制 福生 昭和 瑞穂町制	多摩川異常渴水	1940年 昭和15年

利 水	水 道	水 質	一 般
	東京第2水道認可 川崎市工水IC分水 8.1万m ³ /日	味の素排水(右 堰排水 (右 19.7km) 調布排水 (左 25.2km) 宇奈根山谷排水(右21.5 km) 国領排水	東京水道応急拡張 (金町)
二ヶ領→川崎工水IC分水 6,900m ³ /日 二ヶ領→大日本化学工業IC 分水 756m ³ /日		生田浄水場 完成 登戸排水(右22.3km) 平間浄水場	河水調査協議会 相模川河水統制事業 第3次水力調査 石川達三「日陰の村」
二ヶ領→理研保温機 270m ³ /日		六郷排水(左24.3km)	
二ヶ領→川崎工水IC分水	川崎工水通水		
二ヶ領→日本電気IC分水 5,411m ³ /日 二ヶ領→三菱重工業IC分水 180m ³ /日 川崎水道 普伏流水を取水	八王子水道 日野IC分水 東京水道3拡(檜俣ダム)案 川崎水道3拡 25.5万人 9.5万m ³ /日		

交 通	土 地 利 用	河 川	年 号
	富士見公園(川崎) 日本光学(川崎) 日立精機(川崎) 日立中央研究所(国分寺) <u>国立武藏療養所(小平)215 ha</u> 東京農工大(小金井) 東芝(府中) 小金井公園 三共(田無) 国際電気通信(狛江)		1940年 昭和15年
	陸軍航空整備学校(福生) 陸軍獸医資材本廠(砂川) 興亜専門学校(現亞細亞大) (武藏野) 多摩全生園(東村山) 帝国通信(川崎) 羽田ヒューム管(日野) 大同製鋼(川崎) 三菱重工(川崎) 不二越精機(川崎)	二ヶ領 上河原堰改修	1941年 昭和16年
中神駅開設 是改橋架橋	陸軍經理学校(小平) 生田緑地 35万坪 日本特殊農業(八王子)	県営平瀬川用排水改良工事 (合流点一下作延間) 向島用水	1942年 昭和17年
	陸軍兵器補給廠(小平) (現ブリヂストン) 鉄道技研(国分寺) 消防官訓練所(谷保) 神戸製鋼中央研究所(日野) 富士電機(豊田) 京浜運河 工事中止	小河内ダム工事中止 大丸用水 取水口移転	1943年 昭和18年
青梅線(御岳一小河内)開通 牛浜駅開設	小平 町制 小平藝術 東芝車輛(府中) 東京碍子(国分寺)	平瀬川用排水改良工事 (下作延 神木間)	1944年 昭和19年
	千代田自動車(日野) 片倉自動車(福生)	多摩川 渇水 平瀬川改良工事二ヶ領と分離 上河原堰堤 $5.17 m^3/sec$ 取水	1945年 昭和20年
	豊島師範(現学芸大) (小金井) 薬用植物栽培所(小平) サレジオ学院(小平) 武藏野 市制		1946年 昭和21年

利 水	水 道	水 質	一 般
	川崎工水抜張21.6万m ³ /日		
二ヶ領→川崎工水に分水 81,000m ³ /日 二ヶ領→川崎水道に分水 二ヶ領用水組合川崎市に移管	川崎工水1抜12社 81,000m ³ /日 川崎水道4抜46万人 38万m ³ /日		太平洋戦争
	東村山陸軍水道		
東京→川崎間相模川分水協定			東京都制
川崎水道 普伏流水を取水 4.5万m ³ /日			
	東京水道 日本水道を買収 東京水道 成城学園水道を 買収		
			農地改革

交 通	土 地 利 用	河 川	年 号
	国立市都営住宅(231戸) リッカーミシン(立川) 理科大(八王子) 共立農機(三鷹) 三省堂(三鷹)	東京水道 拝島補給水利権 $1.5 m^3/sec$ 東京水道 玉川淨水場水利 権 $1.21 m^3/sec$ (C拉張 カスリン台風) 日野用水堰の設置 渴水(久地分水の破壊)	1947年 昭和22年
	都営住宅(小平第4)(516戸) 電気通信研(武蔵野) 中央郵政研(国立) 農業検査場(小平) フォスター電機(昭島)	川崎工水 宮内で取水	1948年 昭和23年
多摩川大橋 架橋 鷺の台駅(西武国分寺線) 開設	武蔵野日赤病院(武蔵野) 関東医療少年院(府中) 電波標準所(小金井) 京王閣(調布)川崎競輪場 東経大(国分寺) 都営住宅(調布・下布田) (210戸) 武蔵工大(世田谷) 専大(生田) 鹿島建設技研(調布) 昭和公園(10.9 ha)(昭島)	宿河原堰完成 浅川切替工事はじまる 三沢川改良工事 (二ヶ領と分離)	1949年 昭和24年
北府中駅(下河原線)開設	国立音大 法大工学部(小金井) 運輸船舶技研(三鷹) 多摩秩父国立公園指定 自然公園(滴山・高尾山・ 多摩丘陵) 日産自動車プリンス(三鷹) 日本鋼鉄コンクリート(府中) 都営住宅(府中)(396戸) 三鷹 市制 川崎競馬場	石田用水権管 福生熊川用水廃止 (玉川上水に切替) 洪水(押立一矢野口)	1950年 昭和25年
	淡水区水産研 63.7 ha(日野) 電通大(調布) 神学大(三鷹) 立川競輪場 リッカーミシン(八王子) 青梅 町制	本宿用水(西府用水)堰完成 四谷上堰廃止 折立用水 木工沈床になる	1951年 昭和26年

利水	水道	水質	一般
二ヶ領→味の素336m ³ /日 二ヶ領→明治製糖270m ³ /日		立川で地下水にガソリン流出	相模湖完成
	川崎工水拡張 8社 15,000m ³ /日		
		是政排水樋管(左32.4km) 八王子明神浄水場	
	川崎工水2拡18社10万m ³ /日		

交 通	土 地 利 用	河 川	年 号
	自然公園(狭山丘陵・武藏野) アサノポール(福生)		1951年 昭和26年
	電波研(小金井) 府中病院(府中) 多摩養老院(八王子) 川崎球場(川崎) シルバー織機(小平) 都営住宅(小平 11,406戸) 都営住宅(府中貫井302戸)	日野橋下流砂利採取禁止 浅川河道改修おわる	1952年 昭和27年
多摩水道橋架橋	自然公園(羽村草花丘陵・秋川) 国際キリスト教大学(三鷹) 富士重工業(三鷹) 都営住宅(武藏野 768戸) 都営住宅(国立 青柳348戸)	日野用水堰コンクリート化	1953年 昭和28年
拝島橋架橋	桜丘団地(調布)(京王電鉄) 都営住宅(日野 2.3.5・200戸) 府中 市制 昭島 市制 砂川 町制	一宮用水樋管	1954年 昭和29年
	多摩研究所(東村山) 青梅 市制 昭和電子(小平) 航空宇宙技研(調布) 住宅公団 豊田地区の整地開始 住宅公団 生田地区の整地開始	昭和明水堰コンクリート化	1955年 昭和30年
	京王遊園(調布)川崎埠頭 府中中央公園(府中) 調布 市制		
	動物医薬品検査所(国分寺) ヤクルト技研(国立) 日野精耕機(日野) 京王百花園(調布) 公社住宅(烏山 584戸) 公団住宅(牟礼 650戸) 公団住宅(川崎木月・住吉 438戸) 公団住宅(川崎小杉御殿 280戸) 羽村 町制	野川改修	1956年 昭和31年

利水	水道	水質	一般
	八王子水道2拡61万 14,030m ³ /日 立川水道2.3万人 5,400m ³ /日	立川周辺3165井で ガソリン臭	相模川からの津久井導 水路完成
	昭和水道2万人4,000m ³ /日 福生水道4,800人 720m ³ /日 武藏野水道4.5万人 立川水道1拡4.1万人 9,400m ³ /日		長沢浄水場(川崎) 完成
玉川浄水場水利権 1.17m ³ /sec以内	福生水道1拡6,700人 1,000m ³ /日		
	川崎工水拡張2社 2万m ³ /日 立川水道2拡5.5万人 13,800m ³ /日		

交 通	土 地 利 用	河 川	年 号
是政橋架橋 登戸陸橋架橋	八王子工業団地造成 107 ha 神代植物園 100.3 ha(調布) 岩崎通信機技研(八王子) 都営住宅(三鷹上連雀 665戸) 都営住宅(小平 25戸 206戸) 都営住宅(小平小川西中島 205戸) 公団住宅(芦花公園 248戸) 公団住宅(武藏野線町 1,019戸)	小河内ダム完成 仙川・六郷用水との分離 昭和用水堰付近の砂利採取 禁止	1957年 昭和32年
	川崎千鳥町埋立完成 10社 多摩動物公園 26.2 ha(日野) 山水電気(三鷹) 沖電気開発本部(八王子) 公社住宅(久我山 264戸) 公団住宅(日野・多摩平 279戸) 国立宅地開発 92.8 ha 小金井 市制	千ヶ瀬取水(青梅水道) 狩野川台風	1958年 昭和33年
	川崎浮島埋立完成 出光・日石・東燃の立地 (川崎) 東電技研(調布) 新日鉄基礎研(川崎・井田) 日立製作所(小平) 都営住宅(三鷹・下連雀 320戸) 都営住宅(小平第33 200戸) 公社住宅(小平 446戸) 公社住宅(世・大蔵 1,264戸) 公社住宅(烏山青葉通 256戸) 公団住宅(三鷹新川 921戸)	大丸用水堰改修 谷地川改修 残堀川改修(準用河川化 指定)	1959年 昭和34年
ガス橋車道化	青梅・羽村工業団地造成 166 ha 帝人中研(日野) 保谷ガラス(昭島) ブリヂストンタイヤ(小平) 日産自動車(村山) 日野自動車(羽村)		1960年 昭和35年

利水	水道	水質	一般
羽村補給水 $0.417 m^3/sec$	川崎水道 5拡 50万人 $29.5 m^3/day$ 武藏野水道変更 8.3万人 $27,225 m^3/day$ 昭島水道 1拡 4万人 $8,000 m^3/day$ 砂川町簡易水道 3,000人		
二ヶ領→川崎工水へ 20万 m^3/day 分水 代替として井戸掘削	川崎工水暫定拡張 5万 m^3/day 府中水道 3万人 $6,000 m^3/day$ 青梅水道拡張 2.5万人 $5,000 m^3/day$	多摩平下水処理場 (日野) $4,600 m^3/day$ 八王子屎尿処理場 $54 kL$	水質保全法
砧上浄水場水利権 $1.49 m^3/sec$ 砧下浄水場水利権 $0.87 m^3/sec$ 玉川浄水場水利権 $2.04 m^3/sec$	川崎工水 3拡 40社 $24 m^3/day$ 小平水道 1万人 $1,800 m^3/day$ 三鷹水道 4.1万人 $9,500 m^3/day$ 小金井水道 8,400人 $2,100 m^3/day$ 国立水道 2.7万人 $5,940 m^3/day$ 調布水道 3.3万人 $7,600 m^3/day$ 八王子水道 4次 7.5万人 $19,500 m^3/day$	ふじみ屎尿処理場 (立川・昭島) $50 kL$ 日野市衛生組合 $27 kL$ 千ヶ瀬浄水場 猪方排水樋管(左 $21.5 km$)	長沢浄水場(東京) 東京水道へ長沢分水
	国分寺水道 2.2万人 $4,400 m^3/day$ 日野水道 2.9万人 $3,315 m^3/day$ 日野団地水道 2万人 $3,000 m^3/day$	ふじみの屎尿処理場 (三鷹) $216 kL$ 生田下水処理場 (川崎) $2,200 m^3/day$ 東村山浄水場通水	

交 通	土 地 利 用	河 川	年 号
	都営住宅(八王子長沼 391戸) 都営住宅(三鷹 新川 362戸) 都営住宅(調布上布田 243戸) 都営住宅(福生第4他 490戸) 都営住宅(瑞穂 748戸) 公社住宅(小金井本町 510戸) 公団住宅(府中 696戸) 公団住宅(川崎百合丘 1,751戸)		1960年 昭和35年
永田橋架橋	日本水産(八王子) 沖電気(八王子) 佐藤製菓(八王子) 武藏工大原子力研(川崎) 都営住宅(立川・砂川) 955戸) 都営住宅(昭島 中神 731戸) 都営住宅(調布仙川 1,197戸) 玉川上水風致地区 11ha 五日市風致地区 12.0 ha 緑地(八王子) 15.7 ha 緑地(青梅金の淵) 33.1 ha	福生河川敷公園 129.4ha	1961年 昭和36年
	国立市文教地区 小平 市制 羽村市街地開発 玉川上水・小金井風致地区 16.5 ha 緑地(府中市日吉町) 47.8 ha サントリー(府中) ハリウッド化粧品(調布) 都営住宅(八王子 長房 3,687戸) 都営住宅(三鷹 新川 204戸) 都営住宅(調布 金子 348戸) 公社住宅(小金井貫井 349戸) 公社住宅(福生 620戸) 公団住宅(三鷹台1151戸)		1962年 昭和37年

利 水	水 道	水 質	一 般
入江崎下水処理水→工水 3万m ³ /日	川崎水道6拡7 3.2万人 38.5万m ³ /日 川崎工水4拡3 6社 14万m ³ /日 八王子水道5次20万人 6万m ³ /日 立川水道3次8.5万人 21,250 m ³ /日 国分寺水道拡張7.2万人 18,000 m ³ /日 砂川水道拡張7,200人 1,440 m ³ /日 羽村水道新設1.2万人 2,160 m ³ /日	高月浄水場(八王子) 入江崎下水処理場(川崎) 13.6万m ³ /日 清化園屎尿処理場(國立) 54 kL 川崎水道戸手浄水場、 水質劣化に伴い取水停止	
	多摩水道新設 2.2万人 4,400 m ³ /日 昭島水道2次8万人 20,000 m ³ /日 國立水道拡張 5.2万人 12,480 m ³ /日	國立排水樋管 (左 36.6 km)	

交 通	土 地 利 用	河 川	年 号
	船舶技研(三鷹) 風致地区(小平市・玉川上水街道沿) 横河ヒューレット・パッカー(八王子) トリオ(八王子) 蛇の目(八王子) 雪印乳業(日野) 公社住宅(日野 平山 830戸) 公社住宅(調布 国領 222戸) 公団住宅(東村山 南台 314戸) 日野 市制	昭和用水堰改修	1963年 昭和38年
新幹線開通 東小金井駅開設	蛇の目ミシン技研(八王子) ビルマン(小平) 日本電気(府中) 読売ランド(川崎・稻城) 都営住宅(日野第8他 220戸) 都営住宅(日野 平山他 463戸) 都営住宅(稻城 450戸) 公社住宅(調布 多摩川 3,874戸) 公社住宅(福生 加美平 1,042戸) 公社住宅(世 烏山北 991戸) 国分寺 市制	砂利採取禁止 残堀川改修 (基地下-多摩川) 異常漏水	1964年 昭和39年
	保谷レンズ(昭島) 都営住宅(八王子 中野 1,478戸) 都営住宅(三鷹 下連雀 272戸) 都営住宅(府中 南 1,181戸) 都営住宅(拝島第8 1,033戸) 公団住宅(調布神代 2,022戸) 公団住宅(小平 1,726戸) 公団住宅(国立 富士見台 2,254戸)		1965年 昭和40年
東名高速道路開通 多摩大橋架橋	国際電気(羽村) 都営住宅(昭島 東中神 485戸)	洪水(上河原堰流出)	1966年 昭和41年

利 水	水 道	水 質	一 般
	瑞穂水道 1.5万人 2,700m ³ /日	多摩桜ヶ丘下水処理場 1,900m ³ /日 湖南屎尿処理場(村山)	
稻田水源取水開始	川崎水道 7拡9.2万人 58.5万m ³ /日 府中水道拡張8万人 16,000m ³ /日	湖南処理場排水事件 (府中) 水質劣化に伴う稻田 取水停止事件 川崎水道多摩川を上水 としての使用を中止し 工水専用にする。 福生団地ゴミ プラ建設 久地排水樋管(右17.2km) 矢崎町排水樋管(左 31.0km)	武蔵水路 開通 オリンピック
府中用水 深井戸取水に			城山ダム
		多摩川水域指定され 排水基準設定	朝霞浄水場

交 通	土 地 利 用	河 川	年 号
田園都市線(溝の口—長津田) 開通	都営住宅(狛江 1,746戸) 公団住宅(立川 けやき台 1,600戸) 公団住宅(府中 日鋼 702戸) 公団住宅(川崎 西三田 1,108戸) 公社住宅(立川 富士見町 1,626戸) 公社住宅(富士見 876戸)		1966年 昭和41年
中央高速道建設開始 京王相模原線建設開始 (調布—多摩センター)	公団住宅(小金井 432戸) 公団住宅(立川 西けやき 台 240戸) 国立 市制 八王子靈廟	本宿堰復旧工事完了 上平間河川敷公園	1967年 昭和42年
首都高速開通 西武拝島線(拝島一小川) 開通	富士通中研(川崎) 緑地(是政) 2.82 ha 都営住宅(日野 新井 472戸) 都営住宅(国立 矢川比 768戸) 公社住宅(川崎 平尾 2,567戸) 公社住宅(世 烏山南 290戸)	程久保川改修 残堀川改修	1968年 昭和43年
	都営住宅(立川 松中 1,232戸) 都営住宅(昭島 玉川 240戸) 都営住宅(多摩NT 談判 1,424戸) 公団住宅(百草 日野 3,364戸) 公社住宅(青梅 霞台 1,008戸) 公社住宅(調布 細田南 364戸)	府中河川敷公園(多摩川緑地) 6.6 ha	1969年 昭和44年
	都営住宅(八王子 大和田 443戸) 都営住宅(多摩NT 東寺 方他 1,658戸) 公団住宅(日野 高幡台 1,708戸) 公団住宅(川崎 寺尾台 412戸) 公団住宅(川崎 麻生台 947戸) 公社住宅(八王子 泉 290戸) 福生 市制 狛江 市制 武藏村山 市制	拝島河川敷公園 4.8 ha 洪水上河原頭首口流出	1970年 昭和45年

利水	水道	水質	一般
		戸手浄水場廃止	
		羽村他3市町都市下水路 錦町下水処理場(立川) 21,400m ³ /日	矢木沢ダム
		三鷹東部下水処理場 21,000m ³ /日 多摩川衛生組合(立川) 70kℓ 山の神排水樋管	公害対策基本法 下久保ダム
		八王子北野下水処理場 4.5万m ³ /日 玉美園屎尿処理場 (秋川) 西多摩衛生組合屎尿処理場 (羽村) 宿河原排水樋管 (右2.2.3km) 羽村排水樋管	
		玉川浄水場取水停止 小作浄水場 国立谷保排水樋管 (左3.76km) 中部下水樋管(左44.3km) 富士見排水樋管 (左41.4km)	環境基準設定

交 通	土 地 利 用	河 川	年 号
	都営住宅(八王子 南大谷 230戸) 都営住宅(立川曙3丁目 208戸) 都営住宅(青梅 河辺 405戸) 公団住宅(立川 幸 764戸) 公団住宅(立川 若葉 1,409戸) 公団住宅(多摩NT 調訪 4,803戸) 公団住宅(小平 小川 230戸) 公団住宅(立川 柏 660戸) 公社住宅(府中 住吉町 357戸) 公社住宅(日野 新坂下 250戸) 滴山城跡公園 5.64 ha 多摩 市制 稻城 市制	上河原堰改修 谷地川改修計画決定 浅川河川緑地公園 124.9 ha	1971年 昭和46年
	公団住宅(羽村 840戸) 秋川 市制	和泉多摩川河川敷公園 20.3 20.3 ha	1972年 昭和47年
	大和空軍基地返還(立川) 34.5 ha 調布飛行場返還 19.87 ha 米軍武藏野住宅返還 (武藏野) 13 ha 都営住宅(多摩NT 八王子他 770戸)		1973年 昭和48年
	公団住宅(福生 熊川 864戸) 公社住宅(八王子 松枝 542戸)		1974年 昭和49年

註 買収工事着手。完成、一部利用等の区分の方法によって、年度に若干の差が出ていることがある。

公団住宅は1団地200戸以上とし、入居開始年に統一した。

水道・上水道は事業認可とし、浄水場・処理場は運転開始年で統一した。

利 水	水 道	水 質	一 般
		南多摩下水処理場(稻城) 35,200m ³ /日 是政排水(左3.24km)	
		北多摩1号処理場(府中) 55,440m ³ /日	
	三多摩水道・都水道(一元化(小平、狛江、東大和、武藏村山))	多摩川上流幹線通管 (左4.38km)	
	三多摩水道、都水道(一元化(小金井、日野、東村山、保谷、多摩、稻城、瑞穂))		

(i) 左岸
市町村合併年表

市町村合併年表 (ii) 右岸

1917.12.16	1917.12.8	江戸時代の古村名	1917.12.30	1917.12.38	1917.12.45	1917.12.52	1917.12.59	1917.12.67	1917.12.75	1917.12.82	1917.12.89	1917.12.96
8+村連合	3+村連合	猪塚村 飯野・人野・深澤 小和田・伊豆・高尾 戸倉	明神村 三ノ里村(5村連合)	日高町	日高町	日高町	日高町	日高町	日高町	日高町	日高町	日高町
11+村連合		喜多村 2津・喜多・堀代・喜多・三内 山田・堀上・上代屋・下代屋 牛沼・堀立・雨向 平沢・草花・草戸田 平井	戸倉村 小曾村	喜多村 而松宿村								
4+村連合	3+村連合	大久野 八王子村・横山村・八日市 八幡高・西中野・北七石・石川 大曾根・北豆・茅屋太 下原・喜田・大船・猪・下柳田	喜多村 元八王子村・横山・上条金・下条金 元八王子村・横山・大船・喜多村 上原方・下原方・喜多・小津 上川口・下川口・福舟・上入 十七日 新市	喜多村 横山村 川口村	喜多村 元八王子村 喜多村 川口村							
3+村連合		八日市 八王子町	八王子町	八王子町	八王子町	八王子町	八王子町	八王子町	八王子町	八王子町	八王子町	八王子町
6+村連合		6+村連合	6+村連合	6+村連合	6+村連合	6+村連合	6+村連合	6+村連合	6+村連合	6+村連合	6+村連合	6+村連合
7+村連合		7+村連合	7+村連合	7+村連合	7+村連合	7+村連合	7+村連合	7+村連合	7+村連合	7+村連合	7+村連合	7+村連合
5+村連合		5+村連合	5+村連合	5+村連合	5+村連合	5+村連合	5+村連合	5+村連合	5+村連合	5+村連合	5+村連合	5+村連合
2+村連合		2+村連合	2+村連合	2+村連合	2+村連合	2+村連合	2+村連合	2+村連合	2+村連合	2+村連合	2+村連合	2+村連合
7+村連合		7+村連合	7+村連合	7+村連合	7+村連合	7+村連合	7+村連合	7+村連合	7+村連合	7+村連合	7+村連合	7+村連合
8+村連合		8+村連合	8+村連合	8+村連合	8+村連合	8+村連合	8+村連合	8+村連合	8+村連合	8+村連合	8+村連合	8+村連合
6+村連合		6+村連合	6+村連合	6+村連合	6+村連合	6+村連合	6+村連合	6+村連合	6+村連合	6+村連合	6+村連合	6+村連合
10+村連合		10+村連合	10+村連合	10+村連合	10+村連合	10+村連合	10+村連合	10+村連合	10+村連合	10+村連合	10+村連合	10+村連合

東京新町村合併証(1917). 東京廃年鑑 上工作題